

平成 26 年 矢 巾 町 議 会 定 例 会 1 2 月 会 議 目 次

議案目次	1
<div style="text-align: center;">第 1 号 (12月9日)</div>	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	3
○職務のため出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○請願・陳情	6
26 請願第11号 米価安定対策等に関する請願	
26 請願第12号 子どもの医療費助成制度拡充を求める請願	
○一般質問	6
1 村 松 輝 夫 議員	6
2 谷 上 哲 議員	12
3 藤 原 由 巳 議員	24
4 村 松 信 一 議員	39
5 川 村 農 夫 議員	52
○散 会	56
<div style="text-align: center;">第 2 号 (12月10日)</div>	
○議事日程	57
○本日の会議に付した事件	57

○出席議員	57
○欠席議員	57
○地方自治法第121条により出席した説明員	57
○職務のため出席した職員	58
○開議	59
○議事日程の報告	59
○一般質問	59
1 小川文子議員	59
2 山崎道夫議員	73
3 川村よし子議員	83
4 藤原梅昭議員	94
5 昆秀一議員	111
○散会	128

第3号（12月12日）

○議事日程	129
○本日の会議に付した事件	130
○出席議員	130
○欠席議員	131
○地方自治法第121条により出席した説明員	131
○職務のため出席した職員	131
○開議	133
○議事日程の報告	133
○請願・陳情の審査報告	133
26請願第9号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に向けた、 国への働きかけに関する請願	
26請願第10号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制 度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に 係る意見書採択を求める請願	
26請願第12号 子どもの医療費助成制度拡充を求める請願	

26 請願第11号 米価安定対策等に関する請願

- 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について … 138
- 議案第72号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について …… 139
- 議案第73号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について …………… 141
- 議案第74号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について …………… 142
- 議案第75号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて …………… 143
- 議案第76号 矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて …………… 144
- 議案第77号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて …………… 148
- 答弁の保留について …………… 151
- 議案第78号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて …………… 152
- 議案第79号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて …………… 153
- 議案第80号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて …………… 154
- 議案第81号 南昌グリーンハイツに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて …………… 156
- 議案第82号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて …………… 159
- 議案第83号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて …………… 160
- 議案第84号 矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定期間の変更に関し議会の議決を求めることについて …………… 163
- 議案第85号 矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を

求めることについて	163
○会議時間の延長	168
○議案第86号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について	169
○議案第87号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）に ついて	185
○議案第88号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予 算（第2号）について	187
○議案第89号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について	189
○議案第90号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について	191
○発議案第15号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に関する意見 書の提出について	194
○発議案第16号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2 分の1復元をはかるための、平成27年度政府予算に係る意見 書の提出について	195
○発議案第17号 米価安定対策等を求める意見書の提出について	196
○発議案第18号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について	196
○閉 議	197
○署 名	199

議 案 目 次

平成 26 年 矢 巾 町 議 会 定 例 会 1 2 月 会 議

1. 請 願 ・ 陳 情
 - 26 請 願 第 1 1 号 米 価 安 定 対 策 等 に 関 す る 請 願
 - 26 請 願 第 1 2 号 子 ど も の 医 療 費 助 成 制 度 拡 充 を 求 め る 請 願
2. 議 案 第 7 1 号 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
3. 議 案 第 7 2 号 矢 巾 町 道 路 占 用 料 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
4. 議 案 第 7 3 号 矢 巾 町 町 営 住 宅 等 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
5. 議 案 第 7 4 号 矢 巾 町 水 路 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
6. 議 案 第 7 5 号 矢 巾 町 国 民 保 養 セ ン タ ー、矢 巾 町 介 護 予 防 拠 点 施 設 高 齢 者 活 動 セ ン タ ー、
矢 巾 町 屋 内 ゲ ー ト ボ ー ル 場 及 び 矢 巾 町 屋 外 ゲ ー ト ボ ー ル 場 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 等 に 関 し 議 会 の 議 決 を 求 め る こ と に つ い て
7. 議 案 第 7 6 号 矢 巾 町 立 徳 田 児 童 館、矢 巾 町 立 煙 山 児 童 館 及 び 矢 巾 町 立 不 動 児 童 館 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 等 に 関 し 議 会 の 議 決 を 求 め る こ と に つ い て
8. 議 案 第 7 7 号 矢 巾 町 立 矢 巾 東 児 童 館 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 等 に 関 し 議 会 の 議 決 を 求 め る こ と に つ い て
9. 議 案 第 7 8 号 矢 巾 斎 苑 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 等 に 関 し 議 会 の 議 決 を 求 め る こ と に つ い て
10. 議 案 第 7 9 号 矢 巾 町 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 等 に 関 し 議 会 の 議 決 を 求 め る こ と に つ い て
11. 議 案 第 8 0 号 矢 巾 地 区 農 業 構 造 改 善 セ ン タ ー に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 等 に 関 し 議 会 の 議 決 を 求 め る こ と に つ い て
12. 議 案 第 8 1 号 南 昌 グ リ ー ン ハ イ ツ に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 等 に 関 し 議 会 の 議 決 を 求 め る こ と に つ い て
13. 議 案 第 8 2 号 矢 巾 町 営 キ ャ ン プ 場 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 等 に 関 し 議 会 の 議 決 を 求 め る こ と に つ い て
14. 議 案 第 8 3 号 矢 巾 町 文 化 会 館 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 等 に 関 し 議 会 の 議 決 を 求 め る こ と に つ い て
15. 議 案 第 8 4 号 矢 巾 中 学 校 屋 外 運 動 場 照 明 施 設 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定期 間 の 変 更 に 関

し議会の議決を求めることについて

16. 議案第85号 矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
17. 議案第86号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
18. 議案第87号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
19. 議案第88号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について
20. 議案第89号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
21. 議案第90号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
22. 請願・陳情の審査報告
 - 26請願第9号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に向けた、国への働きかけに関する請願
 - 26請願第10号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める請願
 - 26請願第12号 子どもの医療費助成制度拡充を求める請願
 - 26請願第11号 米価安定対策等に関する請願
23. 発議案第15号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に関する意見書の提出について
24. 発議案第16号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成27年度政府予算に係る意見書の提出について
25. 発議案第17号 米価安定対策等を求める意見書の提出について
26. 発議案第18号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について

平成26年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第1号）

平成26年12月9日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会議期間の決定

第3 請願・陳情

26請願第11号 米価安定対策等に関する請願

26請願第12号 子どもの医療費助成制度拡充を求める請願

第4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長 川村光朗君 副町長 女鹿春夫君

総務課長	星川 範男 君	企画財政課長	秋篠 孝一 君
会計管理者 兼 税務課長	中村 滋 君	生きがい推進 課長	川村 勝弘 君
住民課長	村松 康志 君	農林課長 兼 農業委員会 事務局長	高橋 和代志 君
道路都市課長	藤原 由徳 君	区画整理課長	細川 賢一 君
商工観光課長	山本 良司 君	上下水道課長	藤原 道明 君
教育委員長	松尾 光則 君	教育長	越 秀敏 君
学務課長	吉田 孝 君	社会教育課長	立花 常喜 君
代表監査委員	立花 純幸 君	農業委員会 会長	高橋 義幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池 清美 君	係長	吉田 徹 君
主 事	根澤 のぞみ 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまから平成26年矢巾町議会定例会を再開します。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより12月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原義一議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。

川村町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原義一議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原義一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

6番 小川文子 議員

7番 谷上哲 議員

8番 廣田光男 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原義一議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の12月会議の会議期間は、12月3日開催の議会運営委員会で決定

されたとおり、本日から12日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 異議なしと認めます。

よって、12月会議の期間は本日から12日までの4日間に決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付しました会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 請願・陳情

26請願第11号 米価安定対策等に関する請願

26請願第12号 子どもの医療費助成制度拡充を求める請願

○議長(藤原義一議員) 日程第3、請願・陳情を議題とします。

12月3日開催の議会運営委員会までに受理した請願は、お手元に配付したとおりであります。26請願第11号 米価安定対策等に関する請願については、産業建設常任委員会に、26請願第12号 子どもの医療費助成制度拡充を求める請願については、教育民生常任委員会に、会議規則第92条第1項の規定により付託します。

日程第4 一般質問

○議長(藤原義一議員) 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

12番、村松輝夫議員。

第1問目の質問を許します。

(12番 村松輝夫議員 登壇)

○12番(村松輝夫議員) 議席番号12番、村松輝夫です。私は、川村町長に次期町政を担う決意についてお伺いをいたします。

今定例会の一般質問通告をしたのが11月21日でありまして、本日までの間にいろいろ動きがありました。特にも12月7日の岩手日報、翌8日の盛岡タイムスには、川村矢巾町長が勇退へと報道されたのでありますが、その真意をぜひお伺いをいたしたいと思いません。

川村町長の4期目のスタートは、東日本大震災の直後でもあり、国家予算は、当然のこ

とながら被災地に振り向けられ、本町が取り組んでおります大型プロジェクトである矢幅駅周辺土地区画整理事業を初め岩手医科大学附属病院の開業を見据えた藤沢、中村地区への住宅地の確保、徳田橋のかけかえ、矢巾中学校の移転新築、そして健康長寿のまちづくりなど、第6次矢巾町総合計画後期計画の取り組みに暗い影を投げかけるような大きな出来事でありまして、これらの事業が計画どおりに進むとは限らない状況下でありました。しかし、川村町長の掲げる創造、決断、実行を理念に政策を精力的かつ誠実に町政を推進したことによって、三十数年来の懸案事業でありました矢幅駅前地区東口の再開発事業は、順調に進んでおります。そして矢幅駅から医大キャンパス及び附属病院、さらには徳田橋方面へと人の流れ、にぎわいが見え始めてまいりました。また、昨年8月9日の豪雨被害に際しても、精力的に動かれ、国、県から復旧予算をつけていただきました。岩崎川改修については、矢次の旧農免道、県道下まで延長が認められ、5年間で48億5,000万円の予算をつけていただいたのも、ウエストヒルズ広宮沢の保留地販売にしても、町長のトップセールスとしての実績のたまものであります。

目指せ日本一健康な町やはば、これを実現のためにも、まだまだたくさんの仕事は残っております。今後の町政についてご意見をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 12番、村松輝夫議員の次期町政を担う決意についてのご質問にお答えいたします。

町政を担ってまいりましてから16年目を迎え、現在4期目の任期最終年となっております。この間、議員各位を初め町民の皆様から力強いご支援、ご指導を賜ってまいりましたことに対し、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。私は、町長就任以来、豊かな自然と田園に囲まれた町の歴史と風土を大切にしながら町民憲章に掲げる和といたわりと希望のまちの実現を目指し、町民の皆様が何を考え、何を求めているかを対話の中から見出し、創造、決断、実行を基本理念とし、公平、公正な町政を信条に誠心誠意最大限の努力を傾注いたしてまいりました。この間、国内では長引く不景気とたび重なる政権交代など、不安定な社会情勢にある中、平成23年3月に発生した未曾有の東日本大震災により、原子力発電及び放射能問題など、大きな転換を強いられる依然として厳しい状況が続き、さらには少子高齢化が加速し、人口減少社会が現実化するなど、多様な課題が山積されて

きております。

本町におきましても、厳しい財政状況の中、まちづくりの主役は町民の皆様であることを基本に財政基盤の強化を図りながら町政運営の指針である第6次矢巾町総合計画において「みんなでつくるうるおい豊かに躍進するまちやはば」を基本理念に掲げ、3つのまちの将来像と5つの施策大綱に基づき町民の皆様のご理解とご協力を賜り、順調に計画を進め、来年度が最終年度となっているところであります。

現在岩手医科大学の総合移転事業を初め、矢幅駅周辺土地区画整理事業の推進など、鋭意取り組んでいるところであり、特にも矢幅駅周辺土地区画整理事業につきましては、30年来の懸案事業で矢幅駅から岩手医科大学矢巾キャンパス及び附属病院、そして徳田橋へと新しい人の流れ、にぎわいを創出する将来の本町を展望する事業となっております。

新たな市街地として開発が進められております中村地区及び藤沢地区の住宅開発は、これらの事業を推し進め、人口減少対策の一つとして取り組んでいるところであります。町民との協働によるまちづくりが求められている今日、町政の発展と町民に夢と希望を与え、住みたい町、住み続けたい町を目指し、行政運営を推進しているところであります。

次期町政につきましては、本町の今後を新しい発想力をもって矢巾町の将来を担う若い方々に委ね、私は後進に道を譲る決断をいたしたところであります。先達の思いを引き継ぎ、そして私なりに町政を担わせていただき、全力で取り組んでまいりましたが、次の世代に矢巾町の将来を託す時期が来たと判断をいたしました。藤原議長様を初め議員各位のご協力とご指導を賜りましたこと、そしてまた町民からの温かいご支援によって4期16年、町長を務めることができましたことに衷心より御礼申し上げますとともに、残りの任期を私の全知全能を傾け、全力で取り組み、その責務を全うしたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松輝夫議員。

○12番（村松輝夫議員） ただいま答弁をいただきました。この件に関して一言述べさせていただきます。私は、矢幅駅前地区の住民の一人であります。この地域は、再開発事業に一度挫折をし、そのことによっておくれ、商店や住宅密集地でありながらも下水道が整備されず、いまだにくみ取りのトイレでありました。衛生的な生活環境が立ちおくれた地域だったのであります。区画整理事業進行によって住宅の移転、再築等は、あと一、二軒を残すのみとなりました。それでくみ取りのにおいが町から消えてしまいました。あ

りがとうございました。勇退を表明されましたが、まだ仕事はたくさん残っております。目指せ日本一健康な町やはばの実現のためにも私としては、せめてもう1期頑張っていたできたかったなという心境であります。

終わります。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○12番（村松輝夫議員） それでは、第2問目の質問でございます。町公共施設の老朽化対策について町長にお伺いをいたします。

今全国の自治体で学校や公民館、図書館などの公共施設の老朽化が大きな問題となっております。総務省の調査によると、施設の耐用年数が超えている、あるいは10年以内に超えるとされる公共施設は、全国で4割以上に上るとされております。それでは、本町での実態はどうかを以下伺います。

1つ目、耐用年数が超えている施設あるいは10年以内に超える施設は、幾つあるかお伺いをいたします。

2点目、施設の修繕や建てかえ計画には、幾らかかると試算をされているのか。また、その資金計画について伺います。

第3点、例えば橋梁の老朽化対策のような優先順位を示されたい。また、今後廃止される施設はあるのか。また、廃止される施設がある場合、町民サービスをどのように補っていかうとしているのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 町公共施設の老朽化対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の耐用年数が超えている施設あるいは10年以内に超える施設はあるかについてですが、平成26年4月22日付で公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についての総務省からの通知により、昨今のインフラ老朽化に伴う事故や危険性の排除のため、各地方公共団体において、国の動きと歩調を合わせ公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する計画、いわゆる公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請があったものであります。この要請により、本町におきましては、公共施設等総合管理計画を策定するため、今年度から計画策定のための準備を進めているところであります。

公共施設等総合管理計画策定においては、その策定の基本となる全ての固定資産の特定把握、台帳整備が必要不可欠であり、これは公共施設に係る土地、建物、町所有の埋設物などを確実に特定し、現状把握から30年ないし50年先の具体的管理内容として更新あるいは

は除却等の方針及び計画を策定するものであります。

なお、この公共施設等総合管理計画策定において、固定資産台帳の整備についてご説明いたしましたが、平成29年度の地方財政決算報告においては、国の方針により、全国自治体共通の複式会計方式の決算方式を行うとのことであり、これにおいては、固定資産、動産、工作物、立木等、あらゆる町資産を台帳登録し、管理する必要があるため、公共施設等総合管理計画策定時に取り組みべき固定資産台帳整備とあわせて年明けから準備を始め、平成27年度から具体的に固定資産台帳等整備、公共施設等総合管理計画、新公会計複式会計方式への移行を進めていく所存であります。

また、公共施設等総合管理計画については、第7次矢巾町総合計画の施設等整備や更新維持計画または除却計画と合致すべきものであります。公共施設等総合管理計画期間については、50年先ほどの計画も見込む内容となっておりますことや個別の施設等の維持管理計画に内容を反映することになりますから、公共施設等の整備、更新、維持及び除却に係る内容については、本計画で具体的な内容をご報告することとなります。公共施設等に係る施設等の現状等の把握については、この計画を策定開始する平成27年度から具体的な行動指針や調査内容を決定し、把握するものとなります。計画策定期間としては、平成27年度と平成28年度の2カ年において、知識経験者の方などを選任し、計画策定委員会や庁内検討委員会、町職員や一般住民を加えた作業部会または意見交換会などを行う予定としており、計画案の策定を予定しているものであります。このことから、この計画策定時に具体的に町のそれぞれの構造物が今後どの程度の現実的な耐用年数があるものか判定を行い、新設、維持補修、長寿命化修理または除却とするものか検討することとなり、一律に構造物に対する10年以内に耐用年数を超える施設といった捉え方は現在行っていない状況であります。

2点目の施設の修繕や建てかえ計画には幾らかかると試算されるか、またその資金計画についてですが、この試算と計画を策定することこそが公共施設等総合管理計画策定の趣旨になるものであります。

3点目の橋梁の老朽化対策のような優先順位とのことでありますが、町においては、平成25年1月において、橋梁の長寿命化修繕計画を策定しており、この計画において全管理橋梁327橋のうち計画の対象橋梁44橋について、点検時期や修繕内容、かけかえ時期を定めていることや町営住宅においては、平成22年度において長寿命化修繕計画を策定し、今後の公営住宅の維持管理、長寿命化の管理を行っている状況であります。また、小中学校、

教育施設においては、平成25年度までに耐震化工事が終了しており、現在は社会教育施設等の耐震診断等を公共施設等総合管理計画に先行して取り組んでいる状況であります。

今後の町の公共施設等の新設や維持管理、長寿命化計画または除却については、第7次矢巾町総合計画とあわせて町公共施設等総合管理計画策定時にあらゆる課題や財政的負担の計画なども検討し、町民へのサービス向上と住民負担などのバランスを参酌し、現在策定されている個別計画の見直しや内容のすり合わせも行い、今後半世紀程度に係る計画となる重要な計画でありますので、その都度進捗状況等や内容について機会を捉えてご報告させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松輝夫議員。

○12番（村松輝夫議員） この公共施設の老朽化対策については、国の指針、示されたことに従ってまだまだこれからの取り組みだということではありますが、人口減少社会への対策として、今後統廃合しなければならない施設も生ずるものと思われませんが、建物自体の老朽化のみならず附帯設備が時代の要求に応じられなくなっている施設が多く見受けられます。その代表的なものがトイレであります。和式タイプを洋式の便座タイプに早く改善しなければならないと思いますが、その見直しなどについて、それぞれお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

公共施設等につきましては、今議員さんお説のとおり、人口減少あるいは高齢化に伴いまして使い方、あるいはそういったことが変わってくるのではないかなということで予想されております。そうした中でトイレのお話でございますが、水洗化あるいは和式から洋式化ということのことでございますが、今町でも予算編成の時期でありまして、いろいろ各課のほうでは住民の皆さんの要望等取り入れまして、予算の見積書を提出してございますが、大変歳入と要望に対する歳出の幅が非常に大きなところがございまして、そういったところを調整しながら予算編成に取り組んでまいりたいということで考えております。そうした中で、これまでも少しずつではあります、和式から洋式にそれぞれの施設、少しずつではあります、改善をしてきているところもございまして、そういった予算の調整も図りながら改善できるものについては、何とか取り組んでまいりたいと考えてござ

います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松輝夫議員。

○12番（村松輝夫議員） 少しずつは進んでおるといことでありますが、今後ますますこういう人が集まる場所には、やはりこの時代の要求に合わせたような改善をぜひ進めていって、町民サービスの向上につなげていただきたいと、このように申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○議長（藤原義一議員） 以上で12番、村松輝夫議員の質問を終わります。

次に、7番、谷上哲議員。

第1問目の質問を許します。

（7番 谷上 哲議員 登壇）

○7番（谷上 哲議員） 議席番号7番、谷上哲でございます。早速質問に入らせていただきます。

まず最初は、地方創生に関する質問でございます。本年5月、日本創生会議のストップ少子化・地方元気戦略、いわゆる消滅自治体リストの公表が呼び水となって人口減少問題が全国的にクローズアップされ、急速にその機運が高まってまいりました。政府は、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、国として本格的に地方の人口減少や超高齢化の課題に取り組み始めました。本県においても人口減少に対する取り組みをさらに強力に推進するために本年5月に人口問題研究会を、また6月には、知事を本部長とする人口問題の対策本部を立ち上げました。また、市町村との連携を図るために7月には、県と市町村人口問題連絡会議を設置し、人口減少対策に対する今後の施策の一層の推進を図るべく検討を進めております。こうした点に鑑み、以下について伺います。

1点目として、前述した国のまち・ひと・しごと創生本部や関連法の動向に注目しながら現時点で本町としての地方創生に対する基本認識及び本町人口に関する目標設定や地域特性を初め、それぞれの課題に応じた政策的な方向及び今後の進め方について伺います。

2点目として、第7次矢巾町総合計画に本町の集約拠点施設としての道の駅設置計画を徳丹城の隣接地区に試みてはということでございます。人口対策には、増加させる直接施策と減少させない間接施策があると思います。本町は、現在進行中の各種事業、とりわけ医大の附

属病院の移転や関連する住宅地の開発及び商業集積など造成中であり、楽観視はできないものの、現時点では比較的展望が開けているといっても過言ではないと思っております。したがって、多くの施策を盛り込む以前に他市町村にあって本町にない施設、また本町の総合情報の発信基地として、さらには産業振興や雇用の創出に対応して行政主導でこの道の駅の建設、これに連動して農商工及び行政の連携による運用の構築を図ってはいかがかということでもあります。

3点目として、第7次矢巾町総合計画に総合運動公園の建設計画をとということで、2点目と同様に他市町村にあって本町にないものとして、いずれ総合運動公園の設置が望まれます。清水野地区に引き続き、県の総合運動公園誘致を推進しつつも、両立てで本町独自の総合運動公園も視野に計画の調査、検討を実施してはいかがかということ、以上についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 7番、谷上哲議員の地方創生に関する質問にお答えいたします。

1点目の地方創生に対する基本認識及びそれぞれの課題に応じた政策的な方向及び今後の進め方についてですが、まち・ひと・しごと創生法案につきましては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することが目的とされております。

その基本理念として、地域の特性を生かした魅力ある就業機会の創出、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保、国、地方、公共団体、事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めることなどが地方自治体に求められております。町といたしましては、今後庁舎内において、人口減少対策等に係る検討委員会を立ち上げることとしており、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的な計画、いわゆる市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定などに向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2点目の第7次矢巾町総合計画に本町の集約拠点施設としての道の駅設置計画をについてですが、もともとはドライバーの休憩施設として生まれた道の駅は、地域の文化や歴史、名所や特産品などの魅力を紹介する情報発信の場ともなっております。国土交通省の資料によ

りますと、道の駅は全国に約1,030カ所あり、そのうち県内には30カ所、それぞれの特色を生かすために創意工夫をしているところでもあります。現在の道の駅は、町の特産品である農産物を活用した6次産業化を推進するため、道の駅区域内に加工施設や直売所を設置しているほか、道の駅を発着所として観光資源を活用した観光名所めぐりやイチゴ狩り体験を企画するなど、町の特産品や観光資源を生かして人を呼び、地域に雇用を生み出す核へと進化してきております。

本町でもこのように6次産業化の推進や観光資源を生かすことでの雇用創出の取り組みは、とても重要であると認識しております。そうしたことも踏まえ、一日の交流人口が1万人と試算される岩手医科大学附属病院移転敷地内に建設が予定される商業用施設においてテナントを募集する予定もあると伺っておりますことから、このような施設の有効活用なども念頭に置き、今後も情報収集を行い、農商工連携による産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

3点目の第7次矢巾町総合計画に総合運動公園の建設計画をについてですが、平成28年に開催される第71回国民体育大会の主会場をめぐり、これまで矢巾町を初め各地で新総合運動公園の誘致活動が繰り広げられてきたところでもあります。しかしながら、県では財政的な事情もあり、新総合運動公園の整備を凍結し、既存の施設で対応することに方針転換をし、最終的に北上総合運動公園陸上競技場に決定したことは、既にご承知のとおりであります。

このような経過や現在の県の財政状況におきましては、新総合運動公園の誘致活動を行ったとしても、実現は非常に難しいものと認識しております。また、本町が単独で総合運動公園を整備することにつきましては、現在の財政状況からは極めて厳しい状況にあると考えております。町では、このような要望に応えるための、平成11年に紫波町・矢巾町における公の施設の使用に関する協定を締結し、紫波町総合体育館、紫波町多目的スポーツ施設、紫波運動公園と矢巾町文化会館を相互に利用できる仕組みを構築しており、今後もこの取り組みを継続することなどで近隣市町とお互いにはない部分を補ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

7番、谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） ご答弁ありがとうございました。4点ほどございますけれども、1点ずつ区切って説明させていただきます。

まずその第1点目として、岩手県では、さきに述べたとおり、7月に人口問題に関しての

市町村との連携を図るために人口問題連絡会議を設置したということでございますけれども、これまでこの件に関して人口減少対策にどのような取り組みが行われたかについて、まず伺いをいたしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） これは、県のほうでどのように行われたかということでありましょうか。県のほうでは、先般まち・ひと・しごと創生に関する担当者会議等も開かれておりまして、今後の対策等、あるいはそういったことの手順等について私も出席をいたしまして説明を承ってまいりましたが、いずれ国といたしましては、いわゆる地方版の総合戦略の策定につきまして各市町村においても策定をするように、これは努力義務ではあります、そういった要請があります。そして、その策定に当たりましては、国や県等のそういった内容につきまして参酌あるいは勘案をして、市町村の計画を策定していきましようというような説明でございましたので、今後そういったところで2014年から2015年度中にそういった策定をできるだけしてほしいという要請があるということの説明を承ってございましたので、先ほど町長から答弁がありましたとおり、町内でもそういった検討委員会等を設置をしまして、そういった対応を図ってまいりたいというようなことで考えているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 次に、2点目といたしまして、道の駅につきましては、ご答弁いただきましたように、国土交通省により登録されたいわゆる休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設でございます。道路利用者のために休憩機能、それから道路利用者や地域の人々のために情報発信機能、そして道の駅を核として、その地域のまち同士が連携する地域の連携機能といった3つの機能をあわせ持つ内容になっております。一口で道の駅といいますが、大きくは2つの機能を有しております。当然ながら1つは駐車場とトイレ関係、そしてもう一つは発展機能と言われます、いわゆる産直中心の物販販売、またレストラン、情報コーナー、また特定の地域では温泉などということで、どちらかといえば道の駅については、その魅力については、後者のほうに重点が置かれているのが昨今の実情でございます。ご答弁にありましたように、岩手県の中には30の道の駅がございます。

それでこの道の駅、雫石あねっこは、9つの施設を備えておりまして、本県を代表する道の駅ということになるかと思えます。したがって、手短かにこの内容について触れさせていた

だきます。まず総事業費が約4億7,000万円で、その中の補助金額が1億7,000万円ということです。とりわけ身近な物産館、いわゆる産直、特産品レストランなどの館ですが、1億9,600万円の事業費、うち補助金が約半額9,800万円、いろいろ補助事業がございますけれども、この場合は、農林水産省となっております。それで物産館の年間売り上げが1億3,000万円、客数が17万2,000人ということです。それで事業主体ですが、事業主体は、雫石町で株式会社雫石が指定管理者として管理運営を行っているということで雇用形態も臨時やパートで約65名ほど雇用していると。また、農産物、いわゆる産直販売におきましては102名の組合で組織運営をしているということでございます。

このように各地の事例は、事業主体が市町村、そして管理運営が第三セクターという形態がほとんどでございます。地方創生といった大くくりのテーマにあえてこの道の駅だとか、総合運動公園といった特化したテーマを今回持ち出したのかということですが、答弁にありましたように、まさに第7次矢巾町総合計画の策定期間を迎えているからであります。目先のことだけではなくて、非日常的なテーマを中長期計画でやることでの可能性が出てくるからであります。ご答弁いただきましたように、今後開業予定の岩手医大附属病院の敷地内に建設予定されている商業用施設の有効活用も検討の視野に入っているというご答弁でございまして、これについては、私も全く同感でございます。

ただ、しかしながら、今後の計画具現化の状況次第では、そうした内容を満たすことが難しくなった場合でも、この道の駅の具現化に向けて計画検討の研さんを惜しまないでほしいと思っております。この件について伺いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ただいまの件についてお答えをいたします。

道の駅につきましては、私の記憶だと4号線につきましては、南は石鳥谷、北のほうは岩手町になりますか、その辺にあると思いますので、距離的なことからいいますと、西根、4号線だと岩手町になりますか、距離的なことからいえば、矢巾もちょうどその中間といいですか、そういったところではいいのかなというふうなことはありますが、さまざまなこれまでもそういった議論がありまして、その2つの機能のうち物販あるいは農産物等の販売等にありましては、さまざま集荷物といいですか、販売物の収集の件などもいろいろ検討されたやにも聞いたりして、なかなか実現に向かなかった部分もあると思っておりますが、いずれ第7次の総合計画の策定に当たりましては、そういった総合的に農商工連携の観点からそういった議論もあってしかるべきものとは思っておりますので、そういった委員会等でも議

論は必要であろうということで捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 3点目といたしまして、総合運動公園の設置計画についてであります。清水野地区への県総合運動公園誘致が実現すれば一番いいわけですがけれども、仮に難しい場合は、町単独の事業としてどのようにすれば、実現可能かという視点から一定の調査費を計上して計画調査活動を推進する価値があるのではないかと考えております。

本町のまちづくりの方針にもあるように、清水野地区は、都市的土地利用を前提とした上で、いわゆる隣接する観光レクリエーションゾーンと連携した活性化策ということで既存の温泉保養施設と、それからスポーツレクリエーション施設、あるいは県営煙山森林公園のネットワーク化といった回遊性を高めるために、あるいは宿泊研修施設などの整備も検討しながら、いわゆる一体整備がこの豊かな自然を生かした魅力あふれる観光レクリエーションゾーンの形成になると思われま。

こうしたことについても、通常なら非日常的なテーマとして片づけられるわけですがけれども、前述したように総合計画策定時だからこそ本町の継続的な発展のため、その展望を確立すべく、いわゆる調査、検討を推進してはいかがかと考えております。この点について、先ほど来、岩手医大の総合移転についても、用地の収容から今日まで既に10年経過、そしてまた附属病院の移転開業まで合計15年を有するわけです。同様に長期計画だから実現可能という観点で、この総合運動公園の計画検討を進めてはいかがかと考えております。再度伺いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ご趣旨は理解してございますので、まずそういった議論につきましては、総合計画策定の委員会等で議論されることになってほしいなど、むしろこう思っているところでございます。先ほど町長からご答弁ありましたとおり、そういった町の財政事情等もあるということをご答弁させていただいているところでありますし、先ほど村松輝夫議員さんのご質問にもご答弁したこともありますが、そういった施設整備につきましては、ほかの町であって、施設があって、我が町ではないからつくりましょうという、そういった発想は、これからなかなか非常に難しいのではないかなという思いもございます。そういった意味で今各自治体の自立を持ちながらも広域の取り組みをしていか

なければならぬ時代でありますし、それから人口減少あるいは高齢化等に向かっている中で、そういった施設の使い方等が順次変化もしていく中でございますので、そういったところも含めまして議論をしていく必要があろうかと思っております。第7次総合計画策定の時点でそういった議論がされることをむしろ期待しているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 4点目といたしまして、岩手医科大学の総合移転に際して、土地の収用からインフラ整備を初め、事前の受け入れ体制については、現在進行中の駅前の区画整理事業と並行して各種の取り組みが進行中であります。医大自体でも平成31年5月の移転開業計画に向けて順調に計画が推進されているということでございます。これまでも医大の移転に伴う交流人口の増加を起点とした各種の効果にはかり知れないものがあると推測されることから、各方面での相乗効果を最大限に生み出すべく連携を深めた所要の取り組みをすべしといった状況下にあります。確かに種々の効果を創造して、最大限に発揮することを否定するものではございません。しかし、これまでの医大附属病院などの移転に伴う効果を他の地区で検証いたしますと、何といたっても住宅地の可能な限りの周辺造成に効果が一番発揮されているといたっても過言ではございません。

こうした観点からすれば、本町でも先ほど来話に出ておりますように、中村地区とあわせて医大の附属病院前に宅地造成を行っております。しかし、前述した他地区、全国といわずにとりわけ昭和62年に移転新築した、例えば福島県立医大附属病院、近場で、それから昭和45年に開設した秋田大学の附属病院の周辺を見ますと、かなりの年数はたっておりますけれども、当然この比較の比ではなく、周辺は物すごい住宅エリアに囲まれております。少なくともこの、このと言いますのは、今の藤沢地区の数倍の宅地造成が望まれるところではあります。終局的にはこの効果がすごく大きいのではないかと。ただし、実現には幾多のハードルがあるということは当然のことです。さきに農地の住宅地への転用を許可する権限をめぐって国と地方の協議が大詰めを迎えている。まちづくりの自由度が増し、活性化につなげることができるとして、地方のほうは権限を市町村に移譲するよう求めていますし、それから農林水産省は、土地が、農地が守れなく、農業衰退を招きかねないということで強行に反対するといった現象です。

地方分権改革の重要テーマに関して内閣府の有識者会議が11月下旬にどのような結論を

出すか注目されると言われ続けてきました。いずれ先月の11月28日に第10回地方分権改革有識者会議が開かれて、種々の計画が出されておりますけれども、まだ私自身この中身についてよく検証はしておりません。前述しましたように、いろいろと障害があるにせよ、今後この住宅造成に向けて今後とも取り組むべきというふうに思っておりますけれども、この件についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 医大の総合移転に関しましては、我が町にとりましては、この移転につきましては、相当の経済効果と波及効果があるものと認識しております。先般町議会の町政調査会の研修会と申しますか、講演会でも私も参加させていただきましたが、いろいろこずかたサービスの社長さんからさまざまアドバイスと申しますか、そういったことも承りまして、非常に意義あるものだと思っております。私も認識しているものでございます。そうした効果をさらに上げるためには、今谷上議員さんがおっしゃったとおり、そういった定住化に向けた対応策が必要であろうと。特にもそういった市街地の拡大ももしかすると必要になろうかと思っておりますが、そういった中でいろいろ土地規制の問題もありまして、すぐ簡単にいかないという部分もありますので、そういった部分も懸案しながら今後対応していきたいなと思っております。

先ほど谷上議員さんのお説のとおり、今地方分権の時代でできるだけ町がやりやすいと申しますか、各自治体ができやすいような対応をとるようというふうなお話もありますが、そこはなかなか国と地方というそういった戦いというわけではないのですが、そういった調整もなかなか進まないというのも事実でありますので、町といたしましても、そういったところを注視しながらそういった定住化あるいはそういったものの推進を図りながら活性化に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き、谷上哲議員の一般質問を行います。

第2問目の質問を許します。

○7番（谷上 哲議員） 2問目の質問といたしまして女性の活躍に関してでございます。

安倍内閣が経済再生に向けて展開をし、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の3本の矢、3本目の矢として、持続的な日本の経済成長につながるための成長戦略の中で女性が輝く日本をつくるための政策として、いわゆる待機児童の解消、女性役員管理職の増加、現場復帰、さらには再就職の支援、子育て後の起業支援について掲げております。しかしながら、これ以前に国や県、本町においても平成11年6月に男女共同参画基本法の制定のもとに、県においては、いわて男女共同参画プランの策定及び岩手県男女共同参画推進条例を制定して、現在平成32年度を目標年次とする10カ年計画の進行中でございます。また、申し上げるまでもなく、本町においても同様の観点から平成18年度を初年度として来年、27年度までの10年間を計画期間として進行中でございます。これらに関連して伺います。

1点目として、国の政策として掲げている成長戦略としての女性の活躍に関して、現時点での本町としての基本認識、また今後の対応について伺います。

2点目に本町における男女共同参画プランに基づいた活動推進の状況と今後の進め方について伺います。

それから、3点目に、女性の就業支援に関して来春から実施予定の児童館利用対象学年6年生までの拡大に関して、本町の対応は可能か。また、女性の就業支援につながるかについて伺います。

4点目に、町職員に占める女性の役職及び管理職への登用実態及び今後の対応と考え方について伺います。

5点目として、女性の雇用拡大について伺います。

以上、伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 女性の活躍に関してのご質問にお答えいたします。

1点目の現時点での本町としての基本認識と今後の対応についてですが、人口減少問題がクローズアップされる昨今、女性の社会参画への期待が一層高まり、単に労働力人口が増加するだけでなく、女性の視点が加わることで新たなサービスが開拓され、ひいては経済の成長につながることを期待されております。これに伴い国は、全ての女性が輝く社会づくりの構築に向け、女性の力を最大限発揮できる活力ある社会の実現のための施策を講じていると認識しているところであります。

本町におきましても男女共同参画社会の実現に向け、平成18年3月に田園都市やはば男女共同参画プランを策定しており、男女ともに個性と能力を発揮し、生き生きと輝ける元気な町の実現に向け、各担当部署により、さまざまな取り組みを行っているところであります。

2点目の本町における男女共同参画プランに基づく活動推進状況と今後の進め方についてですが、現在平成22年の中間目標の達成状況調査を踏まえて設定した平成27年度の最終年度目標を達成すべく各課で取り組んでおります。具体的な取り組み内容といたしましては、男女共同参画に対する意識改革の推進として、岩手県男女共同参画サポーター養成講座に今年度の参加者を含め、当町から14名が受講し、サポーターとして認定されております。今後地域における活動の核として期待されるサポーターの普及と、さらなる養成の促進を図るべく取り組むとともに、広域で開催されている事業について広報紙等で情報提供を行うなど、積極的に取り組んでおります。また、農林業の経営を家族で取り組み、男女の共同参画を目的に家族経営協定を推進しております。毎年3家族を目標に現在49家族が締結し、女性の地位向上に努めているところであります。

町関連団体に対する指導、取り組みといたしましては、連合婦人会や商工会女性部、JA矢巾地域女性部など、町内の女性7団体で構成する矢巾町女性教育連絡協議会におきまして、女性の社会における地位向上と教養を高めることを目的に各団体の中においてお互いの情報共有に努めるとともに、毎年開催されております矢巾町女性のつどいに対しまして、女性の視点によるまちづくりの支援を行っているところであります。

田園都市やはば男女共同参画プランは、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間としており、平成27年度は平成28年度からの新たな男女共同参画プランを策定する予定となっております。そのためには、矢巾町男女共同参画推進懇話会を開催し、広く意見を募集して、女性が社会においても、家庭においても幸せを感じることでできる地域社会を目指した本町における計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の来春からの児童館利用対象学年を6年生までの拡大に関して、本町の対応は可能か。また、女性の就業支援につながるかについてですが、現在本町の児童館の登録児童の利用人数は、12月1日現在、徳田児童館47名、煙山児童館105名、不動児童館52名、矢巾東児童館74名となっております。平成27年度から利用対象を全学年とした場合、登録児童数がどの程度ふえるのか。現在の登録児童と各小学校の学年別児童数、昨年度行ったニーズ調査の結果などをもとに試算をし、さらには矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第2項の面積基準を勘案した結果、徳田児童館、不動児童館及び矢

中東児童館は、それぞれ6年生までの対応は可能であります。一方、煙山児童館については、現状では面積基準を満たすことができず、難しい状況であるものの、現在建物の増築を計画しており、増築部分が完成することにより、6年生までの対応が可能になります。また、これまで登録児童を3年生以下としていたため、4年生になると1人で留守番をさせるのが心配で就業をためらっていた保護者の方々も安心して仕事ができる環境が整うことから、女性の就業支援につながるものと考えております。

4点目の町職員に占める女性の役職及び管理職への登用実態及び今後の対応についてですが、矢巾町役場内における三役を除いた職員のうち女性の割合は約37.4%であり、女性職員の割合は増加傾向にあります。また、係長以上の役職における女性の占める割合は14.5%となっており、そのうち管理職等の登用については、16人中女性の占める割合は12.5%となっております。今後も管理職等の登用については、男性、女性を問わず適材適所に登用する方針であります。

5点目の女性の雇用拡大についてですが、働く女性が多くなった今日、雇用の場でもさまざまな分野で女性の活躍が目立つようになりましたが、その一方で働く意欲がありながら結婚や出産、子育てのために仕事に就くことができない状況もあります。女性の就業は、労働力の確保という面だけでなく、世帯所得の増加に伴う消費活動の活発化という面でも効果が見込めるほか、企業や社会全体を活性化する大きな力となるもので、今後少子高齢化が進み、労働人口が減少していく社会の中で、雇用の場における女性の活躍には期待が高まっているところであります。

現在就業の場においては、労働基準法や男女雇用機会均等法の改正等により、男女の社員で働き方や待遇に格差がなくなっている企業がふえてきている状況であり、男女共同参画を推進するためには、男女を問わず子育て中の雇用労働者に対する企業の理解と協力も不可欠な要素となっております。

このような背景を受けて、本町においては、矢巾町男女共同参画プランを策定し、男女が仕事、家事、育児等を公平に分担することや、職場、地域社会のあらゆる機会への女性参画の確保、出産、育児後の就業確保など、安心して子どもを産み、育てることができる環境と体制の整備を推進しているところであります。女性の雇用拡大については、民間企業や自営業者にも理解、協力を得ながら女性が働ける場、男性も家事、育児等に協力できる環境づくりを進めるため、今後も関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 続いて、第3問目の質問を許します。

○7番（谷上 哲議員） 最後、3問目といたしまして、生活困窮者自立支援法の施行に関してでございます。

この生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の段階の、いわゆる自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、さらには住居確保給与金の支給、その他の支援を行うため、来年平成27年4月1日に施行されます。これに関連して伺います。

1点目に生活困窮者自立支援法施行に伴う事前の準備状況についてでございます。

2点目として、生活困窮者自立支援法施行後の対応について。

以上、お伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 生活困窮者自立支援法施行に関してのご質問にお答えいたします。

1点目の生活困窮者自立支援法の施行に伴う事前準備状況についてですが、生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前に生活困窮者を対象に自立相談支援事業の実施等により、包括的、継続的な支援を行い、自立への促進を図ることを目的とし、平成25年12月6日に可決、成立し、平成27年4月1日の施行に向けて準備が進められております。

法に基づく自立支援事業等の実施は、福祉事務所を設置する自治体で施行することとなっており、本町においては、県の執行機関である盛岡広域振興局が実施主体となりますことから、盛岡広域振興局と連携し、進めることとなります。県では、法施行に当たり、平成25年度からモデル事業の取り組みを進めており、本町においては、生活困窮家庭の子どもへの支援として中学生を対象に学習支援及び悩み相談等に対応した子ども学習支援事業をさわやかハウスを会場に定期的を開催しております。

また、今年度新たに県が岩手県社会福祉協議会と連携し、生活困窮者自立促進支援モデル事業、いわて県央パーソナルサポートセンター事業を実施し、盛岡広域振興局管内で本町と紫波町の社会福祉協議会内に相談支援員が1名配置され、生活困窮者等の相談に対応し、包括的、継続的な支援を行うなど、モデル事業等の活用により、平成27年4月1日の施行に向け、準備を進めているところであります。

2点目の生活困窮者自立支援法の施行後の対応についてですが、法の施行は、福祉事務所

を設置している自治体で施行されることとなっておりますが、新制度は生活困窮者支援という住民に対する基本的なサービスに係るものであり、社会的に孤立し、みずから支援を求めることが困難な場合も多いことから、生活困窮者の早期発見、把握をすることが重要であると捉えております。現在構築しております地域ケア会議等のネットワークを活用するとともに、県の執行機関である盛岡広域振興局と連携し、対応してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で7番、谷上哲議員の質問を終わります。

次に、2番、藤原由巳議員

第1問目の質問を許します。

（2番 藤原由巳議員 登壇）

○2番（藤原由巳議員） 議席番号2番、藤原由巳でございます。本日は、川村町長と松尾教育委員長にそれぞれ質問をさせていただきます。

最初に、川村町長に本町の経済の実態をどう捉え、今後の経済施策をどのように進めていく考えなのかを伺います。11月17日に、国は7月から9月期のGDP速報値を2期連続マイナス成長と発表しました。そして、その翌日には、消費税10%への増税を2017年4月まで1年半延期するとし、21日には衆議院が解散され、今まさに総選挙の真ただ中でありました。その中、昨日は、GDPのさらなる下方修正が示されまして、本日の日報の報道によりますと、日本経済の停滞鮮明とありました。その前段ではありますが、県が10月中旬に公表しました2012年度の県民所得は、1人当たり250万5,000円とありまして、全国では30位相当と、11年度までの40位前後から大きく浮上したと報道されておりました。同じような方式で算出した本町の1人当たりの所得は、金ヶ崎町の350万4,000円に次いで288万8,000円の第2位となっており、前年対比で9.0%の大幅増となっております。こうした中で9月議会の決算検討会におきまして、町民1人当たりの課税所得が124万2,000円との報告もありました。このような状況下から以下についてお伺いをいたします。

1点目は、県内2番目の町民所得の大きな要因を何と捉えているのでしょうか。あわせて岩手医大の移転における経済効果をどの程度と捉え、今後の附属病院移転による経済効果と、それに伴う町財政の効果をどう想定しているのかをお伺いいたします。

2点目は、町民の課税所得内容を見ますと、給与所得が約27億円と群を抜いて大きいわけ

ですが、基幹産業と言われている農業所得が約3億円と、年々大幅減少となっていますことをどう捉え、ことしの米価下落に悲鳴を上げている今後の農業活性化施策をどう進める考えなのかをお伺いいたします。

3点目は、高齢化の進展に伴い、給与所得者が大きく減少する時期が目前に迫っている中で、この知識と経験が豊富な高齢者の活力を生み出すべく経済施策をどのようにお考えでしょうか。

4点目は、町の発展には、経済の活性化が大きな要因と思われております。その中でスマートインター設置計画等が進められておるわけですが、それに伴う企業誘致への企業の反応と今後の見通し等についてお伺いをいたします。

5点目は、総務省は6月新たな自治体広域連携、地方中枢拠点都市のモデル事業として盛岡市を選定し、広域8市町村経済連携への報道の中で川村町長は、広域市町の利益にどうつながるか検討し、いい方向に持っていきたいと歓迎するコメントをされておりましたが、その事業の詳しい内容と、その後の進展状況及び本町への影響についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 2番、藤原由巳議員の本町の経済実態と今後の経済施策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の県内2番目の町民所得の大きな要因と岩手医大及び附属病院の移転における経済効果と、それに伴う町財政への効果をどう想定しているかについてですが、町民所得については、雇用者報酬のほか、財産所得や企業の利潤など、県民や県内の企業などが得た所得の合計を各年10月1日現在の総人口の割合で算出したものであり、これと同様の方式で市町村ごとに岩手県が算出したものであります。

次に、現在公表されている平成24年度の本県経済は、東日本大震災からの復興需要の高まりから、製造業が輸送用機械を中心に増加したことや運輸業が増加したことなどが要因となり、対前年度比4.8%の経済成長率となっております。この中で本町につきましては、経済センサス調査において、運輸、通信業の事業所と従業者がともに増加傾向にあり、岩手県における調査資料である市町村民所得における町民純生産の総額が増加傾向にあります。特に第2次、第3次産業の増加が今回の大きな要因となっているものと捉えております。

次に、岩手医大及び附属病院の移転における経済効果と、それに伴う町財政への効果をど

う想定しているかについてですが、岩手医大の基本方針によりますと、附属病院移転後において、医師、病院スタッフ、約3,000人、病床1,000床と示されており、このほか学生約2,500人、通院患者、見舞客、関連企業への就労者、県立療育センター及び県立盛岡となん支援学校の教職員、入所者等を含め約1万人の交流人口の増加により、町内小売店等の販売額の増加は大きな経済効果をもたらすものと捉えております。

また、その経済効果につきましては、個人事業者の増収、医師、病院スタッフの転入による個人町民税の増収、町内法人の増収益に伴う法人町民税の増収に大きくつながるものと考えております。

2点目の米価下落に悲鳴を上げる今後の農業活性化施策をどう進めるかについてですが、本町の基幹産業としての位置づけは、町全体に占める土地利用から見ても、農業は重要な産業であることは、従来から変わらないところであります。しかしながら、農業従事者の高齢化、食生活の変化による米消費の低迷など、農業を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっております。平成25年12月に国では、農政改革のグランドデザインとして農林水産業地域の活力創造プランを掲げ、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と農業農村の有する多面的機能の維持と発展を図るための地域政策を推進して、課題の解決に向け取り組むこととし、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設の4つの改革を打ち出しております。

具体的目標として、生産性の向上を図るため、国では今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占めるよう大規模農家の育成と土地集積を進めていく目標を立てております。これを受け、本町でも集落単位で今後の地域農業のあり方を検討していただき、町内全集落において、人・農地プランの作成をしていただきました。今後は、人・農地プランを基本としつつ、時代に合った見直しも進め、まずは地域であるべき姿を議論していただくためのさらなる情報提供や話し合いをしやすい環境づくりに努めつつ、地域農業の中心経営体となり得る認定農業者及び新規就農者の掘り起こしを進めるとともに、組織力を生かすため、既存の認定農業者の会の活動を推進し、農業の担い手としての経営の安定化を目指したいと考えております。

また、集落営農組織に対しては、農地及び大規模経営の担い手としての機運醸成を図り、法人化への誘導を促し、コミュニティ単位で草刈りなどの軽作業への取り組みを推進し、農業を通して地域連携ができ、農業が継続できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。このことにより、より経営者としての意識づけがなされ、所得の向上に向けたコスト

削減や新たな品目導入及び6次産業化への展開も期待できるものと考えているところであり
ます。

農協との関連においては、共通事項としての担い手の育成はもちろんですが、経営形態として
水稲だけでなく、野菜や花卉などの園芸作物との組み合わせも重要であると考えており
ますので、引き続き岩手中央農業協同組合の野菜部会や果樹部会等の各部会に対する補助や
矢巾町集落営農園芸協議会に対する補助を継続し、産地の維持と経営の安定化を進めてまい
りたいと考えております。

3点目の知識と経験豊富な高齢者の活力を生み出すべく経済施策をどう考えているかにつ
いてですが、近年少子高齢化の進展や働く世代の減少により、経済の担い手不足が懸念され
ており、さらなる高齢者の就業機会の拡大が求められております。このような社会情勢を受
け、国では希望すれば、65歳まで再雇用が可能となる制度の導入として、改正高年齢者雇用
安定法を平成25年4月1日から施行し、平成25年度は61歳までの再雇用を義務化することで
定年後の雇用形態を大きく見直しており、高齢者の就業をさらに後押しする効果が期待され
ているところであります。

本町におきましては、公益社団法人矢巾町シルバー人材センターが実施している高年齢者
就業確保事業により、高齢者が健康で意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働き続け
ることができる生涯現役社会の実現のために各施策を展開しているところであります。地域
においては、介護を初め少子高齢化への対応、子育て支援や地域経済の活性化等多くの課題
を抱えており、シルバー人材センター事業においてもこれらのニーズへの対応も求められて
おります。

このことから、就労意欲がある高齢者を社会の担い手として雇用し、さらには働く意欲を
引き出す役割を主体的に担うシルバー人材センターに対し、町としても補助事業を今後とも
継続的に行い、仲間づくりや健康面でも効果が期待されている高齢者の生きがい活動として
の就労による活力が経済効果へ反映できるよう施策への対応を進めてまいります。

4点目のスマートインター設置計画等に伴う企業誘致への反応と今後の見通しについてで
すが、企業誘致活動につきましては、岩手県商工労働観光部企業立地推進課及び岩手県東京
事務所との連携のもと情報収集に努めるとともに、在京盛岡広域産業人会との交流を通じて
企業誘致活動を推進しているところであります。

スマートインター設置計画等に伴う企業誘致への反応についてですが、平成30年3月完成
の計画が示されたことにより、高速アクセス性の向上と物流の効率化という効果が見込める

ことから、特にウエストヒルズ広宮沢の誘致活動に際して、その点を強調しながらトップセールスを展開しているところでもあります。

現在のウエストヒルズ広宮沢の販売状況については、業務系保留地の未利用地面積及び比率が約1.5ヘクタール、16.8%で大型区画で3カ所が未利用地となっている状況であります。また、既に立地している企業を訪問しながら会社の拡張あるいは関連企業の立地情報を収集しておりますが、スマートインターの設置による物流の効率化等、地理的利便性をセールスポイントに加えながら誘致活動に取り組んでいるところであり、今後も企業への情報提供を初め、関係機関との連携に努めてまいりたいと存じます。

次に、今後の見通しについてですが、高速アクセス性の向上は、ウエストヒルズ広宮沢への企業誘致活動に際しての優位性と岩手医科大学附属病院の移転により、関連企業も含めた交流人口や定住人口の増加が見込まれるところであり、雇用の拡大と本町経済の活性化に結びつくよう、今後さらに関係機関と連携を密にするとともに、情報収集に万全を期し、企業訪問を継続しながら引き続きトップセールスによる企業誘致に鋭意努力してまいりたいと存じます。

5点目の地方中枢拠点都市における事業内容と、その後の進展状況及び本町への影響についてですが、この拠点となる盛岡市と本町を含む8市町で形成される盛岡広域圏では、共通する行政課題に連携して取り組むことにより、求心力のある中核的な都市圏の形成、構成団体の一体的な発展及び住民福祉の向上を図るため、平成20年度から盛岡広域首長懇談会を組織し、各般の取り組みを行ってきたところでもあります。本年度におきましては、盛岡市が地方中枢拠点都市モデル事業の認定を受け、盛岡広域首長懇談会での承認のもとに事業を進めているところでもあります。

その事業内容についてですが、1つ目は、圏域全体の経済成長の牽引として有識者等による懇話会の開催、社会経済動態に係る調査、分析等を行っております。2つ目は、高次の都市機能の集積として小児救急医療の充実及び24時間受診可能な救急医療体制の再構築に向けた調査を行っております。3つ目は、圏域全体の生活関連機能サービスの向上としてスポーツ施設の効率的かつ効果的な配置と活用についての検討を行ってまいります。今回のモデル事業につきましては、これまでの取り組みを踏まえながら今後進めるべき広域圏の経済戦略を策定するとともに、あわせて事後のフォローアップ体制を整えるものであり、これにより雇用の場の創出や都市機能の集積を推進し、厳しい社会情勢下において地域住民が真に豊かさを実感できる社会の形成を図ることを目的としているものであり、この広域圏内の本町に

とりましても有益なもの判断しております。

なお、将来的な地方中枢拠点都市と圏域との連携協約締結につきましては、今後さらに協議を進めていくこととしております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） 大変詳細な答弁をいただきまして、大筋では理解をいたしましたが、数点について再質問をさせていただきます。項目ごとに質問させていただきます。

まず1点目は、本町の経済実態が県内でも第2位というふうな上位に位置している要因として、運輸、通信業の増加、そして第2次、第3次産業の増加が大きな要因とありましたが、この辺の具体的な業種等々がもし把握できてあるのであれば、お示しをいただきたいと。

それから、岩手医大が開学して、もう数年になるわけですが、その間に学生がかなりふえてきておるわけですし、その経済効果はかなりというふうなお話がありましたが、その辺の具体的な数値等は把握しているのか、いわゆる額、何億円とか、あるいは何十億円とかという部分がもし確認できておるのであれば、お示しをいただきたいと。

以上、お願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

経済の実態の具体的な業種ということでございますが、こちらのほうで大体は運輸業が多分相当進んでいるのかなと思っております。ただ、それから卸し関係で震災等も多分含めてだと思っておりますが、そういった資材関係等の業種が多分に多いものと思っております。ただ、トラック業界にお聞きしますと、結構仕事はあるのですが、運転手さんが震災といいますが、そちらのほうに行かれて、そういった人手不足もあるやに聞いたりしております。そういった悩みも抱えているというふうなことで、いろいろ業種といいますが、上がっている部分にかかわってそういった課題もあるというふうなお話も伺っているところであります。

それから、医大の経済効果の金額面でございますが、改めてその金額の把握は算出まではしておりません。先般の研修会等でもお話がありましたとおり、町内に約1,000人を超える学生がおりまして、下宿あるいはアパート等の住まいをしている方につきましては、100万円を超える消費があるだろうということとか、病院スタッフの皆さんも給料をもらっているわけですから、そういった方たちの年間の消費量から考えれば、そういう方たちが定着をしてく

だされば、そういう消費が伸びるだろうというようなことで私も伺っておりましたが、具体的な金額までは出してごさいませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） わかりました。医大関連につきましては、この後、あすにかけましてもまだまだ一般質問があるようでございますので、この辺で打ち切らせていただきます。

2点目、農業関係施策についてお伺いをいたします。答弁にありました内容に尽きるかとは思いますが、果たしてこの答弁にありますような大規模農家中心の施策だけで本当に本町農業の活性化が図れるのでしょうか。集落営農組織も法人化への立ち上げまで何とか今それぞれの指導を受けながら何とかいくのではないかとは思いますが、果たして組織のリーダーの後継者がそれだけ備わっているかということ、あたりを見ましても、なかなか万全ではないような気もしないでもないです。私のところだけかもしれませんが、そういった内容で、町内営農組織、大きいところ、小さいところあるわけですが、平均50ヘクタール前後の集落単位では、その次の世代までこれを継続していくというのは、本当に可能なのかどうかと。私は、従来から営農組織のエリアの拡大を提言してきてございます。簡単に言えば、旧村単位、旧農協単位というふうなエリアも一つの検討材料ではないのかなというふうなことで提言はしてきておりますが、現実には集落単位の法人化というふうなことで今現在進んでおります。

そういったことからこの9月に農林課のほうで示していただきました農業経営基盤強化の促進に関する基本構想という冊子があった、持ってきておりますが、あるわけですが、果たしてそれと今の答弁と整合性が何か薄いところがあるやにも見えますが、その辺のところをきちっとした形の中で説明が求められるというふうに思いますので、その辺の整合性、冊子を見ますと、町長さんが農林課長時代につくった様式がそのままいまだに継続されてきているやにも見えました。そういうことで、やはりこの時期ですので、新たな発想でのこういった構想、基本構想ですから、これも求められるのではないかなと思うわけでして、その辺のちょっと見解をお伺いしたいと。

それから、あわせましてことしの米価下落対策の関係でございしますが、これは各方面からいろんな報道がされてございます。農業団体からは米価の上乗せ等々の報道がかなりあるわけですが、中央農協では、まだそういったところまでいっておらなくて、資金対応

あるいは来年度の資材対応というふうなお話を聞いてございますが、そういった中で自治体独自の支援策として花巻市が約8,400万円、それから福島県白川市では、次年度の水稲種子購入費の半額助成4,640万円というふうな報道もありました。本町では、まだ具体的なところが見えていないわけですが、もし今のところ、今現段階でのお考えがありましたならば、お伺いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず第1点目の基盤法との関係の計画の考え方についてでございますけれども、まず確かに議員おっしゃいますとおり、計画の分につきましては、大きな視点の部分につきましては、所得目標の分がまずございます。この分につきましては、全員ではないのですけども、みんなが所得目標にきちんと達成しているかとなりますと、なかなか難しい面もありますが、でも頑張っている人もあります。そこでこの仕組みの部分につきましては、県と町の部分の関係の部分のリンクした部分まずございますので、そういったふうな制度的なものもあるということをご理解いただきたいと思っております。

しかしながら、絵に描いた餅であれば、全然意味をなさないわけございまして、おっしゃいますように、この時代背景も踏まえた中での見直しと申しますか、具体的にそれを達成するためにどうするかという部分につきましては、考えていかなければならない事項であることは認識しております。

それで先般出した分につきましては、新たな制度の改正の部分で見直しをかけたわけございまして、定期見直しにつきましては、実質は来年度やることとなりますので、その辺も踏まえながら検討していかなければならないなというふうに感じているところでございます。

あとこれに関しまして、営農関係の大規模農家あるいは規模の関係の話もあったわけございまして、具体的には今行政で進めております人・農地プランは、集落単位に進めていると、果たしてそれで今後の法人化に向けてもどうなのかということもあったわけございまして、今の制度としてそういったふうな懸念も正直ございまして。特にも6次化の話をした場合に、投資という観点からした場合に、規模なり、そういったふうな組織的なものを踏まえた場合に、果たしてそれでいいのかということもございましてけれども、それは念頭に置きつつも、今現在は、今まで培ってきた流れ、当然ながら組織だけではございませぬ。個人の部分も関係してございますけれども、その辺の流れを踏まえつつ、とりあえずは議論していただ

きながら、そしてリスクと申しますか、方向性についてアクションを起こしていただきたいというのが本音でございます。その経過の中で、当然ながら不都合的なことも出てくるかと思えます。その中でやはりお互いに連携した形の中で議論できるのであれば、本音の実質的な農家の方の意向に沿った中で次のステップに続くだろうなというふうに思っています。

ただ、それを言いますと、そんな悠長なことを言っていられないというかもしれませんけれども、現実的な協議の中では、一地域では、単独では難しいと。やはり隣接するところとも合体した形の中で考えていきたいという話もございますので、その辺はきちんと議論しながら進めていければなと考えているところでございます。

2点目でございますが、米価下落対応の部分につきましてでございますが、事前に議員さんがおっしゃいましたように、農協等の対応についてのことにつきましては、既に組合員のほうに資料等を配布しているとおりのご案内のとおりなわけございまして、町独自の関係につきましても、さきの11月31日、産業建設常任委員会のほうでもこの部分につきまして議論されておりました、説明をさせていただいた経緯がございまして、同様な話の中でご指摘と申しますか、ご指導を得た経緯もございました。そこで町といたしましても、町単独のみならず岩手中央管内との連携の部分がまずは隣接の自治体との関係もありまして、その協議もしましたところでございます。それでこのように言う話になれば、ちょっと大変失礼かと思えますけれども、今までのやってきた部分につきましては、天災、そういったふうな不慮の自然災害等のそういったふうな災害に対しての部分が主だったわけございまして、今回の経済動向の動きの部分につきましてどのように捉えるかという部分がございまして、いずれそういったふうな米価下落の部分についての営農に対する危惧している部分は、どこの隣接市町も同様な考えで持っておりました。

しかしながら、今現在のところは制度の部分で、特に資金の関係で前段の部分につきましては、県のほうでまず打ち出しました短期の部分の融資資金の関係まずございます。そういったふうなものをまずとりあえずはそちらのほうに誘導しつつ、貸し付けを無利子資金の関係でそこをつないでいただきましてやっていただきたいということで内部のほうの協議はしているところでございます。

それでこの部分につきましても、実態なのですけれども、農協管内のほうちょっとお伺いしたところ、矢巾町で実際に今借りているところはあるかとなりますと、今現在はちょっとないように聞いておりました。ただ、相談件数といたしましては3件あったそうでございます。岩手中央管内では8件まずあったということで、そういったふうなやりとりはあったよ

うですが、実質的にはまだ借り入れはアクションということではまだないというふうに聞いておりました。

では、なぜなのかということなのですから、いずれ当然無利子といたしましても、元本の分、借金ですから、返さなければならないという部分があると思ひまして、そこはちょっと静観しているのかなとありました。あとは、その後に国のほうでまた打ち出した分につきましては、融資の関係の部分につきましては、実質600万円ほどの上限の形の中で借り入れできる無利子資金の関係、これは実質無利子の部分は1年ぐらいになるのですけれども、新たな制度の部分もございまして、それら2つを合わせた場合に、まず可能なのかなと、継続できる部分については可能なのかなという考えを持っております。しかしながら、やっぱり所得の関係の償還の関係もありますから、その辺の声を聞きながらもうちょっと伸ばしてほしいといった場合には、町独自の単独の無利子資金的な利子補給的なものを内部では検討しておりますが、まだ具体的な話の中では至っておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） 今の答弁、そのとおりでと思いますが、いずれ非常に大変な時期に当たっておるということだけは認識して、今後の農業行政の振興をよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、3点目になりますが、シルバー人材センターのことで今答弁いただきました。全くわかっている内容なわけですが、この先10年もしますと、65歳以上の高齢化率がもう30%を超えるのは確かなわけございまして、新しい人が若い人が少なくなりますと、さらに高率化するというございまして、このシルバー人材センター、本当に創立以来20周年以上経過しまして、非常に活躍されておるわけございまして、先ほど農林課のほうからもちよっと話がありましたが、6次産業化というものを集落営農組織、なかなか永続的な対応はなかなか難しい部分もあるのではないかとということから、このシルバー人材センターのほうで6次産業化に力を入れて取り組むお考えはいかがでしょうかお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

シルバー人材センターが6次化に積極的に参加をとのお話ですが、今シルバー人材センターでは、そこまでまだ考えは至っていないと、このように思っております。ただし、やは

り今それぞれこれから議員おっしゃるとおり、あと10年もすれば、そのような状態になってくるわけですが、今のシルバー人材センターの業務内容だけでは、なかなか今後の展望が難しいというように考えておりますので、そういうことも考えながら今後人材センターそのもので考える必要があるのかなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） 何とか今のシルバー人材センターの皆さん方の今の知識と豊かな経験を、豊富な経験を次世代につなぐためには、今物事を起こしていただければ、非常にいいのではないかなと思いますので、ぜひお願いしたいと。

それから、企業誘致の関係になります。答弁にいろいろありまして、かなり進んでおるといふふうな中身でございましたが、いずれこの答弁の中で2回ほどトップセールスという字句がありました。きょう冒頭の質問の中で町長の決意が示されたわけでございますが、ひとつトップセールスを継続していただくよう何とか残された期間、町長さんには頑張ってくださいと、でき得れば、先ほどのお話を覆して、あと1期では頑張るぞなんていうお話も非常に期待したいところでございます。これは意見ですし、最後の地方中枢拠点都市事業につきましても、いずれ将来に向けまして、本町の経済発展に結びつくよう大いに期待するものでございますので、担当部署におきましては、鋭意、その辺の事業を進めていただきたいというふうに思います。

以上、1問目を終わります。

○議長（藤原義一議員） 藤原由巳議員の質問の途中でございますけれども、昼食のために休憩をいたします。

再開を1時10分といたします。

午後 0時15分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き、藤原由巳議員の一般質問を行います。

第2問目の質問を許します。

○2番（藤原由巳議員） それでは、2問目といたしまして、松尾教育委員長に地域社会の根

幹をなす社会教育事業のさらなる充実に向けての考えをお伺いをいたします。

社会教育事業は、公民館から文化財、保健体育部門と多くの事業を抱えておりますが、ここ数年の地区別人口の増加あるいは減少等の時代の変化に伴い、社会教育事業への住民からの多様な声もあることから、以下について質問をいたします。

1点目は、同僚議員の中にも自治公民館長を経験されている方がいる中ではありますが、自治公民館事業について伺います。活発な活動を展開している公民館が多いと思われそうですが、中には従前より活動の内容が見えないとの声も出てきているようですが、その実態をどう捉えているのでしょうか。

2点目は、各学区に設置している地区公民館の活動実態と自治公民館との連携はどうでしょうか。あわせて地区公民館に専従職員を配置し、女性組織の再構築や各地区に伝承されている郷土芸能保存等、地区別特色を生かした活性化への施策はどう考えているのでしょうか。

3点目として、スポ少から高校生まで一貫して取り組んでいる競技の一つにハンドボールがありますが、ことしの県高校総体には、矢巾町出身者が各高校に男子は不来方高校の6名を含む28名、女子は盛岡四高の4名を含む20名がメンバー登録されており、大活躍をしております。つきましては、その選手の卒業後及び大卒後の受け皿となる全国レベルの実業団チームの招致または強力なクラブチームの結成をとの声も出ているようであります。その声に応えるべく全国制覇実績のある不来方高校の地元の本町として町民や県内青少年に夢を与えるためにと国体後のスポーツ振興策の一つとして、またスポーツツーリズムの推進策として県及び競技施設のある盛岡市、花巻市等と官民一体となったチーム結成の推進役、いわゆる旗振り役にと考えますが、松尾教育委員長の見解をお伺いいたします。

4点目、最後でございますが、これは教育委員会全体のこととしてですけれども、ことし6月に改正地方教育行政法が成立し、来年4月から施行とされていますが、その詳細と本町教育委員会の対応についてお伺いをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 社会教育事業のさらなる充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目の自治公民館事業について、従前より活動の内容が見えないとの声も出てきているが、その実態をどう捉えているかについてですが、現在39の自治公民館があり、各自治公民

館では、地域の実情に合ったさまざまな自主事業を展開しております。同時に、自治会や団体行事などへの貸し館としての用途や災害時は避難所としても利用されております。このように地域における自治公民館の果たす役割は大きいと考えておりますが、地域の中には、積極的に事業を展開している自治公民館がある一方で、自治会の中の役割として貸し館や維持管理を主たる業務としている自治公民館もあり、そのような差異が生じているものと捉えております。このような状況の中、町では自治公民館活動の活性化を目的に、自治公民館長研修会の開催、講演会等の講師謝礼を助成する移動公民館事業やまちづくり出前講座の積極的な活用を指導しており、今後とも自治公民館活動の支援に一層力を入れていきたいと考えております。

2点目の各学区に設置している地区公民館の活動実態と自治公民館との連携はどうかについてですが、当町では町域がそれほど広くないことから、公設の公民館として矢巾町公民館1館を設置しており、これを補完する施設として4つの小学校と2つの中学校を矢巾町公民館の分室として位置づけております。この分室には、それぞれの学校長を室長、副校長を室長補佐として委嘱し、矢巾町公民館との密接な連携のもとに地域との連携を図っております。分室では、各地区の自治公民館連絡協議会や教育振興運動の事務局を担当していただき、特に毎年行われる公民館振興大会や教育振興運動集約集会は、分室と自治公民館との密接な連携のもとに行われているものであります。さらに、自治公民館長には、教育振興運動の中で主体となる推進幹事を担っていただき、地区の分室と自治公民館が連携して事業の推進を図っているところであります。

次に、地区公民館に専従職員を配置し、女性組織の再構築や各地区に伝承されている郷土芸能保存等地区別特色を生かした活性化への施策はどうかについてですが、町内の女性組織においては、会員数の減少、郷土芸能団体においては、後継者不足と、それぞれ大きな課題を抱えながら活動している状況にあります。これらの団体のさらなる活性化を図る必要性は認識しておりますが、学校では、学校経営とあわせて分室の業務を行っておりますので、これら団体の育成も含めてお願いすることは難しいと考えております。

また、現状として各分室に専従職員を置くことも難しいと考えていることから、これまで以上に社会教育課が支援の充実を図っていかねばならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目のハンドボール競技について、国体後のスポーツ振興の一つとして、またスポーツツーリズムの推進策として県、盛岡市、花巻市等と官民一体となったチーム結成の推進役に

と考えるがどうかについてですが、議員仰せのとおり、県立不來方高等学校ハンドボールは、全国制覇した実績のある全国屈指の強豪校であります。また、矢巾中学校、矢巾北中学校も中体連の中では強豪校として評価されておりますことから、矢巾町がハンドボール競技の人材輩出に大きな役割を果たしてきたことは周知の事実であるものと考えております。

このような中、岩手県ハンドボール協会では、平成24年に不來方高校ハンドボール部出身の有望選手を数多く含むHC岩手を結成し、岩手国体後ハンドボール競技を見据えたチームづくりを既に行っているところであり、その動向や活躍を見守りながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

また、実業団チームの誘致につきましては、企業の経済活動にも影響されることから実現は難しいものと認識しておりますが、有力な情報等ありました際には、積極的に対応してまいりたいと考えております。

4点目の今年6月に改正地方教育行政法が成立し、来年4月から施行とされているが、その詳細と本町教育委員会の対応についてですが、今回の主な改正点は、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、いわゆる新教育長を置くこと。教育長は、首長が議会の同意を得て直接任免、罷免を行うこと。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すること。教育長の任期は3年とすること。教育委員から教育長に対し、教育委員会議の招集を求めることができること。教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告すること。首長は、総合教育会議を設けること。総合教育会議は、首長と教育委員会により構成されることなどであります。

教育委員会の対応といたしましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築等、法改正の趣旨を踏まえ、条例、規則等所要の改正を行い、これまでと同様に教育政策の方向性を共有し、町長、教育委員会、教育長の一層の連携強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、来年4月から実施の経過措置として、4月1日に旧教育長が在職する場合には、旧教育長の教育委員としての任期が満了する日、または旧教育長が欠けた日までは、教育委員長の任期が続くものであることを申し添えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） 大変ありがとうございました。自治公民館活動については、混住化

がさらに進む中でございます。さらなる指導、支援をよろしくお願ひしたいということを見ます。

2点目の地区公民館という表現で、私大変失礼申し上げました。現在は分室というふうなことでございますので、今後はそのように改めてまいりたいというふうに思っております。ただ、この答弁の中で、分室、地区公民館に限るものではございませんが、女性組織の再構築あるいは郷土芸能の伝承に対する意気込みというのがちょっと具体性に欠けると思いましたが、このままいきますと、両組織ともなくなるのではないかという危機を感じている者の一人だというふうに思っております。そこでこの公民館活動とは別な形の中でも結構でございますが、何か現段階で喫緊の課題をどうしようかというような具体策がありましたならば、お伺ひしたいというふうに思います。

お願ひします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員仰せのとおり、女性組織、特にも今目立ってきているのが連合婦人会の会員数の減少ということで今会員数が100人を切っている状況にあります。支部も現在8支部ということで少なくなってきておまして、何とかしなければならぬということで、その支部の減少には歯どめをしたいなというふうには思っておりますし、ただ一度やめた地区をもう一度というのは、なかなか難しい面もございます。

ということで、今連合婦人会のほうで取り組んでいることは、まず個人会員、こういったものからまず手をかけていって、ふやしていこうというようなことでございますし、あとこれは私の私見ではありますが、連合婦人会のこういう状況になったという一つの原因として、役員を持ち回り制度、これが一番大きかったのではないかなというふうに思っております。何年か後には、うちの支部に会長さんが順番が回ってくると、であればその前にやめましょうというような機運があったことは事実でありまして、そういった面、今はそういった支部の持ち回りということではなくて、その会員さんの中から会長さん、副会長さん等選任していって、1期とか、そういったことに限らずやっていくというようなことで運営のほうを行っておりますので、まず個人会員の増加ができるように、まずこの間も歳末たすけあいの演芸会やっただいて、ああいう見える活動をしていきながら、その会員数の増加を図っていければいいのかなというふうに考えております。

あとそれから、郷土芸能団体につきましては、ことして最後の年になりますが、これまで

3年間国のほうの助成をいただきまして、各郷土芸能団体の後継者の育成、それから用具の整備、そして町の郷土芸能団体の今活動しているものだけではなくて、昔あった団体等の記録を現在作成しているところです。大体年間1,000万円ほどの事業が郷土芸能団体が中心となった実行委員会のほうに交付になっておりまして、それを活用して事業展開してきたところで用具の整備もなりましたし、指導会のほうも頻繁に行われてきたというような実態もありますので、そういったものの効果がこれから出てくれればいいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） いずれこのこと、郷土芸能等につきましては、私も再三質問している内容でございました。いずれ積極的な取り組みをさらにお願ひするものでございます。

あとは最後になりますけれども、スポーツ振興ということでハンドボールをちょっと取り上げてみたわけでございますが、きょう岩手日報の記事、それぞれ皆さんご案内になったかと思いますが、岩手国体の準備の欄に前回昭和45年の岩手国体での矢巾町の取り組み、カヌー競技への取り組みという記事がありました。本当に町民が一丸となって熱心に取り組んであのような成果を上げたという記事がありました。今回の国体に向けましては、どうも機運がいまいち盛り上がっていないような気がしてございます。ですから、もう間近に迫った国体は、それはそれとして、それ以後のスポーツ振興策ということで全国制覇というすばらしい実績のあるハンドボールの振興に何とか町、官民あるいは事業所等々一体となりまして、でき得れば日本リーグに出場できるようなチームなども結成に向けて町でやれというのではなくて、その旗振り役をお願いしたいものだなというふうに思っておるところでございます。

最後に、改正地方教育行政法につきましては、答弁にありましたように、今までの制度の大転換でもあります。この内容を私らも余り詳しく知らなかったわけでございますが、これは大きな問題だというふうに思いますので、速やかに町民に知らしめるような方策を講じまして、来年の4月1日には混乱が起きないようにひとつ町民に伝達できるようにひとつお願いを申し上げまして今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 以上で2番、藤原由巳議員の質問を終わります。

次に、3番、村松信一議員。

第1問目の質問を許します。

(3番 村松信一議員 登壇)

○3番(村松信一議員) 議席番号3番、村松信一でございます。

それでは、1問目の質問をさせていただきます。平成27年度の予算編成及び次期総合計画策定の基本的な考えについてお伺いいたします。

第6次総合計画の最終年度になります平成27年度の予算編成作成に当たり、最終年度における予算策定の基本的な考えにつきまして1点目の質問であります。最終年度として予算編成における今日的課題として重点的に取り組むべき事務事業があればお示し願います。

2点目であります。平成26年度における消費税増税後の国内消費が思わしくない状況下、平成27年度の歳入確保の対策の一環として町税の見込みについてどのように捉え、来年度予算編成に取り組まれるのか、以上2点についてお伺いいたします。

○議長(藤原義一議員) 川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 3番、村松信一議員の平成27年度の予算編成及び次期総合計画策定の基本的な考えについてのご質問にお答えいたします。

1点目の第6次矢巾町総合計画の最終年度として重点的に取り組むべき事業についてですが、まずは町の玄関口である矢幅駅前地区土地区画整理事業に重点的に取り組む予定であります。当該事業につきましては、平成23年10月に着工し、これまで家屋移転も順調に進み、いよいよ駅前の複合施設である交流センター建設に間もなく着手の運びとなり、平成27年12月の完成を予定しております。今後多くの方の交流拠点として大いに利用が図られることを期待をしております。

平成27年度予算編成については、政策の遂行及び本町の極めて厳しい財源状況を踏まえつつ、昨年8月9日の大雨洪水被害からの復旧を最優先し、残されている被害箇所について早期に復旧事業に取り組み、住民の生活環境の回復を図ってまいりたいと考えております。

また、第6次矢巾町総合計画後期基本計画についても平成27年度に最終年度を迎えることから、「みんなで作るうるおい豊かに躍進するまちやはば」の実現のため、事業を停滞させることなく、推進してまいりたいと考えております。

このほかにも平成30年3月に完成予定である矢巾スマートインターチェンジや平成31年5月に開院予定である岩手医科大学附属病院、平成32年かけかえ予定の徳田橋など、新たな人の流れを生み出す事業については、関係機関と連携のもと早期の実現を目指し、事業の継続性や緊急性及び実施効果を総合的に判断し、当初予算を編成したいと考えております。

2点目の平成27年度の町税の見込みと来年度予算編成の取り組みについてですが、先ごろ発表された月例経済報告等によりますと、7月から9月期における実質国内総生産成長率は、年率換算1.6%の減となりましたが、本年4月の消費税増税後の消費の落ち込みからは持ち直しつつあります。安倍内閣が目指した一連の経済政策による円高修正、株価上昇などにより、大企業の製造業を中心に企業収益実績は改善を見ていますが、中小企業においては、輸入原材料の仕入れ価格やエネルギーコスト上昇による収益圧迫が懸念される状況であります。景気は、個人消費などに弱さが見られるものの、緩やかな回復基調が続いているとしています。

一方、県内経済情勢の動向につきましては、乗用車販売では、前年と比較し、普通車の伸びが見られるものの、小型車及び軽乗用車で下回っていることから、全体として前年を下回っておりますが、大型小売店販売額は、主力の飲食料品が堅調であるほか、公共事業請負額についても前年水準を上回っております。

雇用情勢については、臨時的雇用が中心で地域による差も見られるものの、有効求人倍率は、1倍台で推移していることなどから、個人消費は一部に弱さが見られるものの、緩やかに回復しつつあることに加え、生産はおおむね横ばいとなっており、雇用は緩やかに改善しているとしております。

このような状況におきまして、本町の基幹税目であります個人住民税、固定資産税でございますが、個人住民税につきましては、給与所得は、退職世代人口が増加する反面、生産年齢人口の減少により給与所得者数が思うように伸びない傾向が見られるほか、農業所得は、平成26年産米概算払金の下落などにより、全体的に減少するものと思われま。また、営業所得は、現状横ばいではありますが、消費動向の先行きを踏まえ、減少傾向と捉えており、全体的には昨年度より若干の減収を見込んでおります。

固定資産税につきましては、地価は全国平均では、住宅地、商業地ともに依然として下落しているものの、下落率は縮小傾向を示しております。3大都市圏においては、住宅地、商業地ともに上昇し、地方圏においては、下落率が縮小しております。上昇地点数の割合は、3大都市圏においては、住宅地の2分の1弱の地点が上昇、商業地の3分の2強の地点が上昇している一方、地方圏では、住宅地、商業地ともに上昇地点は増加しているものの、依然として8割弱の地点が下落しておりますが、全国的には増加しております。

東北地方では、宮城県が上昇率を拡大し、福島県は下落から上昇に転じていることから、今後の本格的な回復が期待されるところであります。平成27年度は、評価替えの年であり、土地については、駅東地区の住宅地が上昇に転じるなど、明るい兆しはあるものの、全体的

な地価の下落傾向は続いているため、減収になるものと見込んでおります。家屋につきましては、中村地区を中心とした一般住宅の建築戸数の増加により、増収になるものと見込んでおります。経済情勢は緩やかに回復の兆しを見せてはおりますが、先般消費税増税等について、改めて国民に信を問うとして衆議院が解散されたことによる消費者の生活防衛意識の高まりなども予想され、なかなか先行きを見通すことは難しいところではありますが、平成27年度当初予算の歳入における町税の見込額は、前年度当初とほぼ同額の33億3,000万円ほどを見込んでいるところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） それでは、1点目、再質問をさせていただきます。

ご答弁の内容によりますと、通常年度として計画されている内容の事業でありまして、後期計画全体の締め括りの年度といたしまして、やはり達成度が低く、重点的に取り組まなければならない課題はないでしょうか。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

今町長から答弁がありましたとおりではありますが、それぞれ全てを総合計画の全てをなかなか全部できるわけにはいかないの、緊急性、そういった、あるいは継続性等を考慮して今進めているところでありまして、特に先ほど申し上げましたとおり、駅前地区の区画整理事業が重点的な取り組みになろうということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 理解しました。それでは、2点目の再質問に移らせていただきます。

先ほどご答弁いただきました個人住民税については、給与所得は退職世代人口が増加する。それから、反面生産年齢人口は減少する。そのために給与所得者が思うように伸びない傾向にあるとありました。さらに農業所得は26年度産米概算金の下落などにより、全体的に減少

と見込んでおりますとありました。消費動向の先行きを減少傾向と捉えており、個人住民税については、全体的に若干の減収を見込むとご答弁をいただきました。土地の部分につきましては、固定資産税について減収と見込んでいるとの答弁でございました。家屋については、建築戸数の増加を見込み、増収を見込んでおりますが、これらを総合的に判断して、前年度当初とほぼ同額の町税見込みと見ているようではありますが、平成25年度の答弁のときには、県内は緩やかに回復が続いております。26年度当初予算の歳入における町税の見込額は、前年度当初より9,000万円ほどの増収を見込み33億2,000万円とありました。今年度は33億3,000万円を見込んでいるのご答弁でありましたけれども、先ごろのGDPも2期連続マイナスの成長などもあります。本当に平成27年度は減収になりませんか。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○会計管理者兼税務課長（中村 滋君） ただいまのご質問についてお答えをいたします。

本日の新聞、マスコミ情報では、国内成長率が見直しされてマイナス1.9ということが出ましたけれども、速報値ではマイナス1.6ということで当初出ておりました。今年のちょうど9月期以降のところもマイナス1.6というような格好で国内成長率については、昨年とほぼ同じような状況なのかなというふうに捉えております。ただ、ことしの4月の消費税の増税後のところについての6月以降のところのGDPのところについては、確かにマイナス7点幾らということで大幅に落ち込んでしまいましたが、その影響もだんだんに薄らぎつつあっているのかなというところでもございます。

先ほどありましたけれども、個人町民税のところにつきましては、新年度見込みのところでは、約10億7,000万円ほどを見込んでいるということで前年に比較しますと、26年の当初予算に比較しますと、約600万円ぐらい減るだろうというふうに見込んでいるところでございます。

固定資産税につきましては、土地の下落が若干まだ続いておりますけれども、町長答弁にありましたように、駅東地区は開発等も進みまして、上昇のほうの傾向に迎つつあると。ただ、商業地につきましては、流通センターのほうの商業地関係につきましては、なかなか下落のほうから回復は脱していないというような状況もありまして、土地につきましては、前年比で約3,000万円ぐらい恐らく下がるだろうというふうに見込んでおります。家屋につきましては、中村地区、そして駅周辺における共同住宅等の建築、それら等も進んでおまして、総体的には2,300万円ぐらい恐らくふえるだろうと。あと償却資産もいろいろ復興等における

そういう機械の技術等もありまして、大体1,000万円ぐらいふえるだろうということで、それら合わせますと、固定資産税のところは大体前年並みのところの16億5,000万円ほどが見込まれるというようなところでございます。

そのほかに法人町民税等、そして軽自動車税、町たばこ税、入湯税等、それらをもろもろひっくるめまして26年度の当初予算が33億3,000万円ほどでございます。ことし27年度分については、ほぼ同じ、26年度の当初予算とほぼ同じぐらいというところで見込んでおります。今までの決算状況等を見ますと、昨年度、25年度につきましては、大体35億円ほどということになっておりまして、ここ数年は大体34億円から35億円、多い年で36億円ほどとなっておりますけれども、26年度の調定、現在の調定ベースでは、約34億円ほどとなっております。これらのところを踏まえながら現在予算のほうのところに見込みとして出している予算13億3,000万円のところについては、ほぼ税収確保はできるものというふうに見込んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○3番（村松信一議員） それでは、2問目の質問に移ります。

公共施設等の老朽化対策の推進についてであります。総務省の取り組みの公共施設等総合管理計画によりますと、地方公共団体が厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化や公共施設等の適切な配置の実現を目指すことが必要としております。あわせて更新時等における民間業者の参入促進や国土強靱化の推進を図るとあります。背景として、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で地方公共団体の財政は、依然として厳しい状況にあり、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくものと思われま。

そこで1点目の質問であります。本町における更新、統廃合、長寿命化、耐震化など、箱物、インフラの公共施設等の管理に関する基本的な考えについて、本町が所有する施設の老朽化の状況、利用状況を初めとした公共施設の維持管理、修繕、更新の判断についてなど、総合的な管理に関する基本的な方針についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長(川村光朗君) 公共施設等の老朽化対策の推進についてのご質問にお答えいたします。

本町が所有する施設の老朽化の状況、利用状況を初めとする公共施設の維持管理、修繕、更新の判断など、総合的な管理に関する内容については、12番、村松輝夫議員のご質問に対するお答えと同様、今後計画策定に向けて具体的に対応してまいりますとともに、町の基本的な方針といたしましては、ご指摘の内容のとおり、人口減少問題や厳しい財政状況の中、職員や住民がそれぞれの問題として捉え、公共施設のあり方について最善の方策と言える計画とすべく取り組む考えであります。また、公共施設等総合管理計画策定の基本的指針としては、公共施設を新しくつくることから賢く使うことへの重点化との認識を持ち、今後の公共施設の総合的な管理計画を策定してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番(村松信一議員) 先ほども前の方の質問で再質問がありましたけれども、私も確認のためにもう一度質問させていただきます。箱物、インフラ等について、これからの少子化時代に向けまして、盛岡市を中心とした中枢都市構想の考えにつきまして市町域を超えた広域連携の検討も必要となってくると考えますが、この考えについて再度お伺いいたします。

○議長(藤原義一議員) 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長(秋篠孝一君) 現在盛岡市で進めております中枢都市の関係でございますが、前段にも、前者の質問にもお答えしておりますが、現在盛岡で取り組みをしてございます。そして今懇話会等で戦略等について協議、検討している段階でございます。そういったものを含めまして広域的な連携を図っていくというふうなことで今そういう予定でございます。そうした中でございますけれども、公共施設につきましては、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、総務省の指針もありましたとおり、新しくつくることから賢く使うことに重点化をするというふうな考え方でございまして、やはり広域的な施設の利用などもこれから踏まえていかなければならないだろうということ考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) ほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 次に、第3問目の質問を許します。

○3番(村松信一議員) それでは、3問目の質問であります。地方創生についてお伺いいた

します。

求められる真の地方創生は、一言で言えば、地方の自立であり、経済基盤の自立でもあります。その前提として経済政策の立案能力であり、リーダーを育成する能力の自立でもあると言われております。現在の当町の課題の中から人口減少、福祉、健康長寿、子ども・子育ての問題について、以下お伺いをいたします。

我が国の統計による特殊出生率について、平成24年全国1.41で人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回り、矢巾町は1.36と、全国、そして岩手県の1.44に比べ、下回っております。そこで人口減少対策の推進はどのように考えているのかお伺いいたします。

1点目であります。妊産婦ケア拠点の設置、人材の確保、人材の育成の取り組み状況と乳幼児医療費助成の取り組み状況について伺います。

2点目であります。介護人材確保の推進と人材不足による影響はどのようになっているのかお伺いいたします。

3点目であります。認知症施策の推進、予防及び早期診断、早期対応につなげるための体制整備はどのようになっているのかお伺いをいたします。

4点目であります。本町において在宅医療、福祉の推進について、今後どのような取り組みを考えていくのかお伺いいたします。

5点目であります。安心して生きがいのある健康長寿のまちづくりの中で日本一健康な町やはばを目指す所とあり、特定健診の受診率向上策もその一つと思いますが、日本一を標榜するからには、ほかにどのような対策を講じてきたのか。今後どのような対策を講じてまいるのか、予算化についての考えはどうかお伺いをいたします。

6点目の質問であります。地域少子化対策強化交付金などを使用し、町はどのような少子化対策を行っているのかお伺いいたします。

7点目であります。国においては、まち・ひと・しごと創生本部を、県においては、人口問題対策本部を立ち上げておりますが、本町における人口減少対策、子ども・子育て支援、定住促進、雇用の場創出、若い世代の就労、結婚等について、地域の特性に即した課題としてどのように考えているのか。

以上、7点につきましてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 地方創生についてのご質問にお答えします。

1点目の妊産婦ケア拠点の設置、人材育成の確保、育成の取り組み状況ですが、核家族化

や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦や、その家族を支える力が弱くなってきており、妊娠、出産、子育てに係る妊産婦等の不安や負担がふえてきている現状があります。そのような状況の中、本町では、妊娠届け出の母子健康手帳交付時から保健師等による個別面接相談を行い、妊娠、出産、子育てに関して悩みを抱えている方には、家庭訪問を行いながら継続的な支援を実施しております。出産後は、新生児、乳児の全数を対象として保健師、看護師、助産師の看護職と子育て支援センター保育士と協働で同行訪問に取り組んでおり、出産後の母子への心身のケアや育児のサポートをきめ細かく実施しております。

健康づくり部門と児童福祉部門があるさわやかハウスを拠点とし、本町の特性を生かした支援体制を図っております。また、各医療機関とはケース支援のための情報共有を図り、不安を抱えている妊産婦に対し、早期に相談支援を実施しており、さらに岩手県周産期医療情報ネットワークシステム、イーはと一ぶを活用して妊産婦の情報を医療機関と共有し、連携した支援体制の整備をしております。今後も厚生労働省が示す妊娠出産包括支援事業等の施策の動向及び本町に移転する岩手医科大学附属病院の小児周産期機能の役割等を注視し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進するため、本町の特性を生かした体制整備に努めてまいります。

次に、乳幼児医療費助成の取り組み状況についてですが、平成26年議会定例会9月会議で6番、小川文子議員のご質問にお答えしているとおおり、現行制度に対してさらなる子育て支援の拡大に向け、必要な対策の検討を進めている状況であります。また、去る12月2日に有村治子内閣府特命大臣が来庁されました際、医療費の助成制度の拡充について、町当局から強く要望したところであります。

2点目の介護人材確保の推進と不足による影響はどのようになっているのかについてですが、多くの社会福祉施設の現場では、人材が確保できない状況が深刻化し、入職後の将来展望が見えにくいことや入職しても、結婚、出産、人間関係、収入等の理由から離職者が相対的に高く、離職者の約7割が入職後3年以内に離職しているのが現状で、これにより施設運営にも影響があり、職員の過重労働、サービス低下、サービス提供困難等の状況が生じております。このことから国では、介護人材の量、質の好循環を進めることが必要とされ、介護への意欲と適正、能力を持った人材が安定的に入職する参入促進、各人が専門性を高め、職位や職務に就任するために必要な一連の業務経験と、その順序、配置異動のルートが整備される資質の向上、処遇改善や労働環境が整備される環境の改善、以上3つのアプローチによる総合的な政策対応を図ることとされております。

町内の施設においては、人材募集機関や専門学校へ出向き、人材を募集し、現在は充足しておりますが、今後サービス利用がふえると予想されることから、国、県及び事業所と連携し、情報を共有しつつ、施設の運営、経営能力の向上に努めてまいります。

3点目の認知症施策の推進、予防及び早期診断、早期対応につなげるための体制整備はどのようなになっているのかについてですが、本町では2年前より取り組んでおります矢巾町認知症施策総合推進事業において、国が進める認知症施策推進5カ年計画に取り組み、医療と介護等が相互の役割、機能を理解しながら統合的なケアにつなげていくため、認知症ケアに携わる多職種協働研修会の実施や認知症の人と、その家族、地域住民、専門職が集う認知症カフェの開設、電話での相談の受け付け、まちなか相談所の開設により、気軽に相談できる体制を整備しております。相談内容によっては、本町で委嘱しております認知症サポート医と連携し、対応しているところであります。

予防につきましては、介護予防事業として、老人クラブに加入している高齢者を対象にやまゆりハウス及び地域公民館において運動、栄養、口腔、レクリエーション、認知症講話を取り入れ実施しているほか、脳の前頭葉が活性化され、認知症予防に効果のあるくもん学習療法センターの脳の健康教室を実施し、認知症予防に努めております。

4点目の本町において、在宅医療、福祉の推進について、今後どのような取り組みを考えていくのかについてですが、介護保険制度改正により疾病を抱えても自宅等の住みなれた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療、介護の関係者が連携して包括的かつ継続的な在宅医療、介護の提供を行う必要があるとしております。

国では、各市町村で在宅医療、介護連携推進事業に今後取り組むことが示され、医療と介護の連携の相談受け付け等の窓口となる在宅医療、介護連携支援センターの運営、24時間365日の在宅医療、介護サービス提供体制の構築、住民への普及啓発、関係者による研修会等の実施について今後取り組む方向で進めてまいります。

5点目の日本一健康な町やはばを目指し、特定健診受診率向上策以外に日本一を標榜するためにどのような対策を講じ、また今後どのような対策を講じるのか、予算化についての考えはどうかについてですが、健康で幸せな生活を送ることは、町民全ての願いであり、第6次矢巾町総合計画の柱の一つに、安心して生きがいのある健康長寿のまちづくりを掲げ、健康施策を町政の第一義としてきたところであります。

本町が日本一健康な町を掲げた背景には、平成12年に厚生労働省が発表した平均寿命が県内において男女合わせ当町が県内第1位となったこと、そして生活習慣病対策に先駆的に取

り組むため、平成14年度に国保ヘルスアップモデル事業に取り組み、さらに20年度に開始した特定健診、特定保健指導において、高い目標値を掲げ、町民と協働で健康づくりを推し進める施策への決意を示したものであります。

健康課題は、時代や社会の変化を反映し合うものでありますが、現在健康課題となっているがん、脳卒中、心疾患や糖尿病等の生活習慣病、そして高齢者の認知症や働く世代のうつ病、自殺問題等にあらわれております。そのため、本町といたしましては、これらの健康課題に対し、特定健診、特定保健指導を初め、がんや生活習慣病の早期発見に重要な各種検診、そして高齢者の介護予防事業や認知症対策、心の健康事業等の取り組みを充実させ、町民の皆様の参加を促してきたところであります。

一方、平成25年改定の21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）及び平成25年6月に閣議決定され、さらに今年度に改定された日本再興戦略において、国は国民の健康寿命の延伸を重要視して特定健診やがん検診、そして高齢者の介護予防サービスの充実と質の高い医療、介護のサービスの確保に係る施策の推進を掲げており、本町においても同様の施策の推進を目指しているところであります。

本町は、昨年度に健康やはば21プランにおいて、町民一人一人の健康な生活を支える行動指針を見直しており、効果的に生活習慣病対策を実施していくため、県内外の専門機関と連携しながら研究事業、補助事業に取り組んでおります。さらには、将来を担う次世代の健康を支える母子保健から高齢者の介護予防や認知症対策、精神保健、そして歯科保健、全ての事業において、各年度ごとに評価を行い、新年度の予算に反映させて取り組んでいくところであります。

6点目の地域少子化対策強化交付金を利用した少子化対策については、現在本町を含め県内の市町村において取り組んでいる市町村はありませんが、今後活用が可能であれば、検討してまいりたいと考えているところであります。

7点目の人口減少対策等地域の特性に即した課題としてどのように考えているかですが、日本創生会議発表資料によりますと、本町におきましても、何もしなければ人口減少となる市町村とされており、その対策は重要な課題と捉えております。

なお、このことにつきましては、早期に役場内に横断的な少子化対策等に係る委員会等を設置し、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 先ほど6点目の地域少子化対策強化交付金についての質問をさせていただきましたが、本町を含め県内の市町村で取り組んでいるところはないとの回答でございましたが、この補助金はないとはいってなくて取り組んでいないということのご回答でした。そしてこの少子化対策交付金というのは、あると思いますけれども、そこでいろいろ調べてみました。そうしましたら、政令都市、中核市、特別区では2,000万円、その他の市町村は800万円で補助率は10分の10とあります。これは、関係している当町の皆様も十分に認識されていることだと思いますけれども、これは内閣府の補助事業で各市町村が事業計画を県に提出して採択を受けて地域少子化対策交付金を受けるものでありますが、この活用の説明を見ますと、我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取り組みを行う地方自治体を支援するとあります。

それで既存の事業であります厚生省のモデル事業であります、妊婦検診、妊婦訪問、両親学級、乳児家庭全戸訪問、乳幼児検診の事業とも連携して交付金を活用できるとあります。これらの交付金の活用をぜひ検討していただきたく、矢巾町における少子化対策を考えていただきたいのですが、この交付金の活用につきまして取り組んでいない理由は何でしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

まず県のほうでこういった事業については、県では取り組みをしているということですが、県のそういった事業の中にも沿いながら各自治体で計画書をつくって申請すれば可能性がありますというふうなことでお聞きをしております。その上で今現在県のほうでは、まだちょっとそういった事業にうまく合わないのか、まだ申請をしていないということで1件何か申請があったみたいですが、ちょっと採択には至らなかったというようなことでも聞いてございます。ということでありまして、我が町のほうでもそういったものにうまく合致できるものがあれば、今後対応していきたいと考えております。

切れ目のない事業ということで、出会いから妊娠、出産、そういったところに対応する交付金と、こうなっておりますが、一つの例といたしまして、町といたしましては、まず出会いのほうの関係になりますが、婚活事業をちょっとやっております、その際に今の交付金より使い勝手のよかった補助金がありまして、今そちらのほうを使って婚活事業に取り組んだりしている事情もございまして、今後先ほど町長の答弁にもございまして、少子化対

策の検討委員会等、これから立ち上げてまいりたいと思っておりますので、そういったところで検討しながら合致するものについては、そういった活用を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） よく理解しました。

それでは、7点目の人口減少対策につきましての、まず地方の声として女性の活躍による地域や経済の活性化につきまして、女性の能力を生かして地域や経済の活性化を図るため意欲ある女性が臨む形でライフステージに応じ働き続けられる環境の整備、社会全体の抜本的な意識改革やワークライフバランスなどの取り組みを進めること。それから、地方の声を反映させる仕組みの構築として東京一極集中を是正し、地方の活性化を図るには、地域のさまざまな課題を日々直面している地方自治体の意見が十分に反映させる必要があることから、そのために検討を行うことなどと、以上の地方の声につきまして地方創生のための人口減少問題対策に関する決議の要望が東北各地方の知事会から関係省庁に要望等が出されているようではありますが、ご答弁にありました早期に役場内に横断的な少子化対策等にかかわる委員会などを設置し、検討するとありますが、次期総合計画策定に当たり、人口減少問題及び少子高齢化問題の対策につきましてどのように取り込んでまいるのがか計画についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 今考えております少子化対策につきましては、特別総合計画とかまでリンクまではちょっと考えておりませんが、最終的には総合計画のそういった中に盛り込まれることにはなろうかと思っておりますが、当面いわゆるまち・ひと・しごと創生に関する事業等につきまして、そういった計画等の作成もしていかなければならないということもありますので、そういった等の対策等も考えながらの対策委員会にしたいなと思ってございます。その上で総合計画等の実施計画等などにもそういったものが盛り込められればいいのかなと思っているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で3番、村松信一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を2時25分といたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

5番、川村農夫議員。

第1問目の質問を許します。

（5番 川村農夫議員 登壇）

○5番（川村農夫議員） 議席番号5番、川村農夫でございます。

第1問目、統一地方選挙の年の予算編成についてお伺いいたします。平成27年度は、統一地方選挙の年となっており、町長並びに町議会議員選挙が行われます。平成27年度の予算執行は、改選後の町長のマニフェストや改選議員の議決によって執行される施策もあつてしかるべきかと考えるところでもあります。このことから改選年度当初は、暫定の骨格予算で進むべきだという考えを持っておりますが、現町長のお考えをお伺いいたします。

また、総合計画の基本構想についても町長のマニフェストによって大きく変換されかねないかという不安も残りますが、そういった点も含め策定期間のあり方についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 5番、川村農夫議員の統一地方選挙の年の予算編成についてのご質問にお答えいたします。

当初予算編成内容については、次年度における行政サービスについて住民の負託に応えるべき予算を編成するものでありますことから、町政の発展と継続性を担保するため、平成26年10月28日付で平成27年度予算編成方針について関係所属長等に通知し、平成27年度の予算編成をとり進めているところであります。

なお、この予算編成方針については、国や町の財政状況を鑑み、予算編成の基本事項や留意事項を指示しており、継続及び早急に取り組むべき事項として災害復旧事業の推進、第6次矢巾町総合計画後期基本計画事業の最終年度に当たり、本施策の集大成の年として総合計

画の基本理念に掲げた「みんなで作るうるおい豊かに躍進するまちやはば」の実現のため事業を停滞することなく推進させ、各種事業、岩手医科大学附属病院整備関連事業及び周辺施設整備など、地域活性化と人口減少問題などを念頭に置きながら事業の継続性や緊急性及び実施効果を参酌の上、当初予算を編成したいと考えているところであります。

しかし、川村議員のお説のとおり、平成27年度においては、町長の改選年度の年でありますので、当初予算については、そのことにも配慮した予算編成としたいと考えているところであります。

次に、次期総合計画の基本構想について、首長のマニフェストにより大きく変換されないかも含め、策定期間のあり方についてですが、総合計画策定にあっては、これまでのまちづくりに対する住民の評価と将来に向かって町が取り組むべき課題について住民の考えとニーズを把握することを目的に住民アンケート調査を実施するほか、この調査結果を踏まえ、総合開発委員会設置条例に基づく各種団体委員、一般住民委員、一般公募を含む知識経験委員、合わせて60名の委員により設置する総合開発委員会において広く住民の意見を結集することとしております。住民アンケート調査は、18歳以上80歳未満の約2万人のうち1割に相当する町民を対象に実施することから、アンケートの誤差も3.5%程度と統計学的に必要とされる5%を大きく上回り、十分な信頼性が確保されるものと考えております。このことから、策定期間については、予定どおり本年度及び来年度の2カ年により策定することで進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○5番（川村農夫議員） 次に、平成26年度で第6次総合計画の達成度という点について質問いたします。

第6次総合計画後期計画推進中に昨年8月の豪雨災害は、町政推進に大きく影響したと考えております。本年の事業遂行から年度末には、総合計画の達成度はいかほどを見込むことができるのか、その点についてお伺いいたします。もし、達成されたものとおくれが見込まれるものがありましたならば、その主たる要因についてもあわせてお伺いいたします。

以上であります。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長(川村光朗君) 平成26年度で6次総の達成度についてはのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、昨年(平成25年)の8月9日の大雨洪水により、公共施設である町道、橋梁、国民保養センター、マレットゴルフ場など、かつてない大規模な被害が生じたことから復旧事業を最優先に取り組んでいるところでありますが、並行して総合計画後期基本計画に係る事業にも取り組んでいるところであります。また、総合計画を推進するため、各種事業の予算にあっては、可能な限り事業費の抑制に努めるため、社会情勢の変化に伴い、事業の効果が低下したままのものはないかなど、それぞれ事業ごとに事業指標や成果指標をもとに目標達成状況や課題について検証を実施しているところであります。

このことから、平成26年度末における事業の達成状況は、事業費ベースで86%を見込んでおり、順調に事業が進捗している状況であります。平成27年度は、第6次矢巾町総合計画の最終年度となっておりますことから、適切な財源確保を図りつつ、計画されております事業の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) 再質問はありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 次に、第3問目の質問を許します。

○5番(川村農夫議員) 商工観光課より地域振興課としての取り組みをという題で質問させていただきます。

地域振興策が重要課題であるという観点から、土地利用規制についての多くの質問が出されたのが9月議会でありました。町長が描く地域振興への現状打開の秘策を示していただければ幸いです。

また、観光が観光としての独自事業として成り立っているのかという点について、私は多少疑問を持っているものであります。商工観光課という枠の中で観光の灯りを守るという取り組みではなく、地域振興施策全体の中に観光要素を盛り込み、創造型のグランドデザインを行うことが将来につながるものとするものですが、いかがでしょうか。そのような検討、経緯等があったならば含めてお示しいただきたいと思っております。

○議長(藤原義一議員) 川村町長。

○町長(川村光朗君) 商工観光課より地域振興課としての取り組みをについてのご質問にお答えいたします。

地域振興への現状打開の秘策についてですが、土地利用規制につきましては、従来から申

し上げてきたところでもあります。調和のとれたまちづくりのためには、無秩序な開発を防ぎつつ、計画的な土地利用を図っていくことは大変重要であります。その一方で市街化区域と比較して市街化調整区域は、買い物など生活の利便性において、地域間の格差が生じていることも理解しているところでもあります。そうした中において、農業者の高齢化、農業後継者不足から耕作放棄地の増加や既存集落の機能低下などの課題を打開するための施策として新たな特産品開発も含め、農業収入の向上と経営の安定化を図り、農業後継者の定住を促進するため6次産業化の推進などに取り組んでおります。今後も生活基盤にかかわる分野でさらなる振興策を検討し、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、商工観光課という枠の中で観光の灯りを守るのではなく、地域振興施策全体の中に観光要素を盛り込み、創造型のグランドデザインを行うことが将来につながるものと考えますが、いかがかについてですが、現在町の観光施策の推進に当たっては、第6次矢巾町総合計画後期基本計画に基づき、矢巾町観光協会を初め関係機関と連携を図り、矢巾町夏まつり等各種イベントを開催しているほか、特産品の販売促進や観光施設の環境整備に努めているところでもあります。

さらに、盛岡広域圏で構成されている各種観光推進協議会に参加し、広域による誘客促進キャンペーンやさまざまな事業を実施しながら近隣市町と一体となって幅広く誘客に努めており、観光諸施策の実現と、それに伴う地域振興の活性化に取り組んでいるところでもあります。

また、矢幅駅前地区土地区画整理事業の進捗に合わせ、本町中心市街地の活性化とにぎわいを創出するべく駅前に屋台村を民間活力を導入し、整備を進めており、まちづくりと一体となった持続的な観光振興の観点からも本町の魅力を発信できるよう施策を推進しているところでもあります。

以上のように観光施策の推進に当たっては、中長期的な視点に立ち、地域振興施策と協調しながら総合的かつ計画的に事業を推進いたしているところでもあります。地域振興施策全体の中に観光要素を盛り込み、創造型のグランドデザインを新たに策定することについては、今後第7次矢巾町総合計画策定に際して、観光要素の盛り込み方を関係機関と協議、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

（「ありません。ありがとうございました」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で5番、川村農夫議員の質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） これをもって本日の一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。ご苦勞さまでした。

午後 2時40分 散会

平成26年矢巾町議会定例会12月会議議事日程(第2号)

平成26年12月10日(水)午前10時開議

議事日程(第2号)

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
会計管理者 兼税務課長	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	村松康志	君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志	君

道路都市課長 藤原由徳君
商工観光課長 山本良司君
教育委員長 松尾光則君
学務課長 吉田孝君
代表監査委員 立花純幸君

区画整理課長 細川賢一君
上下水道課長 藤原道明君
教 育 長 越 秀 敏 君
社会教育課長 立花常喜君
農業委員会 高橋義幸君
会 長

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君
主 事 根 澤 のぞみ 君

係 長 吉 田 徹 君

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに、本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原義一議員） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次質問を許します。

6番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

（6番 小川文子議員 登壇）

○6番（小川文子議員） おはようございます。議席番号6番、小川文子です。1問目の質問に入らせていただきます。

1問目は、駅前に建設予定の複合施設についてでございます。花巻市では、中心市街地の活性化のためとして、旧花巻厚生病院跡地に子育て総合拠点、こどもの城と図書館などの複合施設構想があったが、上田市長は、これを見直す方針を明らかにしました。理由の一つは、敷地が狭く、駐車場が170台分しかとれないこと。他に子育て施設利用者にとって、外で遊ぶ環境も重要で複合施設として十分な整備が難しいことを挙げています。今後は、複合施設にこだわらず優先順位に従い個別整備などを検討するとしております。一方、本町も同様の子育て支援センター、そして図書センター、交流センターの入る複合施設を建設する予定になっていますが、その建設時期を早めて、来年2月から工事を開始すること、また、新たなブラッシュアップ案が示されましたことから以下お伺いをいたします。

1番、維持管理費、年間1億円の積算根拠を示されたい。以前の説明では、延べ床面積が変わらないため、維持管理費が変わらないとの説明でありましたが、今回のブラッシュアップでは、床面積が約188平米、約57坪の減となります。

2番目、人員の配置がどうなるのか示されたい。正職員と非正規職員の比率を示されたい。

3番目、駐車場は敷地内5台、そして50メートル離れたところに30台、そして隣接の東側に共用として35台を確保されたわけですが、まだまだ足りません。他の施設と比較しても明らかであります。この駐車場の今後の検討の余地があるのかどうか伺います。

4番目、子どもの一時預かりを含む子育て支援センターが3階に配置されており、災害時に危険である。また、これだけ自然の豊富な本町にあって、ビルの一室で子どもを預かる、あるいは親子が遊ぶのは、環境として好ましくないと考えます。利便性だけを追求し、子どもの命を預かり、育む施設として問題があると考えますが、どうでしょうか。

5番目、建設の前に今回のブラッシュアップ案を町民に説明する機会を設けるべきと考えるが、その考えを伺います。

また、パブリックコメントを求める考えがないかについてもお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 6番、小川文子議員の駅前に建設予定の複合施設についてのご質問にお答えいたします。

1点目の維持管理費、年間1億円の積算根拠についてであります。現在施設の維持管理及び運営を行う矢幅駅前開発株式会社と業務内容や業務費について協議を行っているところであり、現時点の概算額としては、施設全体の維持管理費が約2,300万円、地域交流センター運営費が約400万円、図書センターの運営費が約3,700万円、子育て世代活動支援センターの運営費が約2,900万円、合計で約9,300万円となっております。

なお、光熱水費は、基本料金等の変動があることから別途協議することで進めており、維持管理費には含まれておりませんが、現時点でこれに光熱水費を含め年間の維持管理費が約1億円になるものと試算しております。

2点目の人員配置につきましては、現在のところ地域交流センターに正職員3名、非正規職員2名、図書センターに正職員4名、非正規職員2名、子育て世代活動支援センターに正職員5名、非正規職員4名とする計画であり、それぞれ業務の量や混雑する時間帯に合わせてシフトを組みながら柔軟かつ合理的な人員配置のもとに運営する予定であります。

3点目の駐車場の検討につきましては、複合施設に隣接している町有地を含めて検討し

た結果、複合施設利用者の駐車場を敷地内に5台、複合施設の南側の隣接地に約30台、複合施設の東側の隣接地に共用駐車場として35台確保することとしたものであり、複合施設周辺でさらに駐車場用地を確保することが難しいことから、現在の計画で進めてまいりたいと考えております。

4点目の子育て世代活動支援センターの整備についてであります。子育て世代活動支援センターは、乳幼児等を抱え、さまざまな行動が制約されがちな親世代が中心市街地で文化活動や購買活動等を行ったり、施設を利用して学習や親同士の交流を図るなど、まちなかでの親世代の多様な社会活動を支援、促進することに主眼を置いた施設であることから、利便性を重視し、中心市街地に開設するものであります。施設の立地は、不審者等の侵入から子どもを守りやすく、眺望にもすぐれた3階とし、専門スタッフが厳選した遊具や玩具を備え、良好な遊びの場が提供されるほか、周辺には街区公園や緑道も整備されることから、施設の環境に問題があるとは考えていないところであります。

また、災害時の避難経路の確保につきましても、各種法令上の基準を満たし、かつ消防当局の指導に従い、必要な避難器具を設置するなど、安全の確保には万全を期しておりますことから、多くの方に気軽に安心して利用いただける施設になるものであります。

5点目の町民に対するブラッシュアップ案の説明についてであります。当施設につきましては、4月の基本設計段階で住民説明会及び縦覧を実施しており、その際に寄せられた意見も含めてブラッシュアップ案を作成しておりますことから、改めて説明会やパブリックコメントを実施することは考えていないものであります。

なお、現在の計画や寄せられた意見に対する改善点等については、12月16日発行の役場からのお知らせに掲載し、町民に周知する予定であります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文字議員。

○6番（小川文字議員） それでは、再質問、まず1点目、施設全体の維持管理費として示されていますけれども、この中身について伺います。そしてまた、地域交流センター、図書センター、子育て支援センター、それぞれの維持管理費の中に人件費と、それから人件費以外のものの主なものがわかったら、それをお知らせください。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） それでは、ただいまの質問にお答えをいたしたいと思いま

す。

まず複合施設維持管理費、建物保守管理が約370万円、建築設備保守管理が416万7,000円、備品等の保守管理が209万7,000円、外構施設保守管理が14万7,000円、清掃業務544万3,000円、植栽維持管理が31万円、警備業務が247万2,000円、環境衛生管理が182万2,000円、電球交換等の消耗品になりますが41万円。次に、地域交流センターの運営費でございますが、プロムナード及びギャラリー運営が176万円、活動スペース及びラウンジ運営が同じく176万円。図書センターのほうになりますが、人件費が600万円、これは館長分以下、スタッフも含めまして2,350万円になります。業務の管理費及び予備費が240万円になります。図書システムのデータ一式、これが275万円、図書の購入費が年間2,000冊を予定しておりますが、そうなると495万円となります。子育て世代活動支援センターのほうですが、人件費が2,311万8,000円、その他経費、研修費、交通費、保険料など含めまして137万1,000円、一般管理費が122万4,000円で税込計で9,300万円を見積もっております。そのほか光熱水費は、これはやっぱり1年間通してやってみなければ、はっきりした数値はわかりませんが、今の矢巾町公民館の約1.5倍ということで700万円を計上いたしたところでございます。

なお、この金額につきましては、実施設計を行った結果での見積もりの金額でございます。これは毎年モニタリングを実施をいたしまして、果たして対応する人件費、人数等、これでいいかということも実施をいたしますので、その結果によっては変更はあり得る金額になろうかと思っております。

以上、詳細についての説明といたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） ただいまの説明の中で地域交流センターは、維持管理費が400万円なのですけれども、正職員3名、非正規2名、この人件費がどうなっているのかについてお伺いいたします。

また、今のところ正職員と非正規の比率が示されていますけれども、この正職員の数が少なくなって非正規がふえれば、当然維持管理費の差が出るわけなのですけれども、その場合、どうなるのか。いわゆる管理者のもうけということになります。非正規をふやして正規を減らせば。そういうことがこれからあり得るのか、それについてです。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） まず前後しますが、2点目の人件費の正職員と非正規のや

りとりによって、当然そうなると、人件費の総体の金額が変更になるということは出てくるかと思いますが、これは毎年定期的なモニタリングは年に1回実施をいたしますし、そのほか随時必要があればモニタリングをやって評価をしていくということになりますので、それで果たして正規がこのくらいで非正規がこのくらいでいいのかということも含めまして評価をいたしますので、その時点で金額の変更は出てくるかと思いますが、これはやっぱりサービスの状況に応じて、やはりその辺はきちっと私たちのほうも評価をしていかなければならないと思います。したがって、よりよいように進めていくということでそのモニタリングをやりますので、確かに異動はありますので、最終的に指定管理者制度の方法をとってやりますので、毎年そういった金額の増減は必ず出てくると。やはり努力した部分につきましては、そういった指定管理のほうにもプラス要因を与えるということが一つの制度の特徴でもありますので、その辺は今議員さんがおっしゃったようにもうけといいですか、プラスになる場合も当然出てくるものと思います。

1点目の複合施設全体の2,300万円というところの人件費、要するに清掃業務とか、いろんな今お話ししたそれぞれの保守管理等の中にこれは人件費が入ってございまして、ちょっとその辺は細かくはまだ出ていないといえますか、人件費ということで特記した数値は持ち合わせておらないところがございます。お話しした中に人件費が含むということでご理解をいただければよろしいかと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 今のところは、地域交流センターの質問でした。これは400万円という中で、その中に職員が正規3名、非正規2名、この5人の職員を維持するのに地域交流センターの維持管理費が400万円では、数字が合わないのかなと思って、そこの分の人件費の分です。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 地域交流センターのほうの人件費は、先ほどお話ししました複合施設の維持管理の2,300万円と地域交流センターの400万円、これは全体の施設の維持管理と1階から3階部分の地域交流センター、ところどころにあります、計2,700万円の中に正職員3人、非正職員2人の分が含まれているということでご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 図書センターの中に図書司書は置くのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 今の時点で2名を配置をいたしたいと、このように考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは、子育て支援センターの分についてでございますが、3階に配置したその理由がいろんな危険があるために3階のほうがまず安全だと、不審者の侵入から子どもを守ると。それから、展望がいいと、眺望がすぐれているということで3階にしたということでございますが、この子育ての施設の関係については、基本的には1階が望ましいと言われております。子育て関連施設は、災害時の避難を考えれば、保育室等は原則として1階が望ましい。園舎の階数は2階以下が原則であると。これは、安全性を重視したからでございます。子どもにとって眺めがいいとか、そういうことは附則、ある意味2次的な問題だと思います。しかも3階から眺められる景色というのは、駅の新幹線の高架橋が見える、あるいは建物が見えるというだけで緑地は北側のほうにありますから、公園が見えるわけではありません。それがありません。それで何よりも、例えば不審者の侵入ということがあれば、これはもうどこにあり得ることですけれども、それよりも火事とか、いろんな災害のほうがもっと危険率が高いのではないかと思います。しかも3階から落ちた場合には、恐らく死んでしまいます。1階ぐらいであれば傷で済みます。そのような子どもの不慮のことも考えれば、3階というのは大変な危険な場所である、そういうことを改めて考えますけれども、その点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず避難器具の設置は、当然必要になりますので、これは3カ所予定をさせていただきます。

どういった器具、まずおおむね5つの器具がございますが、その中から小さな子どもたち

が安全に避難できるような器具を設置することで現在協議を進めているところでございます。また、当然1階であれば、そういった災害時に避難する、時間的にはそちらのほうがよろしいわけですが、先ほど議員さんもお話ししたとおり、そういったもろもろの条件で3階に設置をいたしました。私もこのことにつきまして他の施設の担当の方からちょっと確認といたしますか、聞いてきました。岩手県でいきますと、アイーナの5階にそういった類似施設もありますし、近場にも2階の類似施設がございます。そういった方々の参考意見として聞いてきましたが、訓練さえきちっとやれば大丈夫ですし、子どもたちに教える機会にもなると。決してビルの中での2階、3階であるから危険だという、今の施設の設備からいきますと、そういったことは全くないと。したがって、近隣には緑道、いわゆる水辺の環境、親水事業で整備をいたします上堰の遊歩道もありますし、また北側には公園もあります。そして小さい子どもには遠足がてらに駅西の3つの公園があるということもありますので、決してビルの中で子育てをする、そういった弊害は決して私はないものと思っております。そういったことから、特に私は3階でもきちっと万全を期して対応すれば、そしてきちっと人を張りつかせることによって安全面も対応できるものと認識をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文字議員。

○6番（小川文字議員） 私も子育て世代からいろいろ意見を聴取してまいりました。その中で、現在の矢巾町の子育て支援センターが混んで、混雑して困っているという状況はないと。今のさわやかハウスで十分だという声があります。また、子育て世代は、税金等子どもに係る費用等で大変な出費で困っていると。むしろこういう新しい施設をつくるよりも子どもの医療費、そして保育料の軽減等、そっちの子育て支援のほうを経済的な支援のほうをしてほしいのだという声があります。これはもうアンケートでもはっきりと6割の方たちがこういう声を第1位のアンケートでございます。そして、その中でやっぱり町民のニーズが本当に活かされた施設なのかどうかということが再度この施設については、問われると思います。町民のニーズは解決済みという答弁でございましたけれども、やはり町民の本当に声を聞いたのかどうか。子育て世代の声を聞いたのかどうか、それを伺います。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） お答えをいたしたいと思います。

まずこの施設につきましては、選択肢がふえるということは、当然私はよいことだと思います。そして保育園、幼稚園の入園前の子どもを含めまして、要求水準では小学生児童までを対応するという事になってございます。当然平日は各児童館のほうに小学生の方々は行きますが、休みの日にもここの子育て支援センターはやりますので、休みの日には小学生の方々が来てくれるのではないかとというような期待もしてございます。

したがって、入園、保育園、幼稚園の入園前の第一歩のセンターとして有効にこれは活用していただければなど、このように思っております。町民のニーズは、選択肢がふえるということは、子育て支援にもつながるものと私は期待している施設の1つであります。そういったことで決して町民のニーズがないという、そういった私は認識は持っておりません。人口減少問題につきましても、矢巾町のこういった対応で少しでもプラスになる施設になろうかと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 子育て関連施設の整備は、それはもちろん重要なことです。しかし、駅前の複合施設に入れるかどうかの問題なのであります。利便性、買い物するときに便利だ、あるいは文化活動に便利だということで駅前に配置したわけですが、ほとんどの方が車で動く今の時代です。歩いて、おんぶして複合施設に来るわけではないと思います。したがって、駅前に必ずしもこの施設がなくても、ちょっと離れたところであって、そこに預けて駅前に来たとしても十分機能できるはずで、あえてこの複合施設に入れなければならなかった、その理由というのが、この利便性だけであるような気がいたしますが、どうですか、そのことについては。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） お答えをさせていただきます。

利便性も当然あります。そして、中心地ということで地域の方々との交流もできる位置にあると思います。これもまた一つの重要なことだと思います。そして利便性、いわゆる一時預かりをして電車で移動するという場合にも非常にいい場所であると私は思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 最後に確認ですが、一時預かり保育は、各民間の保育園で十分に機能しております。この点については、どう考えますか。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） これもひとつ、先ほども言いましたが、選択肢がふえるということは、私は子育て支援に大きく寄与できる施設だと認識をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 今般示された駐車場ですけれども、当初から来館者用の駐車場を設置しないというコンセプトでした。それが町民の要望によりまして敷地内に5台、そして隣接地と書いてありますけれども、50メートル離れています。そして安全な場所を確保するためには、さらに100メートル来て、ちゃんとそこで信号機のあるところで回ってくるために100メートルかかる。ですので、あえて隣接という言葉はふさわしくないと、前から申し上げているところです。そしてさらに隣接の東側の隣接に共用として35台、ということは総勢70台にはなったわけですが、その35台分について、約半分は共用ですから、専用の駐車場ではありません。花巻市では、170台が少ないとあって、それで駐車場が少なすぎるということで場所を変えるわけです。お隣の紫波町の場合は、皆さんもご存じだと思いますけれども、オガール専用で86台、そしてパークアンドライドで290台あります。それでオガール専用の86台は無料ですが、あつという間にふさがってしまいます。このような状況からして、矢巾町が専用で35台、そして共用で35台、これでは余りにも駐車場が少な過ぎる。駐車場が少ない施設は使いづらい。初めからわかっている施設をあえてここにつくろうとする大変な無理があるかと思えます。つくったあかつきには、大変な使いづらい施設として、さらに新たな駐車場ができることもないという、予定もないということでございますので、もう本当に不便なところにむりくり押し込んでつくるといような印象が拭えません。この問題についても再度質問をいたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） お答えをさせていただきます。

駐車場の問題につきましては、当初要求水準、そして提案の部分では、図書センターがいわゆる週刊紙、雑誌、新聞といった、そういった施設で進めておりました。この区画整理事

業につきましては、健康日本一ということもありますし、できるだけ歩くことを基本としたまちづくりを進めております。ただ、その後におきまして、公民館図書室のいろんな問題をやはり解決を少しでもしたいという考えからこの施設のほうに移転をするということにいたしましたので、そういった際には、やはり駐車場が必要になってくるということもありまして、当初月極めの駐車場を予定していたところを専用にいたしました。そして、住民説明会、議会のほうの調査特別委員会、内部のまちづくり検討委員会等で、やはり可能であれば、1台でも2台でも多い駐車場が必要だということもございまして、最大70台まで確保したところございまして、これは議員さん、ただいま他の自治体の例を挙げて比較をされておりましたが、それはそれでそれぞれの地域の特性があってそういったことにしたと思います。我々も許すのであれば、そういった用地があるのであれば、それはということも考えますが、現状ではこの区画整理事業地内にほかに町有地等はありませんので、この台数で進めていきたいと。そして、会議室もありますので、大きなイベント等を開催する際には、駅西の駐車場もございまして、町外から来る方につきましては、そういった事情もありますので、公共交通機関の利用といった、そういった工夫も重ねながらこの施設を有効に活用していただくように私たちもその辺はきめ細かく考えながら進めていきたいと、このように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 今回図書室の移転ということで当初計画から大きく変わったわけですが、そして図書数も現在図書室が4万冊、それを最大7万冊、約倍になりますが7万冊にふやすということで図書室の書架が大変な込み合っているような状況で書架を配置されてございます。そして、司書を2名置くということになりますと、図書ルームというよりは、やや図書館に近い体制を整えるわけでございます。私もこの8年間の間に何回か図書館を建てる計画はないのかということをお聞きしたんですが、その都度町長は、第6次総には図書館の構想はないという説明を終始していただきました。しかし、6次総の最終年に当たって図書館っぽいものをつくるということであれば、これは6次総との整合性あるいは町民への説明をどうするのか、その点について伺います。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） お答えをさせていただきます。

図書館っぽいということになりますが、あくまでも司書を置くのは、いわゆるサービスの

向上のためということで、今は窓口1人で対応していると、どこに何の本があるかということは、そのお一人の方が別なお客さんに対応すると、あとは対応できないというような不便もありましたので、そういった体制で利便性を向上させるために、そういった配置を考えているところでございます。そして、狭苦しいといいますが、閲覧席は70席を設ける予定でありますので、最大開書が7万、そして閉書が2万ということで9万冊まで対応できる配置を考えてございます。図書室のあくまでも今までの図書室のふぐあいを解決するために町民の利便性を向上するための移転ということで考えていただければと思います。

決して6次総の総合計画では、確かに運動公園、図書館の建設というお話もありましたが、単独でそういった施設はできないということで今日に至っておりますが、幾らかでも現在の公民館図書室の問題を解決し、町民の利便性の向上のため、サービスのために今回こういった複合施設のほうに移転をするということでご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは最後に、町民の声を述べたいと思いますけれども、私もいろいろと今アンケートもとっておりますし、町民の声を伺っています。中にやっぱり本当に駅前に今必要なのかどうかということが疑問がいっぱい出されています。人口減、税収減が予想される中で見直し中止も含めて検討するべきだという人が圧倒的に多いです。そして、医大の病院ができてからゆっくり考えても遅くはないのではないかと。しかも駅前に本当に必要な施設なのかどうか、ふさわしい施設なのかどうか、もっといわゆるビジネスホテル等、医大の病院を見越したときに、もっと必要な施設が出てくるのではないかと。そのときに全く土地がないということでは何もできない。だから、今急いでつくるべきではないという意見が圧倒的に多いです。また、さわやかハウス、そして公民館、立派な施設があるではないかと。そして、駅の多目的ホール、あそこもほとんど従業員の休憩室になっているようだと、そういう状態でいいのかという、今ある施設をもっと有効活用してから考えるべきだというような声が圧倒的に多いのです。ですので、その声をしっかりとやっぱり受けてほしいと思います。特に子育て世帯からは、新たな施設は要らないと。本当に経済的な支援をしてほしいのだという切実な声が寄せられています。その声についても、ぜひ応えるように。

町長は、当初の計画を早めて来年の2月から施工すると、建設に入るということでしたけれども、こんなに問題がまだまだ解決していない中で町民の疑問が解決していません。ですので、計画は慎重に再検討するべきで、2月の着工というのは、見切り発車というふうを受

け取れかねないということを申し上げて、この質問を終わらせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） そのご意見は賜りました。逆に私どものほうにもこの施設を期待しているという声はあります。それぞれ賛成、反対という意見はあるかと思いますが、決して全てが反対ということではなく、直接私どもにそういった話もあります。そのほかにやっぱり医大が来てから、それでは遅いのです。私たちは、きちっとその前に医大が総合移転した時点で矢巾町の役割もきちっとあるわけでございます。そういった考えで今回の事業も進めておりますし、さらには2月着工ということになります。当初は3月でございましたので、1カ月早めてやると。これは大きな理由がございまして、やっぱり人夫の確保が震災以降沿岸のほうに人夫が行っているということもありますので、人夫の確保が早目にやったほうが確実にということもありますし、資材の高騰による資材の調達期間をやはり余裕を持ってやったほうが良いということもあって1カ月早めて行うものでございますので、決して見切り発車というような考えでスタートしているわけではないことをお話しをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○6番（小川文子議員） それでは、2問目に移ります。

昨年8月9日の大雨洪水被害対策についてお伺いをいたします。昨年の豪雨被害は、多くの被害をもたらしたが、まだ未整備の箇所もあり、復旧が急がれることから、以下お伺いをいたします。

1番目、国民保養センターが新しい施設として再開しましたが、砂防ダムの計画は進んでいますか。また、宿泊者に対する避難訓練、夜間の対応、避難場所、特に高齢者、障がい者も利用があることから、その対応についてできているかどうかを伺います。

2番目、煙山ダムの土砂除去の状況について伺います。

3番目、車堰の改修について説明よりも時期がおくれているのではないかと思います、その対応についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 8.9大雨洪水被害対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の砂防ダムの計画は進んでいるかについてですが、現在保養センター北側の土砂崩れを起こした箇所について、災害直後に町のみならず岩手県及び森林管理署が現場を確認し、それぞれ管理している山林地内に治山ダムを2基ずつ、合計4基を建設する計画となっております。森林管理署分については、入札の不調等があり、着工時期が遅くなりましたが、現在工事に着手されております。岩手県盛岡広域振興局林務部が事業主体となる工事箇所につきましては、森林管理署の工事が終了後建設に着手する計画と伺ってございましたが、森林管理署の事業着手がおくれたことにより、年度内の完成が懸念されるので、着手時期を繰り上げ、現在工事着手に向け準備を進めていると伺っております。今回整備される4基の治山ダムは、平成26年度末の完成を目指していると同っております。

次に、宿泊者に対する避難訓練、夜間の対応、避難場所、特に高齢者、障がい者への対応についてですが、国民保養センターは、12月1日から営業を再開いたしており、営業再開に際して全職員が11月25日に避難訓練を実施したところであります。また、今後盛岡南消防署矢巾分署の指導のもと、今年度中には再度避難訓練を実施することとしており、宿泊者を初め施設利用者、高齢者及び障がい者の非常時の誘導と安全確保に万全を期すこととしております。

指定管理者に対しましては、指定管理の管理運営に関する協定書に基づき、お客さまの安全が第一との理念のもと、担当課との連絡を密にしながら緊急時の対応に努めるよう指導しているところであります。

2点目の煙山ダムの土砂除去の状況についてですが、本工事は、平成25年8月9日に発生した豪雨災害により、堆積した土砂5万1,600立方メートルの除去を行う旨の国の災害査定を受け、煙山ダム農業用施設災害復旧工事として平成26年3月28日付で工事請負契約を締結し、当初平成26年5月31日を工期末として堆積土砂のしゅんせつを施工していたところでありますが、ダムに堆積した土砂の掘削作業中にダム設備の一部である遮水層が表出したことに伴いまして、国の指導により、掘削位置の変更を要すること等から工期を平成27年3月10日に延長し、土砂のしゅんせつを行っているところであります。

しゅんせつした土砂の排出先といたしましては、矢巾町総合グラウンド南側町有地の旧テニスコートに約38.8%の2万立方メートルを、ヒマワリ畑北側町有地に約51.5%の2万6,600立方メートルを、町営工事現場に残り約9.7%の5,000立方メートルをそれぞれ排出する計画で本工事を施工しているところであります。

なお、当該工事の進捗状況につきましては、平成26年11月末現在で計3万6,786立方メー

ルを排出し、全体で71.3%の進捗率となっており、計画よりも早い来年1月中には、土砂のしゅんせつ作業を完了する見通しとなっておりますが、ダムの貯水量を空の状態にしなければ掘削作業が困難である一方、来春の作付に向けての湛水期間でもありますことから、現場の状況を考慮しつつ、できる限り早急に工事を完了できるよう調整を図ってまいりたいと考えております。

3点目の車堰の改修について、説明よりもおこなっているのではないかについてですが、平成26年矢巾町議会定例会6月会議において、秋ごろの施工予定とお答えしておりましたが、資材費の高騰による設計価格決定に不測の日数を要したため、発注は1カ月ほど後の平成26年12月3日付で株式会社佐々木組と雨水矢巾1号幹線改築その4工事として契約を締結いたしました。現在は、工事着手に向けて材料調達等の準備工段階であり、平成27年3月25日には完成をいたします。引き渡しまでの期間については、発注者、受注者ともにパトロール等の実施により、安全を確保し、災害を未然に防ぐ対策を講じてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 治山ダムが少しおこなっているけれども、まず進んでいるということ、また車堰もようやく締結ができたということ、これダムのほうも順調には、見えていますと、やはり工事現場でお働きの皆さんがいらっしゃいますので、まず順調に進んでいるなということで、この3つについては、大変安堵しているところがございます。特に車堰については、町民の方に大変な不安がございましたので、まずこの秋台風に見舞われないでまず過ぎたということで大変よかったことと思います。

昨年矢巾町の未曾有の災害でございましたが、ことしは広島初め毎年のように各地で異常気象による災害が起きております。本町もこれを一つのいい経験として万全の体制を図るべく防災のほうにしっかりとした予算もとって、特にもまだ未整備の箇所がたくさんございます。たくさんといいますか、大きな岩崎川関連の未整備の箇所もございますので、それらに対しては、万全の体制で臨むようお願いをして質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 以上で6番、小川文子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時52分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

4 番、山崎道夫議員。

第 1 問目の質問を許します。

（4 番 山崎道夫議員 登壇）

○4 番（山崎道夫議員） 議席番号 4 番、山崎道夫でございます。早速質問に入らせていただきますが、まず初めに、岩手医大の附属病院開業に向けた町の取り組みについて、町長にお伺いをいたします。

去る11月26日、町政調査会の研修会において、岩手医大の前事務局長であり、現在株式会社こずかたサービス代表取締役の佐藤久伸氏をお招きし、医大周辺地域の活性化について、さらにはサブタイトルで人口減対策としての地域活性化と題してご講演をいただきました。講演は、平成31年5月の附属病院開業に向けたスケジュールと病院の規模や職員数など、実に詳しく丁寧にご説明をいただきました。その中で佐藤氏が強調していたのは、病院が町をつくる、そして町が活性化すれば町の活性化に結びつくという感覚を行政も議会も町民もしっかりと持つことが大事だということでありました。そして、その上に立って、積極的に受け入れ体制をとるべきであるということは何度も強調されておりました。病院開業時には、大学と病院施設内人口は8,000人から1万人規模になり、あわせて取引業者の施設移転なども考えると、実に膨大な人口流入が起こることが想定されるというお話でございました。そこでお伺いいたしますが、今後4年6カ月余りの期間の中で本町としていかに受け入れ体制を整えるのか。以下3点についてご質問をいたします。

1 点目でございます。附属病院開業を町の活性化に結びつける絶好の機会と捉え、必要により商工会とも連携し、プロジェクトチームを発足させて、まちづくりや定住化対策に向けて、さまざまなニーズの調査や対応を図る体制づくりを行うべきと思いますが、どのように取り組む考えなのかお伺いをいたします。

2 点目でございます。定住化促進に向け、宅地開発や居住環境の整備、インフラ整備への対応、幼稚園、保育所、小中学校の受け入れ体制の考えをお伺いをいたします。

3 点目でございます。現在は、医師の研修や医療関係者の宿泊施設、将来的には患者の家族等の宿泊施設の確保が課題となっているという指摘がございましたが、この点について、

どのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 4番、山崎道夫議員の岩手医大附属病院開業に向けた町の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目の岩手医大附属病院の移転につきましては、企画財政課がその窓口となり、庁舎内関係課はもとより、商工会、岩手中央農協とも連携を図りながら岩手医大との協議事項などについて調整を図っているところであります。今後におきましても岩手医大の移転関連につきましては、本町の窓口を一本化し、双方にとりましてスムーズな連絡調整を図ってまいります。

2点目の定住化に向けた受け入れ体制につきましては、附属病院開業時には1万人とも想定される交流人口について、本町といたしましても定住化に向けた施策は重要な位置づけと考えております。これまで本町では、市街化区域の見直しに合わせ、藤沢地区、中村地区に住居系及び業務系の市街地形成を図るべく、新たに市街化区域を編入しております。現在民間活力により、これらの区域におきまして、商業施設の新設や住宅建設が進められているところであります。インフラ整備につきましては、中央1号線の道路拡幅整備、スマートインターチェンジからのアクセス道路も早期の完成を目指し、現在事業を行っているところであります。また、国の事業であります国道46号、盛岡西バイパスの延伸につきまして盛岡市とともに要望をいたしているところであります。保育所、小中学校の受け入れ体制につきましては、年次計画により、その体制を図ってきているところであります。なお、附属病院敷地内への院内保育所の設置も岩手医大において計画されているとお聞きしております。

3点目の医師の研修所や医療関係者、患者の家族等の宿泊施設の確保についてですが、本町としてもホテル等の宿泊施設は必要な施設と捉えているところではありますが、町有地には、それら施設を建設する適地はないため、ホテルなどの宿泊施設については、民有地の活用を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 1点ずつ再質問をさせていただきますが、全部で4点ほどございます。

今日本は、世界に類を見ない超高齢化社会を迎えようとしております。そして同時に、少子化による人口減少問題に直面し、多くの市町村は、その対策に頭を悩ませ、苦慮しているのが現状でございます。こうした中、国も県も市町村も、その対策に真っ向から立ち向かおうとさまざまな対策会議を立ち上げ、対応策を打ち出しつつあります。本町においても、人口減少対策に向けて対策会議を立ち上げる考えであるということがきのうの谷上議員に対する答弁の中で明らかにされました。今後対策会議の中でさまざまな議論がされるでしょうが、本町における人口減少対策は、何といたっても岩手医科大学附属病院の開業をにらんで、それを契機に人口減少対策ではなく、人口増加対策に転ずるべきと考えるものであります。

昨日の谷上議員の質問の中にもありましたが、全国的に医大附属病院の進出地域は、住宅地の造成が最も進んでおり、人口増加がもたらされ、活性化が図られているということがきのうの質問の中にもございました。その例として、福島医大の附属病院や秋田大学医学部の附属病院の例が紹介され、両附属病院とも周辺は大変な住宅地となっているということでございます。したがって、医大附属病院進出における経済効果は、想像以上のものがあることは間違いのないことではあります。同時にその波及効果もまた想像以上に大きく、このチャンスを絶対逃すことなく、町のさらなる活性化と人口増加対策に生かすべきと考えます。

そこで1点目の質問でございます。現在岩手医科大学の教授、准教授、講師、助教などの教員が719名、附属病院の事務員、薬剤師、放射線技師、検査技師、看護師等の職員が約2,000名で教員、教職員総数が2,726名とのことでございます。そのうち持ち家や家族と同居等が1,750人で約65%、賃貸が940人で約35%とのことでありますが、特に賃貸で居住している方の940人をターゲットにして、その中からできるだけ多くの方に矢巾町に定住していただくことが居住対策、さらには定住化対策のキーワードになると思います。したがって、今後この点を踏まえ、どのような定住化対策を講じていく考えなのか、その施策についてお伺いしたいと思っております。

先ほどの答弁をいただいた中では、どうも積極性が感じられない。非常に答弁はいただきましたが、町として何としても岩手医大の進出を契機に定住化対策にしっかりと取り組むという強い意思が感じられないのが非常に残念でございます。したがって、その点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

まず人口減少あるいは高齢化、少子化の問題につきましては、こういった人口減少には2

つの要因がありまして、自然増減と、それから社会増減という2つの要因があるということで一般的にお聞きをしております。当然自然要因というのは、生まれる方と亡くなられる方の差で減っていくような要因になろうかと思えますし、それから社会増減の要因につきましては、当然転出、転入等の要因が一番の要因だと思ってございます。そうした中で定住化対策につきましては、各自治体等もそういった課題を持ちながら進めているところであるところでございます。

本町におきまして、そういった観点で、まず住む場所が確保されなければならないということで市街化区域等の見直しにあわせまして、市街化区域の拡大等にも努めてまいっているところが今答弁にもありましたとおりのことでございます。そうした中でこういった定住化、ましてや医大のほうに職員等あるいはそういった関係者の定住化につなげていくかということもこれからの課題になっているところであります。今までも積極的といいますか、PR等につきましては、そう大きくはしてございませんが、そういった医大の関係者の皆様とお話をする機会にあったときには、こういったことで宅地化もしているもので、ぜひそういった矢巾への移住も考えてほしいというようなこととお話をしたりしておりますし、町長がトップセールスでそういった機会にお話をしている機会もございますので、そういったところをさらに充実していくように努めていかなければならないと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 通り一遍の今答弁でしかないような気がしますが、2040年には矢巾町も2万人という日本創生会議の発表といたしますか、これはきのうの町長の話にもありましたが、何もしなければ2万300人という数が出ていますが、そういう形になる可能性があるというお話でございました。先ほど私も話した中身には、きのうの谷上さんの話の中にあつた岩手医大が来る、そのことは本町にとっては最大のチャンスだというふうに捉えております。そういう意味では、自然減あるいは社会減の話もありましたが、それ以上にもう打って出ると、積極的に打って出る。いわゆる攻めの人口対策といたしますか、定住対策、もう守りではなく徹底的に攻めていくという体制がやっぱり今求められているのではないかというふうに思います。4年6カ月というのは、あつという間に来ると思うのです。今からもうそれをしっかりと私はプロジェクトチームをつくって、当然市内の関係課との横断的な連携は当然なわけでございますけれども、そのほかにも医大としっかりとパイプを持って、もうもちろん

やっているといえば、それはあると思いますが、JAとの関係もお話ありましたし、それから商工会との関係もありましたが、やっぱり今2,700人の職員、そして岩手医大の矢巾キャンパス1,700人を超える学生さん、そのうち1,100人ぐらいが矢巾に学生さんは居住していると言われています。この前の話では、1人113万7,000円ぐらいの、年間でいえば150万円ぐらいの、月でいうと11万7,900円ぐらいの、学生さんはいわゆる矢巾町でお金を使っていると。それから、職員がもし来れば、1人当たり150万円以上のお金が矢巾町におけると、そういうふうなお話もございました。

したがって、経済効果はものすごいものが当然あるわけですが、将来を考えると、やっぱり矢巾町の人口を倍にすると、あるいは3倍にするという、そういうふうな思いも夢ではないというふうに思うのです。これはやり方次第だと思いますが、そこでお聞きをしますが、現在藤沢地区は、主に商業地区ということで開発で今商業地域としての取り組みがされているわけですが、住宅部分ほどの程度あるのか、まずそれもお聞きをしたいと思えますし、それから中村地区が147区画と思っていますが、これが今宅地開発が、住宅の建設がどんどん順調に進んでおります。したがって、あと4年半で当然147区画というのは、あっという間に埋まるのではないかというふうに思うわけですが、まさか矢巾町に定住させるのはアパートだけをねらっているわけではないと思うのです。町長さん以下もアパートに住ませるとのことだけを考えているわけではないと思いますが、それにしても宅地開発の町としての今後の見通しが全く今の段階では見えていないと。そういうふうな状況の中で定住化対策とはいったものの、何をもって定住化させていくかというのが、今の段階では私たちにはさっぱり見えないのです。その辺の考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず中村地区ですけれども、ここにつきましては185区画でございます。その中で今現在約100棟程度建築になっておりまして、まだなっておりませんが、あとはハウスメーカーにすべてここは販売済みという形でそれをハウスメーカーが各戸に売るといような形で考えておるところでございます。

あと藤沢地区につきましては、戸建ての計画戸数60区画でございます。それとアパートが12戸という形で今現在住宅系につきましては考えておるようございまして、まだ藤沢地区については、住宅関係はまだ10戸に満たっておらないところでございます。ここにつきましては、ハウスメーカーのほうで先ほど企画課長が答弁したように、医大のほうに積極的にP

Rに行っているということをお聞きしております。

それです。これらの関係で将来的にはという形でございますが、やはりこれらの埋まりぐあい等を見ながら、都市計画は5年ごとの見直し関係がございます。ですから、次の次期見直しが5年後という形になりますので、そこらの形で需要と供給バランス、それらを見ながら都市計画等の見直し等、これは必要に応じれば生じてくるというような形で今考えておるところでございます。

ですから、計画人口というよりも需要の関係、それでやるとした場合、やはり今時点で開発関係をやるとすれば、民間開発なり、組合施行なりという形になるかと思いますが、そこについては、今後いろいろ調査検討をしてみたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 中村地区が185、そのうち100が既にもう住宅が建設をされていると。それから、藤沢地区が60区画の個人住宅分、その中で10戸が建設をされていると。そうすると、ここだけを見ますと、個人の住宅を建てられるというのがせいぜい130区画ぐらいです。135ぐらいですか。とてもではないけれども、それだけでは受け入れ体制はまず無理だろうというふうに思います。940人の賃貸者がいるということですから、それは当然アパートに入る人たちもかなりいるとは思いますが、恐らくアパートについては、町内はかなり新しく建っているところが多いわけですので、そこには十分入れるだろうというふうには私自身はそういうふうに思っていますが、問題は、定住をさせるための受け入れ体制だというふうに思うわけです。

したがって、今後需要と供給のバランス、それから都市計画の見直し、5年後だよという話もございましたが、やっぱり今の段階でどういうニーズがあるのかというのをしっかりと調査をし、あるいは研究をする必要があるのではないかというふうに思います。果たしてどの程度の人が矢巾に居住をしたい、する考えがあるのか、そういう意向調査もやっぱり内々にやっていく必要があるのではないかというふうに私は思っているのですが、4年6カ月のうちに着々とやっぱりそういった準備をしていないと、いざというときは、もう希望してもないよということになると、当然近隣の市町村に流れるわけです。特に紫波町の場合なんかは、どんどんと住宅があらゆるところに建っていると。それはそれでインフラの問題、特に下水路の問題とか、水道の問題で若干問題はあるようですが、いずれにしても人口はふえる

要素はあるわけです、住宅が建てば。したがって、そういうふうな受け入れ体制に向けた庁舎内の関係課を横断的に窓口を一つにするというのは、当然だと思います。これは何も言を待たずしてやらなければならない部分でしょうから。

それとやっぱりもう一つ私が言いたいのは、いわゆる買い物をするショッピングモールといますか、ショッピングセンターといますか、そういうふうなものもこの前の佐藤社長さんはかなり指摘をしておりました。特に看護婦さんは1,330人いるのだよと。その人たちが全部矢巾にほとんどが移ってくると、そうするとその人たちのニーズをしっかりと把握しておかなければ、商店街もちゃんとつくれないのではないかと。それに応えるためのいわゆる若い人たちがばかりではないわけですが、特に女性ですから、ファッションの問題とか、ブランドの問題とか、好みの問題、いろいろあると思いますけれども、やっぱり今の情報化社会でございますので、そういったものに対応するような、そういうふうなプロジェクトチームの中でやっぱりいろいろな分野に分かれて研究をしていくと。そして、いざ医大が来るときには、そういったものにきちんと対応できるような形をつくっていくというようなものを今の段階からやっていく必要があるだろうというふうに思っています。

そこでお聞きをいたしますが、先ほど言った医大生、それからお医者さん、それから教授陣、それから看護婦さん、あとはその他の病院職員、さまざま2,700人もいるわけですから、そういう人たちのニーズとか、あるいは将来的な希望とか、そういうふうなものを住宅も含めてですが、どういうふうな形で把握をしようとしているのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） まず先ほど町長から答弁ありましたとおり、医大との窓口につきましても、総合的に役場の企画財政課が担当しております。そしてもちろん庁内の関係課等の調整なども図りながら、医大との調整も図りながらやってきております。それから、答弁にもありましたとおり、商工会の皆さんと、そういったサービス部門につきましても、医大のほうではこずかたサービスが一手に引き受けてございますので、まず商工会の関係者の皆さん、あるいはJA岩手中央の皆さんからもいろいろ調整などをお願いをされまして、そういったところと一緒にいたり、あるいは幹部の皆さんが懇談を持ったりとか、そういったこともしてきてございますので、そういった調整をさせてきていただいておりますので、まずはそういったことを今後も続けていきたいということがまず1点であります。

その上で各商工会さんであれば、商工会さんなりに、さまざまな調査もしているというふ

うなことでもお伺いしておりますので、そういった、あとJAさんの関係のほうでもいろいろあるいは農産物等の納入等に当たっての条件などもいろいろ聞いたり、そういったこともしてきているようでございますので、そういった対応もこれから考えていかなければならないというふうなことでお聞きをしておりますので、そういった総合的に今後プロジェクトチームまではどうかはちょっとあれですが、そういった関係団体の皆さんからの声もお聞きをしながら、必要であれば、こちらのほうでも対応も考えていかなければならないと思っております。ただ、そういった医大関連のこういったニーズにつきましては、それぞれの業界、業種の皆さんあるいは商工会あるいは特に農協さんとか、そういったところでもそれぞれに独自に調べていくことも必要だと思っておりますので、その辺も進めていただければいいのかなと思っております。その上で必要であれば、そういったプロジェクトチーム等も考慮していかなければならないと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） ぜひどういう名称にするかは別としても、やっぱり受け入れ体制を整えるための仮称ではありますが、プロジェクトチームをつくって、やっぱり一本になって、一体になって、この受け入れ体制をしっかりと築き上げていただくことをお願いをしたいと思います。最後でございますが、商業施設の整備とか、あるいは宿泊施設の整備という点については、若干ここではホテルの宿泊施設については、民有地の活用を推進してまいりたいということでございますが、佐藤社長さんは、盛岡市の北ホテルの例を言っていました。大体月に20人前後の患者の家族が泊まっています。それから、現在岩手医科大学の中では、お医者さんたちの研修が結構あると。学会の発表まであるかどうかわかりませんが、その研修で相当なお医者さんの出入りがあると。ほとんどが盛岡に行って泊まらなければならないというようなことで、絶対的にやっぱり宿泊施設が必要だよという話もされているわけでありまして。したがって、先ほど言った商業施設の整備と宿泊施設の今後の見通しと申しますか、整備についてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 商業施設の整備等が必要であるということでは、こちらのほうでも認識をしておりますので、そういった関係者の皆さんにはいろいろ情報を提供しながらそういったことに努めてまいりたいと思っております。宿泊施設の関係につきましては、

ちょっと区画整理課長さんのほうからお答えをしていただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） お答えをさせていただきます。

宿泊施設に関連して、駅前の土地利用につきまして、私どももその必要性は認識をいたしておりまして、何度かそういった関連の方が見に来たこともあります。しかしながら、用地の面積、1カ所にまとまった面積がなかなかとれないということもありまして、その後は前には進んでおりませんが、先日民地地権者の方から正式に矢巾町で誘致をしていただきたいと思います。その際は、土地を提供いたしますということで正式に申し出がありましたので、私どもはそれに応えるべきその誘致を行ってまいりたいと、このように思っております。

いろんな使い方があると思いますが、ぜひ使い勝手のよろしい、宿泊だけのということではなく、そういった会合とか、昼食とか宴会とかもできるような業者に誘致をしていきたいと、このように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 非常に前向きなお話を聞くことができました。特に宿泊施設については、ニーズが相当あると思われますので、ぜひ実現するように奮闘していただくようお願いして終わりたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○4番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問をいたします。給食に骨つき魚を取り入れるべきではないかということで教育委員長に質問をさせていただきます。

水産庁は、和食がユネスコの無形文化遺産に登録されたことを受け、学校給食での骨つき魚の普及に乗り出すという報道がされました。煮魚や焼き魚は、日本の伝統食でありながら、この10年で消費量が2割も減少したと言われております。水産庁がことし1月に実施した小中学生の親3,000人へのアンケートでは、骨つき魚を上手に食べられると答えたのは44.1%であり、特に小学生低学年では、とても下手が17.8%に達し、魚の食べ方を給食を通して教えてほしいと希望する親が約4割に上ったとのことであります。こうした状況を受け、水産庁は、今年度から水産関係者と給食食材を購入する各自治体の給食会をつなぐセミナーを全国各地で開催し、魚食文化から魚の食べ方まで指導できる講師を学校に派遣し、骨つき魚を積極的に給食で取り入れるよう呼びかけていくこととしています。以下本町の状況をお伺いを

いたします。

1点目でございます。水産庁の取り組みに基づいた呼びかけ等はあるのかお伺いをします。

2点目でございます。本町の給食において骨つき魚を丸ごと年数回出しているとのことでありますが、箸をうまく使うことは、手先が器用になるばかりではなく、集中力も高まり、学習にも効果が出ると言われており、今後月何回か骨つき魚を丸ごと給食に取り入れていくべきと思いますが、その考えをお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 給食に骨つき魚を取り入れるべきではのご質問にお答えいたします。

1点目の水産庁の取り組みに基づいた呼びかけ等はあるのかについてですが、これまでのところ、このような呼びかけを受けたことはありませんし、教育委員会として他に呼びかけを行ったこともないところであります。

2点目の今後月何回か骨つき魚を丸ごと給食に取り入れていくべきと思うが、その考えはについてですが、今年度の給食において、中骨を取り除いた魚は平均して週1回程度提供しております。また、中骨付サンマの切り身を年2回提供しております。サンマは身の長さや厚さが手ごろで1人当たりの重量をそろえやすく、また焼く作業も効率的に行えますが、他の魚は骨つきの状態で重量をそろえることが難しく、また厚みがあり、焼くために時間がかかることから、中骨を除き3枚おろしにした状態で提供しております。中骨付の魚を給食で使用すると、骨がのどに刺さる可能性や給食時間内に食べ終えることができなくなる可能性もあることから、提供する回数をふやすことは現時点では難しいものと考えております。

日本の伝統食である煮魚や焼き魚を上手に食べられるよう指導することは必要なことであると考えますが、現状では調理に時間を要することや、重さをそろえた食材調達の難しさ等から中骨付の魚を給食でふやすことは、今のところ考えておらないところであります。

なお、農産物の生産者や共同調理場の職員が小学校を訪問し、一緒に給食を食べながら話したところ、肉より魚が好きという児童・生徒も多く見られ、また箸も上手に使っていると伺っております。今後より魚料理に親しみを抱いてくれる子どもがふえるよう工夫を凝らした魚料理を提供するなど努力してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 本町の給食は、町内産の食材をかなり使っております。県内でも恐らく一番だろうというふうに思っておりますが、魚は当然町内では生産できませんので、これは恐らく沿岸から来るもの、あるいは他の県、外国から来るもの、いろいろあると思いますが、安心したのは、サンマを2回提供しているということでございますので、これについては、非常にいいことだなというふうに今答弁をお聞きしました。中骨を取り除いた魚ということですが、何の魚なのでしょう。それから、保護者からそういう給食で魚を食べさせてほしいと、特に骨つきの魚を食べさせてほしいという、そういうふうな声は実際町内にはあるのでしょうか。その2点だけお願いします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

中骨を取り除いた魚ということですが、サバとかアジとか、その他さまざまございまして、そういう形で使っておりますし、それからあとは缶詰とか、シーチキンとか、そういうものとか、あと練り物とか、そういうもので使っているところでございます。

それから、保護者からの要望ということですが、今のところ余りそういう要望は聞かれておりません。むしろ骨がついたものとなると、なかなか今答弁にもございましたが、非常に時間がかかって、給食時間が限られておりますので、非常に低学年とかになると、特に難しいのではないかなと感じております。それでも各家庭のほうで2食、朝、夕と2食もございまして、家庭でもそういう指導をしていただきながら地域全体で子どもたちにこの食べ方等々の指導も行っていただければなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で4番、山崎道夫議員の質問を終わります。

次に、14番、川村よし子議員。

第1問目の質問を許します。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、川村よし子でございます。まず第1点目の質問は、少子化対策について質問いたします。

リーマンショック以降の労働者の雇用の悪化により、子育て世帯の貧困化が問題視されております。ことし7月に厚生労働省が発表した子どもの貧困率は、過去最悪の16.3%です。実に6人に1人の子どもが貧困家庭で成長しています。平成25年度国民生活基礎調査の概況によりますと、ひとり親家庭は、半分以上が貧困家庭です。子育て世帯は、子育ては出費がかさみ経済的に大変と支援を望んでおります。また、高齢者からは、現在の高齢化率21.9%を高齢化率を引き下げるには、若者が定住しやすい、居住しやすい町政が欠かせないとの声があります。以下4点お伺いします。

1点目、新しい煙山保育園の開設が待ち望まれておりますが、平成26年度の保育料は、前年度と比較して、所得段階2、3段階の軽減を行ってきております。平成27年度も軽減率を上げ、さらなる軽減が必要と考えますが、どのように考えているのかお伺いします。

2点目、子どもの医療費を現物給付で窓口負担ゼロにしてほしいという声がありますが、どう支援するのかお伺いします。

また、現在の助成金に年間1,000万円補えば、小学校入学まで医療費無料にできますが、無料にできない理由は何なのかお伺いします。

3点目、昨年生活保護制度が改正されましたが、町の就学支援制度はどう取り組まれているのかお伺いします。学用品やクラブ活動費など、消費税がかさみ保護者負担がふえており、制度の見直しが必要ではないかお伺いします。

4点目、学校給食の目的は、子どもの栄養状態の改善と食育があります。学校給食費無料化を実行する考えはないのかお伺いいたします。

以上、お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 14番、川村よし子議員の少子化対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の保育料を平成27年度も軽減率を上げ、さらなる軽減が必要と考えるがどうかについてですが、この3年間の保育料の軽減は、平成24年度、平成25年度は、第3階層を、平成26年度は第2、第3階層をそれぞれ軽減の対象とし、軽減率と軽減額は、平成26年議会定例会9月会議で1番、齊藤正範議員のご質問にお答えしたとおり、平成24年度が31.53%、金額にして6,890万4,000円、平成25年度が32.42%、7,580万2,000円、今年度は当初において30.64%、約7,116万円となっております。平成27年度の保育料においても、

保護者の所得状況に合わせた応分の負担をお願いしつつ、従前の軽減率を考慮した料金体系を設定してまいりたいと考えております。

2点目の子どもの医療費を現物給付で窓口負担ゼロにしてほしいという声があるが、どう支援するのかについてですが、医療費助成の現物給付化は、財政負担や国、県の制度上の理由から町単独での実施が非常に困難な状況であり、県全域での取り組みに向け、岩手県を初め各関係団体に要望を行っているところであります。今後も引き続き少子化対策として子どもの医療費の現物給付化に向けて働きかけを行ってまいります。

次に、現在の助成金に年間1,000万円補えば、小学校入学まで医療費無料にできるが、無料にできない理由は何かについてですが、未就学児の医療費は、3歳未満児と住民税非課税世帯が既に無料となっており、また町単独事業により、1医療機関あたりの自己負担額を県医療費助成事業の半額とし、さらに入院時の食事代についても助成しているほか、保護者の所得制限も撤廃していることから、未就学児の医療費の完全無料化は、現在のところ考えておらないところであります。

しかし、3番、村松信一議員のご質問にお答えしたとおり、先般有村治子内閣府の特命大臣が来庁された際、医療費助成制度の拡充について矢巾町としても強く要望したところでもあります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、14番、川村よし子議員の少子化対策についてのご質問にお答えいたします。

3点目の生活保護制度改正後の就学支援制度の取り組みと学用品やクラブ活動費など、消費税がかさみ保護者負担がふえており、制度の見直しが必要ではないかについてですが、本町の就学支援制度は、経済事情にかかわらず誰もが充実した教育を受けられるようにという趣旨を踏まえ、生活保護費引き下げ前の基準による認定を行っております。また、本年4月からの消費税率8%への変更による影響につきましては、負担増を考慮した学用品費等の支給額の見直しが行われておりますことから、就学援助制度の見直しは考えていないところであります。

4点目の学校給食費無料化を実行する考えはないかについてですが、学校給食法では、給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や学校給食に従事する職員の人件費等は、

設置者である自治体が、それ以外の食材費等については保護者が負担することと定められております。また、町では、児童・生徒就学援助要綱並びに特別支援教育就学奨励要綱により、給食費も含んだ援助をしており、現在のところ給食費の無料化は考えておらないところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） まず1点目の保育料のことについてお伺いします。

少子化対策、子育て支援のところでもいつも町長は、子どもの医療費だけが子育て支援ではないというような答弁をされたこともありました。その中で保育料のことを軽減しているということで私は調べてみました。そしたら、子育て支援の他町村との比較の中で軽減率、高いですけれども、どこを軽減しているのかということで調べましたところ、第2段階と第3段階でした。その中でどのくらいの金額なのかといたら年間27万円でした。それで年間27万円を出して矢巾町では子育てをしているという、そういう答弁は、本当に言葉は悪いですけれども、もう少し子育てしている人たちの身になって、もっと軽減をしたほうがいいのではないかと考えております。そういう中で保育料のことなのですけれども、今子育てしている方たちは、非正規、それから派遣、税金が、住民税とかが高いですから、そういう中で緊迫した生活状況です。そういう中で保育料をもう少し軽減率でなくて保育所に預けているお母さんたちの支援がもっと必要だと私は考えているのですけれども、再度お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 先ほど議員さんから第2、第3段階、27万円というお話がございましたけれども、町全体といたしましては、毎年、先ほどの町長答弁にもございましたとおり7,000万円ほどの単費をつぎ込みまして保育料の軽減をいたしているところでございまして、その27万円という数字がちょっと私把握しておらないものですから、それについては、ちょっと明言は避けますけれども、各、保育料はそれぞれ来年度からは変わりますけれども、26年度までは所得税と、あとは住民税の均等割の区分によって、それぞれ決められているものでございます。それで矢巾町に関しましては、26年度については、第2、第3という、いわゆる所得の少ない方々、こういう方々についてそれぞれ1,000円ずつ保育料を下げたということで行っておりまして、毎年軽減率が増減しないように、なるべく給

料等、所得の少ない方々に対しまして負担が大きくなるような配慮をしているものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 保育所の中でこれから、来年4月から子ども・子育て支援制度が始まりまして、収入がある方たちはピアノを習わせたり、英語教育とか、そういうことになるかと思えますけれども、収入が少ない、先ほども話しましたけれども、非正規で両親とも働くとか、派遣で働く収入の少ない両親を持つ子どもさんたちは、そういう習い事もできないような、同じ保育所に入りながらも、そういうことになる可能性があります。ですので、収入が少なくても、収入のある方はいいですけれども、収入が少ない方たちにもう少し手厚い保育料にする必要があると思えますが、再度お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えします。

来年度に向けまして、先ほども申し上げましたけれども、来年度からは、住民税の所得割のみ、しかも年少控除を除いたということで、ちょっと算定の仕方が変わってまいります。それでも現在の皆さんに負担していただいている保育料とほぼ9割ぐらいの方は変わらないような試算を今一生懸命しているところでございまして、当然先ほども申し上げましたけれども、所得の少ない方々に対しましては、それなりに軽減を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 保育料のことは、来年はまず所得の少ない方は考えるということなので、ちょっと期待をしながら見守ってまいります。

2点目、子どもの医療費のことなのですが、現物給付であれば、お母さんたちも窓口で支払う金額がないということで、やはり後で書類を書いて役場に提出して、3カ月後にお金が入るといふ、そういうシステムはなくしてほしいということをおっしゃるのですが、今まで続けてきた家族は余り不思議に思わないのですけれども、転居された方、特にも転勤して歩いている方たちは、よくそういう話をします。岩手県内で岩手県、東北

では岩手県だけなのですけれども、現物給付になっていないというところもわかりましたけれども、矢巾町では、その現物給付に対してどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

現物給付に関しましては、議員おっしゃるとおり、東北六県では岩手県のみがやっていないような状況でございます。そしてそれに対しまして各種団体が立ち上がりまして、いろんな要望が県のほうに寄せられてございます。それを受けまして、去る11月に国が主催をいたしまして、現物給付に向けてどのようにしたらいいかというような意見交換会が開かれております。実際問題、現物給付に関しましては、町単独で実施するのは非常に難しい、技術的に問題でございますので、やはり県が中心となってこれは進めるべきだなというふうに考えてございますので、県の動向等を今後注視してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 県の動向に従って矢巾町もやるというか、矢巾町もということのですけれども、県の動向として、盛岡市長を中心として市長会で要望書を出したときに、各市町村の意見を聞くということなので、その意見には矢巾町としてはどのような対応をされたのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 現物給付につきましては、今回のことばかりのみではなく、県及び町村会あるいは各政党に対しましても2年ほど前から実施の方向あるいは支給拡大ということで要望をしましてまいりましたので、当然ながらぜひやってほしいというふうな立場でお話をしてまいりました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ぜひ現物給付になるように、やっぱりもっともっと強めた意見を話すことが必要だと思います。

それで今度子どもの医療費のことなのですけれども、矢巾町の状況、他町村から比較しても最下位のランクです。隣の紫波町は、小学校1年生まで引き上げるような状況、盛岡は入院費の助成をするようになりました。ですので、近隣の町村でもやはりまだまだ低い矢巾町ですけれども、平成27年度はどのようにされるのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えします。

平成27年度につきましては、まだ予算査定も済んでございませんので、明確なことは言えないのですが、県内では、医療関係に恵まれている盛岡市を中心とした近隣市町村は、今議員さんのお話にあったとおり、紫波町に関しては、1歳、1年延ばしましたし、盛岡に関しましては、小学校の入院までということで昨年度拡充してございます。そこら辺の、あと滝沢市に関しましては、矢巾町と全く同様でございます。そういったあたりを考慮しながら27年度に向かいまして矢巾町で何ができるのか、どうしていったらいいのかということは今後協議してまいりたいなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 岩手医大も来ることですので、やはり岩手県内でアピールするような子育て支援もする必要があると思います。そのためにも、子どもが病気になったときに、窓口負担がない、そして子どもの医療費が小学校6年生とか、中学校3年生まで無料ですよとか、窓口負担があるのだけれども、無料にするような政策がありますよという、そういうアピールも必要だと思います。紫波町の対策にちょっと疑問を感じるのですが、矢巾町と比較して1年生だけって、そういうことではなくて、矢巾町としては、やっぱりこういう6年生までやりますよとか、中学校3年生までやりますよとか、入院する人たちは少ないのです。高学年になればなるほど病気はしません。ですので、そういう対策が中学校だけでも入院のときには無料ですよとか、そういう発想の転換をするべきだと思います。そして若い人たちを定住するようにしむけるような方法もあると思います。以上、これは意見です。

それで就学制度についてお伺いします。生活保護制度がこの間、去年の8月、それからことしの4月からも生活保護費の削減が行われて、就学援助の準要保護者が今大変な生活になっていると思うのですが、その辺はどのように捉えているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町では、生活保護の支給額が改定になる前の基準で準要保護に対する基準を決めておりますので、生活保護から外れた方につきましても、準要保護のほうではカバーできる状況になっておりまして、そちらのほうで代用しております。そういうことなので、就学

支援につきましては、十分対応できているものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 今の課長の答弁では、十分対応しているような言い方をされたのですけれども、私が昨年就学援助の質問をしたときに、5人ぐらい今度の生活保護費削減によって準要保護者が就学援助を受けられないような答弁をされた、そういうことはないですか。では、今回生活保護費削減が2回行われて、今度また3回目あるのですけれども、それで矢巾町の対応はどのくらいの人数が対象になるのですか。そういうのは、調査されていますか。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今度の改正というのでどのくらいかということですが、各市町村あるいは国からの指導等ございまして、影響が出ないようにということで指導されておりますので、今までどおり、平成25年度の基準で対応できるのかなというふうに考えておりますが、ちょっとその辺状況を見ながらやりたいと思いますけれども、影響が出ないような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、生活保護から外れた場合でも、準要保護のほうには該当になるということになると思います。先ほどの5人が外れたというのは、生活保護から外れましたが、準要保護のほうでカバーされていますというような答弁はしたと思っておりますので、できるだけそういうふうにかバーできるような形で対応したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） また、学務課になのですけれども、学校給食費のことなのですけれども、学校給食費、無料にしてほしいと私は今回質問したのですけれども、やはりこれも先ほどの子どもの医療費と同じように、若い方たちを定住させるには何がいいのかというところをやはりちょっと今必要ではないかと思っております。子どもに係る経費はどんどんかさみます。消費税が上がっていて、そして税金が上がる。ですので、若い方々が子どもを育てて、安心して育てていける、そういう矢巾町を望みますけれども、そのようなこととかは話し合われているのでしょうか、いないでしょうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたとおり、学校給食費につきましては、法律で規定されておりますので、まずその法律に従ってやるのが学校教育だと私たちは思っております。また、無料化については、まだ検討して話し合った経緯がございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 都心の群馬県とか、埼玉県のところでは、一部の町村ですけれども、子どもの給食費、無料にしている町村があります。そのようなことは教育長はご存じでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

幾つかのは聞いておりますけれども、私どもの姿勢としては、まず法律で決まっていることは、法律を守るのが大事だということを児童・生徒にも教えているわけですから、まず私たちはそこから考えるのがスタートだというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） それでは、ここで昼食のために休憩をいたします。

再開を1時10分といたします。

午後 0時13分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き川村よし子議員の一般質問を行います。

第2問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 2問目、質問いたします。

福祉灯油事業の取り組みについてお伺いします。燃料費の高騰は、住民税非課税世帯には、燃料費を捻出するのに四苦八苦するような困難な状況が続いております。灯油価格がリッター100円以上には考えたいと答弁された経緯がありますが、どう考えておられるのか伺います。

国、県の支援があれば、実施予定かどうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 福祉灯油事業の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

灯油価格がリッター100円以上には考えたいと答弁した経緯があるが、どう考えているのかについてですが、過去の福祉灯油の実施においては、平成19年度、20年度の急激な灯油価格の高騰に対し、国の特別交付税措置及び県の灯油高騰対策緊急特別支援事業補助金の創設を受けて、当町でも実施したところであります。今冬の灯油価格は、アメリカのシェールオイルの増産等による原油価格の急落により、12月以降1リットル当たり94円程度、18リットル当たり1,836円程度で、今後も小幅な価格の動きが続くものと思われませんが、福祉灯油助成事業を実施した平成19年、20年の価格の水準を下回っていることから、福祉灯油の助成については、考えておらないところであります。

次に、国、県の支援があれば、実施予定かどうかについてですが、岩手県では、今冬の福祉灯油の実施について、東日本大震災津波の被害が甚大であった沿岸12市町村を対象に被災地福祉灯油等特別助成事業費補助を実施するとしており、新たな追加助成は考えていないとのことであります。今後の動向により、新たな施策が示された場合には、その時点で検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 2点について質問させていただきます。

まず第1点目は、各行政区の自治会費をちょっと調べてみましたら、少ないというか、低額な自治会は大体3,000円、それから高いところは4倍の1万2,000円というような自治会もありました。これは少子高齢化が左右しているのではないかなと思いつつ見ていたのですが、そういう自治会費にも温度差がありますけれども、消費税が加わりまして、電気、ガス、水道、ほか値上がりする来年1月にはまた小麦から初めまた値上がりするような状況です。そういう中で、やっぱり寒さをしのぐには石油がないとできないわけですので、その石油のことで、やはり町として補助をして、事故を防ぐようなことの対策が必要だと思って今回質問させていただいたのですけれども、高齢者のひとり暮らし、それから2人暮らしの方で収入が少ない方、そういう方が多分自治会費の高いところに住んでいる方もいるのではないかと思うのですけれども、そういう方に支援が必要だと思うのですけれども、その点を

まず1点目にお伺いします。支援をするというか、そういう考え方をお伺いします。

それから、2点目なのですけれども、答弁の中には、まだ94円程度ということで、まだ支援する100円にはなっていないのでということで国とか県の補助があればというような答弁もされていますので、支援があれば、町内の業者に石油を買いに行くとか、頼んで買うということができると思うので、その消費拡大についても、やはり買う方たちが多くなれば、循環がよくなると思うのですけれども、その点も考慮して考えていたほうがいいと思うのですけれども、もしやるとすれば、現物給付みたいなことを考える必要があるのではないかなと思うのですけれども、その点を2点お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

高齢者世帯の方々に福祉灯油をというようなお話ですが、一つは、やっぱり平成19年、20年の原油の高騰の数字というのがひとつ目安ということで前の議会の際にも1つの目安としては、リッター当たり100円ぐらいの数字というのが目安になるのではないかなというようなご答弁をした経緯がありますが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、今のところ94、95円で経過している。また、報道等を見ますと、輸出機構の部分から見ますと、原油の減産を見送ったというような部分がありまして、その部分の下落の部分はまだ反映をされていないというような報道もございますので、多分その部分が反映されますと、もう少し価格等が下がるのではないのかなというようなことを考えております。

それから、今ありました高齢者等へのそれぞれの助成と申しますか、そういう部分については、その方々、それぞれの部分の生活があるとは思いますが、それぞれの生活の中で一つは家族が少ないということになりますと、やはり灯油を使う量も少ないというようなことにも成り立ちますので、それぞれもしも一つの町としての考えとすれば、原油価格、灯油価格の一つの数字が超えるか超えないかという部分が一つの目安ということで考えておりますので、個別のような、そのような今助成というのは考えておらないというように考えております。

それから、助成することによって金回りといいますか、消費回りがよくなるのではないかなというようなお話がありますが、それはそのとおりだと思いますが、今のところそういう部分におきましても灯油にかかわらず、消費税の部分につきましては、今年度臨時福祉給付金というのが給付、3%の消費税率の部分につきましては低所得者の方々に給付もされていることとございますので、一応は、消費税の部分については、そちらのほうでカバーしているの

かなというふうに思っております。

それから、重ね重ねになりますが、今のところ福祉灯油の助成というのは考えておらないというように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 最後に、灯油が1リッター100円以上になったらやるのですか。国、県の支援がなければいけないのですか、その点をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、一つの目安としては、リッター100円というのが平成19年、20年の福祉灯油の価格は100円以上になっていた部分で国でも助成をいたしております。それに伴って県でも助成をしているという部分を見れば、数字的にはその100円というのが目安になるのではないかというふうな、重ね重ねではありますがそのような答弁をした経緯がありますので、ご了解をいただきたいと思っております。

また、町長の答弁にも出しておりますが、町単独というのは、なかなか難しいというように考えておりますので、それぞれ今後さらに高騰等あって、国あるいは県等でも沿岸12市町村以外にも助成するというような制度等がもしも示されるのであれば、それはその時点で考えてまいりたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で14番、川村よし子議員の質問を終わります。

次に、13番、藤原梅昭議員。

第1問目の質問を許します。

（13番 藤原梅昭議員 登壇）

○13番（藤原梅昭議員） 議席番号13番、藤原梅昭でございます。けさの新聞各紙には、次の世代に将来を託すと、川村町長の勇退記事が掲載されておりました。川村町長には、確かな町の道筋をつけていただき、本当にありがとうございました。残り任期4カ月半、インフルエンザもはやっていることですので、健康には留意いただきまして、花巻東の野球部のスピードを緩めず1塁ベースを駆け抜けていくような、そういう形で最後頑張っていたきたい

など、そう思っております。

さて、日本の将来を担う人材を矢巾からということで3月定例会においての教育行政方針の中で、豊かで新しい発想ができる人材の育成が必要であるとうたわれております。私は、希望が持てる日本の将来を担う人材が矢巾からどんどん育っていくことを願っております。学校教育の充実の具体的成果をどのように捉え、次期総合計画にどう反映するか、以下伺います。

- 1、確かな学力を育む教育の推進。
- 2、豊かな心を育む教育の推進。
- 3、健やかな体を育む教育の推進。
- 4、地域とともにある学校経営の推進。
- 5、子どもを支える教育環境の充実。

とありますが、これについて伺います。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 13番、藤原梅昭議員の日本の将来を担う人材を矢巾からについてのご質問にお答えいたします。

学校教育の充実の具体的成果をどのように捉え、次期総合計画にどう反映するかについてですが、1点目の確かな学力を育む教育の推進につきましては、具体的施策としてわかる授業のための授業改善の推進、特色ある教育課程の編成、キャリア教育の推進、英語教育の推進、小中学校へのサポートの充実を掲げ、さらに具体的数値目標として諸テストの県平均に対する町平均の比率、中学校における職場体験を実施した学校の割合、町費による非常勤職員配置の維持等を掲げ取り組んでおり、おおむね達成できる見通しであります。

2点目の豊かな心を育む教育の推進につきましては、具体的施策として道徳教育の充実、生徒指導の充実、教育相談機能の充実を掲げ、さらに具体的数値目標として道徳教育全体計画を作成する学校の割合、教育課程の中にボランティア活動を位置づけた学校の割合、不登校児童生徒数等を掲げ、取り組んでまいりましたが、残念ながら不登校児童生徒数は、目標を達成できない見通しであります。

3点目の健やかな体を育む教育の推進につきましては、具体的施策として学校体育、健康教育の充実、食育に関する指導の推進、体力向上や運動に親しむ環境づくりを掲げ、さらに具体的数値目標として肥満防止に取り組んでいる小学校の割合、学校給食における町

内農産物使用の割合等を掲げ取り組んでおり、おおむね達成できる見通しであります。

4点目の地域とともにある学校経営の推進につきましては、具体的施策として目標達成型の学校経営の推進、学校と家庭・地域との協働の推進、岩手の復興教育の推進、特別支援教育の充実を掲げ、さらに具体的数値目標として学校評価に取り組んでいる学校の割合、復興教育を教育課程に位置づけている学校の割合、個別の教育支援計画を作成している学校の割合等を掲げ取り組んでおり、おおむね達成できる見通しであります。

5点目の子どもを支える教育環境の充実につきましては、具体的施策として、安全・安心な教育環境の整備、安全に関する指導の充実、防災教育の充実、保護者に対する経済的支援の充実を掲げ、さらに具体的数値目標としていじめ防止基本方針を作成している学校の割合、情報モラル教育を行っている学校の割合、教職員の不適切な指導について毎月点検している学校の割合、危機管理マニュアルを整備している学校の割合等を掲げ、取り組んでおり、おおむね達成できる見通しであります。このような現状であります。さらに現状の維持とともに、充実発展を期し、具体的施策並びに具体的な数値目標の検討を行うとともに、長期的な見通しに立った施策等の検討を行い、次期総合計画に備えてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。ほとんどがおおむね達成とのことですが、不登校児童数は、目標を達成できない見通しとのご答弁です。岩手県でも小学生の不登校と暴力行為が目立ったと言われ、不登校は前年度比19人増で153人、暴力は10件増の20件と、自殺の増加にもつながっており、この5年で最も多く、低年齢化の進行が危惧されると言われております。いずれははじめにつながり、大津市や滝沢市で起きたような自殺問題にも発展する要因と思われる不登校あるいは暴力と、このような状況で本町での現状と現在の対応状況をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

不登校の状況でございますが、長期休暇ということで30日以上休んでいる児童・生徒でございますが、これにつきましては、トータルで年間で30日以上ということになりますので、毎月3日とか4日休んでトータルで30日を超えるという児童・生徒もございます。

また、最初のころに休んでいましたけれども、今は出てきている児童・生徒もごさいますが、全部ひっくるめて30日以上現在休んでいる児童・生徒についてご報告いたしますが、小学生は今2人ごさいます。それから、中学生ですが、現在13人、そういう状態になっている子どもがごさいます。その中でまず余りというか、ほとんど来られないという生徒につきましては、その中でも5人程度でごさいます。そのほかにつきましては、サポートルームとか保健室に登校して、ちょっと登校して帰るとか、あるいは体調悪くて来られないとかというような状況で、全く来られないという児童・生徒はごさいませんし、そのほかに心の窓、学校不適應ということで対応しております心の窓というものを開設しております、そちらのほうに通級してきている生徒がごさいます。こちらにつきましては、学校は休みになりますけれども、最終的には心の窓に来ているということで学校に来たこととなりますので、欠席扱いになりませんので、そういう子どもが今4人、中学生、心の窓のほうに来ておまして、そちらのほうはまず毎日来ている状態でごさいます。小学生も1人心の窓のほうに来ております。そういう状態でごさいまして、そういう学校とあるいは家庭と先生方等の連携というか、連絡は密にとっておまして、常に状況等を把握しながら個々に対応した取り組みをして、できるだけ学校に向かせるような取り組みをしているところでごさいます。

それから、いじめ等につきましては、いじめ防止基本方針を各学校でつくっておまして、ホームページのほうにも公表はしておりますが、そちらのほうで取り組んでおまして、それぞれ児童・生徒にアンケートをとったり、親のほうにもアンケートをとったりしながら早期に発見して、小さい芽のうちに指導しながら大きくならないように取り組んで解決するような形をやっておまして、現在のところそういう事案というのは、発生していないところでごさいます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。いじめにつながるような事案には発展していないということですが、いずれこういうことが元でそちらのほうに発展する可能性というのは十分ありますので、ひとつ現場の先生方にその辺のところのフォローをひとつお願いしたいなど、そのように思います。

教育長さんにお伺いしたいのですが、アメリカのミシガン州フリモント町を訪問されま

したが、ご感想はいかがだったでしょうか。

○議長（藤原義一議員） もう一回ちゃんと、もう一回お願いします。

○13番（藤原梅昭議員） 越教育長さんのフリモント町へのご訪問のご感想はいかがだったでしょうかという質問です。

○議長（藤原義一議員） これは、通告にないですが、何か特別あるのですか。

○13番（藤原梅昭議員） 通告というよりも、その先の話として、今までの交流の成果を具体的にどのように捉えておられるのか、これは2点目です。

それから、3点目として、グローバル時代の人材育成として何が必要なのか、その辺の関連のところをお伺いしたいなと、そういうふうに思っています。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

フリモントへの中高生の派遣事業につきましては、国際交流協会の事業でございますので、私がここで所感を申し上げるべき立場にはないと思っておりますが、団長として行ってまいりましたので、感想程度で正式なものとは思わないでいただければなというふうに思います。

やはり日本とアメリカの教育制度の違いというのは確かにあるなということを行って感じました。それは、あちらはほとんどがパソコンを使っていたと。先生は余り教えているように、一斉で教えているようには見えなかったというのがまず1つ目の感想でございます。

それから、行ってみてもう一つ感じたのは、人間性が大切にされているなということを感じました。最初の感想とは全く逆のような発想になるわけですがけれども、さまざまなことについて教職員が、例えば我々は頭を叩くゲームとかありますよね、そういうのに対して全然関心は払っていませんけれども、あちらの先生は、そういうのはよくないというようなことをきちんとおっしゃいますし、またアメリカというと、どうしてもいろいろな銃の事件とかあるのですけれども、友だち同士、本当に仲よくしている姿を見て、やはり人として人を大事にしているなということを感じたわけでございます。

それから、グローバル化ということで、こちらから行った中高生は、皆7時間から8時間にわたって、それもこちらの50分ではなくて、60分、1時間ぐらいの授業について英語で二、三十人を相手に話して紹介して、ゲームをするというような、そういう活動をしていました。やはりああいう立場で一人でその場に、悪く言えば1人だけ置かれて、自分の

力でやらなくてははいけない。中学生は余り英語力もないと思いますので、その度胸も必要ですし、顔を見て、いろいろなことを対応していかなければならないですし、そういう機会を得られたのは、大変私は彼らにとっては素晴らしいことであつたし、こういう交流はこれからも継続していくべきだなというふうに思います。

また、フリモント町の対応におきましても、あちらは市と言っているようですけれども、市長さん初め多くの方々に大変温かいおもてなしを受けております。これも長く続いてきた矢巾町とフリモントの交流事業の成果であるなどということを感じてきたところでございます。

済みません、感想程度ですけれども、以上お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。何をそれこそ次にお願ひしたいかという、要は東北の復興とか人口減少対策に欠かせない I L C の話があるわけなのですが、その I L C の誘致に対して、そういう国際交流を通じてどのように意義を捉えられて、今教育委員会としてどのようなアプローチをしているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

I L C の誘致につきましては、学校教育におきましては、さまざまな講演とか講義をいただくという形が一番身近な I L C への関与かなというふうに思っております。県のほうから毎年3月ごろに授業を受けたい学校の調査がございますが、残念ながら当町におきましては、現在のところそういう授業をやっている学校はございません。さまざま地域のかわりもありますし、いろいろなことがあると思いますけれども、I L C というのは、岩手県としては大切な事業でありますし、日本においても、その I L C の誘致を声高くしてもらいたいというお話もあるようでございますので、今後とも教育委員会並びに学校で話し合いながら、可能な限り、そういう事業に協力してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） その I L C についてなわけなのですけれども、非常にもちろん奥州地区については、北上地区、花巻地区、それについては、非常に熱心に取り組んでおられると。学校でもいろんな講義をしていただいたりして、非常にそれに対しての興味が湧いてきているというふうに伺っております。盛岡にしても大分市議会も熱を入れていると。これは一地域だけではなく、岩手県全体にいろんな、あるいは東北全体にいろんな波及効果をもたらすというふうに言われていますし、私もそう思っています。そういう意味でも、矢巾町としてもぜひ教育観点からも早急に、早急に生徒たちにどのようなものか、あるいはどのような意義があるかと、そういうことを教えていただきたいというふうに思うわけです。それが将来の人材の育成に大きくつながっていくのではないかとというふうに思っております。

これは、医大の医療の関係にも非常に効果があるということで医大に来て、いろんな学会というか、そういう機会があって、いろいろ話をされていると、そういうことですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思うのですが、もう一度伺いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、私も大切な事業の一つだというふうに思いますし、児童・生徒にそういうことを知らせる機会があったほうがいいということは痛感しているところでございます。今後それらの事業をどのように導入していくかということにつきましては、さまざまなことから考えていく必要がございますので、この機会をもって検討しますとは言いかねますけれども、大切であるという認識は十分に持っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ぜひ早急に取り組んでいただきたいなど、こう思うわけですが、今世界の人口70億人ぐらいいるわけなのですけれども、そのうちの25%、大体17.5億人ぐらいらしいのですけれども、それが英語を使っているという英語圏なわけです。4人に1人は、世界で英語を使っていると。そういう英語圏のところに今回それこそ交流ということで訪問されたわけですけれども、2020年度に小学校の外国語授業が5年次から3年次、5年生から3年生、そこのところに前倒しされるというふうに聞いております。紫波町では、文科省から指定を受けて小学校3校、中学校1校がその準備を進めているというふう

にお聞きをしておりますが、矢巾町もいろんな医大の関連の話とか、あるいはI L Cも地元だけではなく、こちらのほうにもいろんな波及もあるでしょうし、あるいはいろんな国際交流の場もあると、そういうことで英語については、ぜひ早く進めればよいというものではないですけれども、わかりやすいような会話の部分等々から入りやすい年代というのがあるのだと思うのですけれども、大体保育園のあたりから何か不動保育園にはジェームスさんという講師がときどき来るらしいのですけれども、グッドモーニングから始まって、最後はグッドバイまで言いながら触れ合っているというふうにお聞きしています。そういうことで幼少からそういう接する機会があれば、かなりスムーズに英語というものが身につくのではないかというふうに、私はなかなか遅く始まったものですから身につかなかったのですけれども、ぜひ今の子どもたちには、国際感覚を身につける上でも英語をぜひ習えるようなきちとした体制をつくっていただきたいなど、そう思うのですが、何かご意見ありましたら、一言お願いします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

隣の紫波町の例をお示しいただきましたけれども、当町といたしましても5年生、6年生については、紫波町と遜色ない講師を使って英語活動を行っておりますし、私どもが雇っている講師は、この地域では最高クラスの間人であると私は思っております。また、3、4年生につきましても、週何回かでありますけれども、紫波町は文科省の指定ということはありませんけれども、矢巾町も間違いなく1年生から週何時間か、ちょっとした遊び程度のものでありますけれども、その講師を使ってやっているとございます。

ただ、今度学習指導要領が改訂されたときに、1人のALTで大丈夫かどうかという話はこれからあるかもしれませんが、現時点では、私は教育委員会にいるものとして、紫波町では確かに指定は受けておりますけれども、矢巾町もそれに遜色ない外国語活動を行っているものというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ぜひ前向きに取り組んでいってほしいということですので、今以上に取り組んでいただいて、先ほども言いましたけれども、グローバルな人材を矢巾からぜひ育てて、世界をまたにかけるとか、そういう人間があらわれれば、非常にすばらしい

などというふうに思っております。この町費による非常勤職員配置の推進とは、そういうことですか、これちょっと確認しようと思ったのですけれども。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） 町費による非常勤職員の活用ということでございますが、こちらにつきましては、今一旦小学校の英語指導助手というか、教員も含まれますが、そのほかに適応支援員さんといひまして、それこそ学校に適応できない子どもたちへ対応する支援員さんを4名各学校に配置しておりますし、あと特別支援教育支援員といひまして、特別に配慮の必要な児童・生徒に対しての対応をしていただくという方の支援員さんを5名配置しておりますし、こちらのほうも各学校に1人、大きな学校になると思いますが、それぞれに配置、バランスよく配置をすることで、それを継続するというようにしております。そのほかに図書の関係の整理していただいたり、貸し出しのお手伝いをしたりする方の支援員というか、補助員さんも3名、2つの学校に1人ずつということで使っております。そういう方々は継続して学校でも必要でありますし、町としてもさまざまな児童・生徒の対応には欠かせない方々になりますので、続けていきたいなということでございますので、ご理解をお願いします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。町費によるということで町費がかさみますけれども、ぜひ将来の子どもたちの、担う子どもたちの人材育成ということで取り組んでいただきたいなと思います。

話は変わりますが、文科省で実施した全国体力テストの結果を公表されました。このうち8種目のうちボール投げと握力が小中の男女とも2008年度の開始以来最低という数字が出たそうです。これは男女ともです。2008年度の開始以来最低となった内容なのですが、一方では持久走などで過去最高となりと、得手不得手が鮮明になったと言われております。本町の状況はどうだったのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

体力テストということでボール投げにつきましては、やはり全国と同じように本町としても、ソフトボール投げにつきましては、以前よりかなり落ちている状況でございます。

す。そういういろんなさまざま子どもたちもスポーツを小さいときからやっているわけですが、少年野球をやっている方につきましては、それなりに投げるのですが、サッカーとかほかの競技、水泳とかのほうに熱中している子どもたちにつきましては、投げ方自体がちょっと難しい、教えていないような状況になっておりますので、その辺も学校では教えてはいるのですが、なかなかふだんやらないことですので、伸びないのではないかなということでございます。ただし、短距離とか長距離とか、そういう体全体を使ってやる走ったり、飛んだりするという点につきましては、県内でも上のほうというよりも全国平均より上のほうになっている状況でございます。その辺の不得手なところをカバーできるようにさまざま指導、大学の学生等々を活用しながら指導しながら体力向上に努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） そのとおりで岩手県でも全国よりも高いという数字が出ているようなのですけれども、本町でも高いと。ただ、さっき言ったボール投げとか握力、これはそれこそ持久走とか、そういうものはふだん少しやれば、すぐ追いつくと、そういうような種目らしいのですけれども、ボール投げとか、そういうものは何かいろいろこつも要るということではなかなか伸びないというのが現実のようなのですけれども、ひとつボール投げも体力的に上半身を鍛えると、あるいは肩を鍛えるという意味で重要な種目の一つだというふうに思いますので、ぜひ学校でもきちっとした取り組みをして、バランスのよい体力育成に努めていただきたいと思うわけなのですけれども、その中で1つだけ、これは手前みそになるのですけれども、野球は投げる、打つ、走ると、非常に3拍子、4拍子そろったスポーツだと私は思っております。そこからいろんなスポーツに、サッカーとか、あるいは最近ではハンドボールに中学生あたりから切りかえていくという子たちがいて、非常にそれがハンドボールのレベルアップにつながっているというふうにお聞きしております。要は投げることがもう野球のときで鍛えられていますので、走るあるいはボールに対する感覚が育っていると、こういうことで学校で野球を取り組んでくれとは余り強くは言えませんが、非常にバランスのいいスポーツだということ念頭に置いていただいて、できればそういう機会をつくって、ボール投げ、あるいはボールに対する球技感覚、それと走るという感覚、そういうものを養っていただければ、非常にバランスのとれた子

どもたちが育つのではないかというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

あと最後に、最後というか、道徳教育の教科化についてお伺ひいたします。道徳は必要だと私は思っておりますが、これを教科化するということが今文科省のほうでは大分けんけんがくがくやっていると聞いております。これは、児童の心の評価を教科ですると、こういうことになることで、非常に今個性を持った人間を育てなさいと言っている一方で、非常に型にはめた教育につながるのではないかと。昔の話でいえば戦時教育もこういうものにつながった経緯があるというふうにお聞きしております。そういう意味で、余り教科化ということで縛るのではなく、非常にいいものはいい、悪いものは悪いというような道徳をベースにしながら型にはめない教育を望んでいるわけなのですが、そこら辺に対して何か一言ご意見があればお伺ひしたいと思ひます。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

道徳につきましては、現在も週1度授業が行われております。教科化につきましては、教科書がつくられるということ。今は副読本という形になってはいますが、教科書がつくられること。それから、ご指摘ございましたように評価ということになりますが、皆さんお考えのとおり5、4、3、2、1の評価はなじまないものでございまして、どのような評価になるかということは、多分記述式の何らかの形になろうかと思ひますが、まだこれから話し合いが行われるところですので、いずれ5、4、3、2、1の評価にはならないと思ひます。

現在も行われておりますので、評価のほうは若干先を見ないとわかりませんが、現在副読本を使って授業は現に行われておりますので、私は授業自体については、何ら心配はしていないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 私の心配が杞憂な状態であれば、心配し過ぎだということであれば、それに越したことはないのですけれども、ひとつそういうことで非常に検討を要する項目だなというふうに考えておりますので、ひとつその辺のところは対応をよろしくお願ひしたいなと思ひます。

あと、今インフルエンザがはやっております、矢巾中学校も1年、それから2年と、それからきょう徳田小学校の記事も載っていました。そういう意味で、何か岩手県に矢巾町が一番先にインフルエンザが入ってきたといううわさもちらっと耳にしたのですけれども、それに対する対応というのは、手洗いとか、あるいはうがいとか、そういうものになってしまうわけなのですけれども、何か今対応の方法で特別とられていることがあれば、教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

インフルエンザにつきましては、今岩手県、特に矢巾町でも小学校、中学校で発生しております、学級閉鎖等々しておりますが、対応につきましては、当然家庭での手洗い、うがい、学校でも養護教諭さんを中心としまして、そういう今はやっているのも、今まで以上の手洗い、うがい等の励行につきまして指導をしているところでございまして、いかんせんそういう蔓延しないようにということを指導しているわけですが、こればかりはなかなかインフルエンザにかかって学校に来てわかったとなると、もう学校では広がっているわけですが、なかなか難しいのですけれども、それ以上いかないように、そのような手だてしかないというふうに考えておりますので、手洗い、うがいの励行等々で、あとはマスクをするというようなことの指導をしているところでございます。一般的な予防のやり方を指導をしているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 最後になりますが、今学校には教育をつかさどる教員、それから事務をつかさどる事務員、それから現場環境関係をつかさどる現業職員というのですか、そういうことで非常に仕事を分担しながらやられていると思うのですけれども、学校には先生だけでなく、こういう事務をやったり、あるいは現場を預かっている用務員さんとかいるわけなのですけれども、ひとつそういう現業職員さんにもスポットを当てていただいて、きちっと教育委員会としても支援していただくようお願いして、この質問は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○13番（藤原梅昭議員） 1問目で大分時間をとりましたので、2問目については、いろいろ前議員さんたちから質問がありましたので、余り時間をかけないで進めたいと思います。

医大と連携した夢のあるまちづくりということで、先ほど山崎議員さんからもいろいろ話があったわけですがけれども、矢巾町の歴史を見れば、明治22年の徳田村、煙山村、不動村の誕生以来、昭和30年の3村合併と、それで矢巾村が誕生しました。同41年の町制施行後、平成5年の不来方高校誘致ということで、非常に土台づくりをどんどんしていただいたと。以降、矢幅駅東開発を経て、岩手医大の誘致までが今までの過程になると思われます。今後の発展期となるであろう矢巾のまちづくりに対し、誰もが思っている岩手医科大学との連携が最重要と思われます。連携をもとにした夢のあるまちづくりの将来像はどうあるべきかについてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 医大と連携した夢のあるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

岩手医科大学の総合移転事業は、矢巾キャンパスの開設、ドクターヘリ基地ヘリポートの運用開始、災害医療における各種研修や災害時の活動拠点となる災害時地域医療支援教育センター・マルチメディア教育研究棟が既に開設されております。また、先月には、非常時でも高度医療を安定的に供給することができるエネルギーセンターが着工され、今後も附属病院や医療関連施設のほか、県の療育センターや盛岡となん支援学校の移転新築などが順次計画されており、早期の完成が期待されるところであります。現在岩手医科大学と連携した事業も一部実施しているところであり、また医大が実施しております市民公開講座へ多数の町民が参加しているところであります。今後におきましても、岩手医科大学の総合移転を通して町民の健康増進と疾病予防等を図り、行政と町民、そして岩手医科大学を初めとする医療機関等が連携しながら保健、医療、福祉が充実した日本一健康な町やはばを目指し、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成19年の矢巾キャンパス開学以降、矢幅駅から医大周辺までが学生の往来でにぎわいと活気が生まれているところであります。さらに附属病院や県立療育センターなどが開院されますと、医師、病院スタッフ、関連業者、患者、見舞客等を合わせ約1万人の交流人口が見込まれております。この交流人口を産業全体への波及効果により、地域経済活性化へつながるよう多くの定住人口の拡大を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。先ほども話があったわけなのですが、周辺のインフラ整備ということで住宅関連の整備やら、あるいは道路の整備やら、そういう整備がまだまだこれからのことだと思っております。

それから、ホテルの件に関しても先ほど話が出ていまして、それにまつわる飲食店、娯楽施設、そういうものがこれから検討されると、こういうことで今後のまちづくりというのは、非常に医大なくしてまちづくりは考えられないと、そのような環境になってきたわけです。これはひとえに川村町長さんが頑張って誘致していただいたということで、これからの道筋をつけていただいたわけですが、これを発展的に考えるためにも、やっぱり次の病院が誘致されるまでの間が先ほども話ありましたけれども、非常に大事な四、五年というふうに私も思っております。

そういう中で、今やらなくてはいけないのは、やはり商工会あるいは農協、もちろんこういう団体も一緒に乗っていただかないと、何も進みませんけれども、やはり町の医大に対するアプローチのその姿勢がまだいま一度弱いというふうに私は感じています。それこそ回りから出てくるアイデアを待ってから、あるいはそういう環境が変わってから動く、ということではなくして、町の姿勢としても、先ほどプロジェクトの話ありましたけれども、プロジェクトにするのか、あるいは課を新設して、きちっとして、それに選任できるような、そういうような取り組みも、それは短期になるかもしれませんが、必要ではないかと、片手間に医大のことを考えるのではなく、やはりそれを今の区画整理課ではないですけれども、そのような形できちっと対応することによって医大の方々へのそういうやはり印象も違ってくると、あるいは県に対する印象も違ってくると、あるいは国に対する印象も違ってくると。そこのところで何か周りの支援も、非常に大きな支援もいただけるのではないかとというふうに考えるわけですが、その辺の考え方についてご意見があれば、伺いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ご質問にお答えをいたします。

まず藤原議員さんのご提言に対しましては、真摯に取り組みたいと考えてございます。

ただ、私ども町といたしましても、町長を先頭になりまして、今までの取り組みで土地利

用の関係あるいは用地取得、そういったもろもろの関係が町の職員が一生懸命動いた結果、あの場所に医大の大学の建物が建ち、そういったこれから病院が移るといった状況にもなっているものでありますことも考えていただければ幸いだなと思っております。決してアプローチが弱いとか、そういったことだけではないと私らも思っておりますので、ご意見を賜りながら今後も進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 私は、皆さんが別に全然取り組んでいないとか、そういうことを言っているわけではなく、非常に町外に対する、あるいは町民に対するそういうインパクトをもっと出すべきではないかというふうに言っているだけです。それが多分周りの県なり国なり、あるいは町民なり、あるいは矢巾町に移ってきたいという人たちに対してのそういうインパクトが非常に強くなるのではないかと。そのためにも何かそういう矢巾町で医大を誘致のための課を新設とか、そういう記事がぼんと載ったら、すごくインパクトがあって、次のステップに取り組みやすいのではないかと、こういうふうに考えますので、ひとつ皆さんが怠慢でどうのこうのと言っていることではなく、さらに将来の発展図を考えた場合には必要だろうというふうに思っています。

それで人口の話もありましたけれども、私も3万人とか、そういう人口のターゲットではなく、やはり倍、3倍ぐらいのそういう話がさっきありましたけれども、やっぱり一つのターゲットとして、そういう倍々ゲームのような、それこそ言葉にするのは簡単ですけども、やっぱりそういうような取り組みが今の人口をさらに減少させるのではなく押し上げると、そういうことにつながるのではないかと。もう岩手県で2番目の10万都市になるとか、そういうような壮大なターゲットが、そこで初めて何をすればいいかということにつながっていくのではないかと。それがさっき言った、では課を新設しようとか、あるいは別な取り組み方をしようとか、そういうことにつながるのではないかと思います。今の延長の話だけでなく、ぜひそういうような別の観点から考えて取り組んでいただいて、矢巾町がそれだけ発展するということは、岩手県がとりもなおさず発展するということにつながるのではないかと。そうすると、岩手のリーダーシップとしてこの小さい町が岩手のリーダーシップをとれる大きい医大のある偉大な都市につながるのではないかと、こう

いうふうにだじゃれではありませんけれども、思っていますので、ひとつ別の観点からもう一度取り組みをしていただきたいなど、こう思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ご質問にありますとおりの壮大な夢を持つ質問ということでありましたので、非常にその思いが伝わってくるご質問であります。課の新設等というふうなこともあります。先ほどの山崎議員さんにもお答えしましたとおり、それぞれ商工会あるいは農協さんでも頑張っていることもあります。そういった方々の声も聞きながら必要であれば、そういったことも検討していかなければならないと、こう考えてございます。やはり矢巾町にとりましては、医大のある町という、医科大学のある町というのは、多分全国でもなかなかあるものではないので、相当ステータスの高い町だなというイメージにもつながっていくと思っておりますので、そういったことも考えながら私どもも努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。いいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○13番（藤原梅昭議員） あと9分しかなくなりましたが、豪雨災害からの復旧状況ということで、昨年の豪雨災害から1年と4カ月と、いまだ復旧されていない箇所がありますが、今後の復旧計画を伺います。あわせてJR沿いの水抜けの悪い箇所についての計画もお伺いしたいなど、こう思います。よろしく願いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 豪雨災害からの復旧状況についてのご質問にお答えいたします。

復旧箇所の今後の復旧計画についてですが、被害が甚大でありました山王茶屋前橋については、現在鋭意復旧に努めておりますが、橋梁復旧に伴い町水道の水管橋やNTTの地下ケーブルの橋梁添架も付帯工事として行っているほか、岩手県施工による河川災害復旧工事の状況から、当初年内の供用を見込んでおりましたが、関係する工事のおくれなどから年明け2月中に路盤工までの施工にて供用できるよう関係機関と協議をしているところであります。

次に、岩崎川につきましては、町道清流線下流から町道西部開拓線までの区間について、当初本年12月をめどにしておりましたが、一部資材等の搬入のおくれから2月上旬までに

完了するよう協議をしているところであります。町道南昌山線については、来年秋ごろをめどに現在復旧工事を進めているところであります。岩崎川橋につきましては、岩手県施工による床上浸水対策特別緊急事業により、今年度末から工事に着手し、平成27年度末に完成する予定となっております。山林部門における土砂災害については、今年度未着工となっている6カ所を平成27年度の災害復旧工事実施要望として、盛岡広域振興局林務部に対し、行っているところであります。振興局内部では、一部予算措置を計画しているとの情報を得ておりますが、最終的に県の予算状況によるものであり、現時点では見通しは立っていない状況であります。煙山ダムの土砂しゅんせつにつきましては、6番、小川文子議員のご質問にお答えしましたとおり、平成26年11月末現在で3万6,786立方メートルを排出し、全体で71.3%の進捗率となっており、来年1月中には、土砂のしゅんせつ作業を完了する見通しとなっております。マレットゴルフ場及び水辺の里については、隣接する岩崎川災害復旧工事終了に合わせ、現在の位置で復旧するのか、新たな場所に設置するかなどを検討してまいります。山王茶屋前橋復旧関連の導水管、配水管の復旧については、現在施工中であり、平成27年2月下旬の完成を予定しております。JR沿いの水抜けが悪い箇所についての計画ですが、町としては、南矢幅熊野神社横及び南矢幅3区の矢巾跨線橋下の2カ所の水路に問題があると捉えており、2カ所とも現地測量を実施し、現在JRと協議中であり、来年度の予算にて対策を行うべく検討しております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） まだ時間4分ほどあるので、1つだけ確認しておきたいと思えます。

小川議員のほうにお答えした砂防ダムの件なのですが、これは4カ所新設されると、そういうようなご回答でしたけれども、矢巾町でほかに砂防ダムが建設予定のところは7カ所ほどあるとお聞きしていますが、それについての今の進行状況というか、今後の計画がありましたらお知らせください。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

林野関係の部分で治山ダムの関係になりますけれども、治山ダムの部分につきましては、さきに町長答弁にあったとおりの箇所でございますが、他に森林管理署のほうで南昌山の

ほうの関係の部分の中で山林部分について、その部分につきましても検討しているという部分は聞いておりますが、具体的な工事着工時期等の部分については、まだ確認はとれていないところでございます。それ以外の部分につきましては、独自の部分につきましては、今現在は計画はないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 質問ではございませんけれども、いずれいつ災害が発生してもおかしくない、そのような気象条件になってきておりますので、命を守ると、財産を守ると、それから生活を守るということで非常に常に気を抜くことなく、対応しなければいけないわけですが、皆さんにおかれてもいち早く対応し、命あるいは財産に影響のないような対応をこれからもお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 以上で13番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を2時30分といたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

11番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（11番 昆 秀一議員 登壇）

○11番（昆 秀一議員） 議席番号11番、昆秀一でございます。町における宣言の意義をお伺いいたします。

矢巾町では、現在、「非核平和の町宣言」「矢巾町福祉のまち宣言」「矢巾町健康長寿のまち宣言」の3つの宣言が告示、制定されております。自治体における宣言は、その自治体はその問題にどのように取り組もうとしているのかを対外的に示しているものですし、自治体としての自己の意思や主張、方針を内外に表明するものでもあります。法的な拘束

力はなく、制定にも議決が必要なものでもありません。効果としては、自治体が重視している地域の課題を表現するとともに、そのことに対して積極的に取り組もうとしていることを内外に示すことが挙げられるようです。

この自治体の宣言には流行があるようでして、似たような時期に似たようなテーマを持った宣言が立て続けに各自治体で登場する傾向があるようでございます。本町の宣言は、3つともすべてがそのような流行によるものであるようです。本町独自の宣言が出てこないのは、本町自体のオリジナリティがないところに起因しているのではないのでしょうか。よって、今後まちづくりの方針である真の意味での宣言制定を目指すべきではないのか、その考えをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 11番、昆秀一議員の町における宣言制定の意義についてのご質問にお答えいたします。

「非核平和の町宣言」については、戦後50年の節目に当たり、日本国憲法の基本原理である人類共通の念願である恒久平和に向けて将来とも非核三原則が遵守され、あらゆる国の核兵器の全面撤廃と軍縮が推進されることを強く望み、求めることから平成7年8月15日にこの宣言を制定したものであります。

「矢巾町福祉のまち宣言」については、少子高齢化が進む現代において、健康で明るい町をつくることは、国民の願いであり、町民に求められている保健、医療、福祉のネットワークづくりと住みよい地域社会の確立のため、平成7年11月17日に、この宣言を制定したものであります。

「矢巾町健康長寿のまち宣言」については、健康長寿のまちづくりのための意識向上を広く町民に呼びかけて、家庭、地域、行政及び関係機関、団体等が積極的な健康づくり活動を推進し、健康で明るく、元気長寿率の向上を図るため、平成7年12月22日に宣言を制定したものであります。

本町におきましては、この3つを実現すべき重要な課題と捉え、宣言しているものであります。特にも、「矢巾町福祉のまち宣言」や「矢巾町健康長寿のまち宣言」の制定に当たっては、それぞれ宣言文起草委員会を組織し、多くの検討を重ねた本町の独創性のある宣言文であり、町や町民のあるべき姿、規範意識の向上を目指しているものであります。今後におきましても、宣言制定の際には、本町の独創性のあるものとするよう努めてまい

りたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） この町の宣言ですけれども、町民憲章また基本構想等と整合性は
どうとっていて、どう反映されているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 質問にお答えいたします。

まずちょっと冒頭に、ただいま町長からご答弁がありました内容の一部に訂正をお願い
したいところがございますので、よろしくお伺いいたします。健康長寿のまち宣言の宣言
を制定した日であります、平成7年12月22日と申し上げましたが、平成17年12月22日
でございますので、訂正をお願いをしたいと思います。大変申しわけございません。

ただいまのご質問にお答えをいたします。先ほど町長から答弁がありましたとおり、こ
ういった宣言文制定に当たりましては、起草委員会を開いて、数回にわたる検討をしてま
いりまして、そういった中でやってまいりました。そうした中におきまして、町民憲章な
どの内容等も検討の中に含まれていたものと考えてございます。そうしたものが今でき上
がった宣言文となっているものと理解しておりますので、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） わかりました。宣言は、スローガンの役割を果たすようですので、
これをただ制定するだけではなく、さわやかハウス前にライオンズクラブで建ててもらっ
た立派な看板もありますけれども、余り私は役目を果たしていないような感じを受けます。
もっと町民の目に触れるようなところに、または職員の目に触れるような目立ったところ
にこのような宣言を張っておくなどしたらいかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） まず町民の皆さんに触れるようにということで、この件に
つきましては、まずこの宣言文を制定したときには、各家庭のほうに宣言文を配ったりし
て、基本的には各家庭に宣言文があるものと、こう思っております。それから、皆さん
の目に触れるようにということで、そういったさまざまな健康分野の集まりあるいは福祉
分野の集まり等の会議あるいはそういった資料等には、できるだけそういった宣言文等を

載せたりするようにも努めておりますので、そういったことで今後も進めさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 同じように、本町の役場内でも職場理念というものがあるのでしょうか。企業には、職場理念というものが大抵あるのですけれども、どう認識していらっしゃいますでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

確かに企業であれば、そのような理念を定めているところもありますが、矢巾町役場では、そういった理念というものはございません。以上、お答えといたします。

地方自治法にのっとり我々公務員は、あるいは地方公に基づいて仕事をしているということになりますので、そういった面では、特に文としてはありませんが、そういった面では、対応しているところでございますし、それから新しく職員を採用した際には、職員に宣言文を朗読していただいて、これからの地方公務員としての立場をしっかりとしていくというふうなことで宣言をしていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 次に、福祉のまち宣言とあるのですけれども、福祉とは幸福のことです。幸福とは何か、福祉のまちとは、意味は。町民にとっての幸福とは何と考えるかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

幸福のまちとはということになりますけれども、それはやはり今2万7,000人近くいるわけですが、それぞれの立場において、住んでよかったな、生まれてよかったなというのが全ての幸福につながるのかなと思っております。これは、福祉というのは、一概に、下手すると、障がい福祉やら高齢者福祉というような捉え方をする部分もありますが、これは健常者においても、それこそ支えるという逆な反面の福祉ということも考えられますので、

それぞれの方々がそれぞれの立場においてそれぞれの福祉を実践するというような部分で捉えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 例えば健康長寿であれば幸福なのか、そういう問題もあります。

国民総幸福量という数値がございますけれども、これは精神面での豊かさの値を示す数値です。このようなことを参考としながら本町の幸福度をアップしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

健康長寿であれば幸福なのか、幸福度というようなお話がありましたが、健康長寿のまちづくりというのは、やはり不健康で長生きしていただいても、それぞれが、その個々自体も不幸だというような捉え方をしております。ということであれば、やはり生きている以上、元気で長生き、健康で長生きというのが、やはりそれぞれの個々のモットーになるべきものと考えておりますので、それが健康の幸福度というのにもつながるものと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） これは宣言としての一つの提案となるわけですがけれども、本町には田園ホールを象徴としているのか、矢巾町に入ってくる際の看板にも楽譜がデザインされております。加えて、本年1月には、日本では障害者権利条約が批准されました。そのようなこともあることから、音楽と子どもや高齢者や障がい者にやさしい町として宣言や条例化を目指し、まちづくりに生かしてはどうかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

昆議員さんの貴重な提言といたしまして承りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） また、もう一つ提案なのですけれども、WHOが提唱し、世界の都市で採用されている健康都市という取り組みがあります。これは、WHOの健康都市のプログラムに参加する中で世界の先進的な取り組みをしているほかの健康都市とも情報交換し合っていくものです。健康都市として、このような形でのグローバルな健康都市矢巾宣言であるならば、より真剣な取り組みができるのだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今グローバル社会というようなお話もありましたが、その当時、制定した当時につきましては、町内のそれこそ福祉のまちなり、健康長寿のまちを矢巾町として目指しましょうと、これが多分今矢巾町でうたっている日本一健康なまちづくりの道筋の一步かなというように考えております。世界的な部分、あるいは健康な宣言をしている、あるいはそういうふうな取り組みをしているそれぞれの自治体あるいは世界というような意味で交流をすると、あるいは情報を得るというのは、当然ながら私たちとしても必要なことだと思っておりますが、今のそれこそ宣言でも十分にそういう部分については伝えられるあるいは得られるというような考え方をしておりますので、改めてこの宣言をまたグローバル化するというような考え方ではなく、この宣言文の中から1歩でも2歩でも矢巾町の健康福祉のまちづくりに努めるように、それぞれが努めていただければいいのかなというように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 非常におもしろい自治体の取り組みとして、おっばい都市構想と発表し、市の憲法に当たるおっばい憲章まで市議会で制定したところがあります。これは、真面目におっばいは母性の象徴、みんなで母のおっばいを飲んで、愛情豊に育ちましょう。都市全体をおっばいでつくっていこうと盛り上がっているのだそうです。このようにおもしろい取り組みを真面目に取り組んでいる自治体もあるということをご紹介して以上、質問とします。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 若い世代の投票率向上をとということでお伺いいたします。

衆議院が解散し、選挙が行われます。今回は、国政選挙ですが、来年には統一地方選も行われます。そこで投票率が問題になってきます。昨今特に若年層の投票率の低下が目立ってきております。これには幾つかの理由があるのだと思います。まず国でも町でも今の政治に対して興味が持てないから投票に行かないのだということです。これは、私たちも努力していかなければならないと思います。ほかにも選挙に行く意味がないし、どうせ自分1人が投票しなくても影響ないだろうということです。こういう人たちに対して明るい選挙推進協会の方々が頑張って活動されて投票率向上に努めております。しかし、なかなか若年層の投票率が向上しないのが現状です。そこで小中学校のうちから政治に対して興味を持てる教育をしていく必要があるのだと思います。教育委員会としては、これをどのように考えているのかお伺いいたします。

また、選挙権の引き下げも必要かと思っております。住民投票については、公職選挙法によらず、自治体が条例で定めることができます。まず住民投票条例を制定し、18歳にも投票権を与え、政治意識を高めるようにしてはどうか、その点も含めて投票率向上についての考えをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 若い世代の投票率向上をについての住民投票条例を制定して、政治意識を高めるようにしてはについて私のほうからお答えをいたします。

住民投票条例は、公職選挙法の適用を受けないため、20歳未満の者や外国人など、自治体の裁量によって投票資格の範囲を定めることができ、その多くは原子力発電所の設置の是非や市町村合併など、地域の重大問題を住民投票によって住民意向を問う手段として制定されております。しかし、あくまでも住民投票の結果は、住民の意向であり、拘束力を持たない条例が多く、必ずしも結果が反映されない場合もあります。このようなことから、本町におきましては、住民意向を問うような重大な問題が発生した場合には、条例の制定を検討しますが、政治意識の高揚のために制定することは、現在考えていないところであります。

また、投票率向上については、若年層の投票率の向上のみならず、町全体の投票率も向上していないことから、明るい選挙推進協会とともに、今後におきましても政治に関心を持つことや選挙に参加することの大切さを学校での取り組みとあわせて啓蒙活動をしてまいりたいと考えております。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き11番、昆秀一議員の若い世代の投票率向上のため、政治に興味を持てる教育についてですが、政治教育については、小学校では6年生の社会において、政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、我が国の民主政治は、日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることなどを学習しております。中学校では、3年生の社会公民において、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本原則としていること。国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みや議会制民主主義の意義、民主政治の推進と国民の政治参加との関連や選挙の意義などを学んでいるところです。

町独自の取り組みとしては、来年度から3年間のサイクルで矢巾町明るい選挙推進協議会の協力を得ながら小中学校で選挙に関する授業を行う計画としており、実際に選挙における投票の仕方なども行いながら、政治や選挙について児童・生徒が理解を深められるよう政治教育に取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 町の行く末を担う総合計画でございますけれども、この計画に対しての意見を将来を担う子どもたちからはどう採取されているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 総合計画に関してでございますが、子どもたちからの意見となりますと、直接はなかなかとってはおりません。アンケートは18歳以上からというふうなことで考えてございますが、なかなかちょっと子どもたちの意見となりますと、そういった関係団体から選ばれました方々のご意見等を参考になると思いますので、それをご理解をいただきたいと思います。以上、お答えといたします。

委員の方々には、それぞれ学校の先生方も入っておられますし、子ども会に携わる方々も何人か入ってございますので、そういったところから反映させていただくというふうな形になるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 将来の少子高齢化は、今の子どもたちにのしかかってくる問題だと思います。そのところをどう教育しているのか。例えば将来にこれだけの町の借金が残るのだよといったら、子どもたちはどう感じるとお思いでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

政治に関する教育というのは、非常に難しいものがございます、例えば大学生あたりに政策について勉強するという事は、政治教育として大変いいことだと思いますが、それであっても一党に肩入れするような授業は行っていけないというのがルールだと思います。その際、小中学生に町の政策であれ何であれ、政策の是非とかを問いかけた場合に、その党のこととか、あるいは政治の中立とか、そういうのは私は担保されるとは思いません。それがいい、悪いということが、町のやっていることが悪いというふうにとってお家に帰って言う児童・生徒もいれば、なかなか発達段階として政策的なことで政治教育に寄与しようということは、小中学校では、私は無理なものと思ってございます。したがって、小中学校における政治教育あるいは選挙とかというのは、非常に微妙な立場にございますことから、教科書の域を出ない範囲で私はやるべきだと思っておりますので、ここにこういうようなことはどうかというようなことは、意図がございますので、そういうようなことは私は小中学校では避けて行うべきだという考えを持っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） わかりました。小中学校は、そういうふうを考えているという教育長のお話はわかりましたけれども、北欧のデンマークの教育についての例を挙げてみたいと思うのですけれども、小学校から大学まで無料で教育を受けられ、給付費までもらえるそうです。だから大人になると、必ず投票に行くのだそうです。投票率が80%を切ったこともないそうです。デンマークの大学生は、選挙の日は、みんなでわいわいと選挙結果のテレビを見るのが一大イベントなのだそうです。なので、消費税が25%、軽減税率もないのですけれども、国民の大半は納得しているのだそうです。

また、北欧ですけれども、フィンランドでは、二十数年前までは、さほど教育熱心な国ではありませんでしたが、経済が悪化したために、これからの教育はどうあるべきか考え、このままでは社会保障費が物すごい金額になると考え、学校教育を無料にして学力を高め

れば、就職できる人がふえ、失業手当も生活保護費も減らすことができ、税金も納めてもらうことができる。将来のことを考え、教育にお金をつぎ込んだのだそうです。この結果、教育という形で人に投資したことで研究開発が活発になり、フィンランドでは情報通信という新たな産業が育って、たくさんの雇用が生まれたのだそうです。二十数年前です。これは、国レベルの話ではありますが、このような国の政策を参考にすることはできるのだと思います。本町もぜひこのような教育施策を打ち出してみてもいいでしょうか。そのお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁内容としては、先ほどと同じなのですが、今お聞きした各国の、それはすばらしい、私も取り組みだと思っております。それを児童・生徒、小中学校の教育という観点で私はお話するわけですが、児童・生徒に言った場合に、それではうちの国は、うちの町はといったときに、必ずやさまざまなことが考えられると思いますので、そのときに教師が中立的な立場できちっとものを申すことができるかということは、はなはだ、私が教師であれば疑問に思わざるを得ません。したがって、一つの例としてお話しすることはありますけれども、そういうふうになってほしいとか、そういうふうにするべきだという論での教育はできかねると思いますので、その辺が先ほど申し上げたとおり、非常に難しい点だということで慎重に取り扱わなければならないというふうに私は思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 教育の原点は、私は基本は、知らないことは恥ずかしいことだが、知らないことを知ろうと勉強しないことは、もっと恥ずかしいことだと気づかせることだと思います。そして、人の役に立つことを前提として夢を持つことを教えることが教育なのだと思います。そのような観点からも政治に対しての教育を行っていただきたいと考えます。そして、以前一般質問でもしたのですが、子ども議会に対してですけれども、以前は不平等であるからやらないということでしたけれども、ほかの市町村で結構やられているところがあるようなのですが、この辺はどうお考えでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

他の市町村がどのような意図を持って子ども議会を開催しているのか、残念ながら私把

握しておりませんので、この場でそのことについてお話しを申し上げることはできかねます。なお、議会の制度とか、議員さん方の仕事は何をしているのかというような意味から、あるいは町のこれからのあり方をどう考えるのかという意味から、そういうふうな機会も一つの方法としてあるということは私は認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） またこれもご紹介するわけですがけれども、山形の町では、少年町長、少年議員というのがあるのだそうです。これは、若者たちがみずからの代表を直接選び、政策を実現していくことで民主主義を学習できること、若者の視点から町政の提言を町が積極的に取り上げ、若者の町政参加を促すなどの狙いから始められているということです。

小学校には児童会、中学校には生徒会があって、選挙制度を学んでいるということを以前お聞きしました。もっとその学習を深めるために、まず身近に生徒会活動の予算案や規則、年次計画を生徒会において決定し、その代表者が実際の議会などと交渉したり、基本構想や計画に反映させるなど、そういう考えもあるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、児童会、生徒会においては、選挙も、それから予算あるいは方針についての話し合いも総会という形で行っております。そして、単発な意見、質問に終わらないように教師が生徒に指導して、あるいは執行部に指導して、お互いに意見をやりとりできるように、そういうような仕組みもつくって話し合いということをお教えているつもりでございます。

その後について、そういう方々を子ども議会等でやったらいかがかというのは、一つのご提案としてお承りしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 今後国会において公職選挙法の改正が再提案されて、早ければ2016年の参院選から実施を目指すと言われております。そもそも世界的には二十からの選挙権は少数です。ほとんどの国では二十より前に選挙権が得られます。2016年という、現在高校1年生が投票できるということになります。高校生が選挙権を持つとなれば、政治

に対する知識や判断力を学校教育ばかりではなく、家庭でもどう養っていくかが問われます。そのためにも社会教育として取り組む必要があるのですけれども、その点は、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 学校教育との絡みもあるわけですが、こちらのほうではまだその18歳というような認識はとっておりませんので、成人者、今度も成人式あるわけですが、そういった成人式の際等を利用して選挙の啓発、それからあと現在裁判員制度の啓発、そういったものを行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 将来を背負っていくのは、若い世代です。自分の1票で町が、社会が変わるのだと実感してもらわなければいけません。そのために投票率アップに、双方向でのコミュニケーションが可能なSNSが大変PRに有効だと思います。このように若い世代に向けた投票率向上の取り組みを進め、SNSの利用を検討してはどうか。

そして、明るい選挙推進協議会、選挙管理委員会、それぞれが単独で活動するのではなく、例えば社協や公民館活動なども含めて交流しながら投票率を上げる工夫を考えていけばいいのだと思いますけれども、その点はどうかお考えでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

投票率の関係でございますので、私のほうからでございますが、確かに資料請求もございまして、昆議員さんにおあげしましたが、確かに投票率、若い方々の投票率が低い状況にあります。これについては、もちろん矢巾町ばかりではなくて、全国的にそういうことございまして、なかなかこれに対するいわゆるワクチンというか、効果がすぐ出るようなことは、なかなかないというふうなことで一般的に皆さんに呼びかけ等を行っている状況でございます。

それで何が原因なのかなというふうに、原因がわかれば、それはそのとおり、それを改善すればいいわけですが、なかなかそうはいかないわけなのですが、昆議員がおっしゃったように、例えば政治に興味を持たないとか、自分一人行かなくても影響ないだろうというふうなところもあるかと思えます。ただ、20代、30代が低いわけですが、ところが、50代、60代にいきますと、投票率が上がってくるということで、ではその50代、60代の方々が若

いときは高かったのかといいますと、そうではないというふうなことも、これは考えられます。というふうなことで、やはり年代を経るにつれて何かその影響があるのだろうというふうにも考えられます。そういったところもいろいろ検討しながら、そして若い人は、政治にも関心はあると思いますが、そのほかにもいろんなことに興味もあるというふうなこともいろいろもしかしたら考えられるのかなというふうなこともありますので、ただそういつてはいただけませんので、今お話がありました明るい選挙推進協議会ばかりでなくて、社協とか公民館等々も、あるいは一緒になって考えていかなければならないのかなというふうには思っております。さまざま今度14日、投票がありますということで今さまざま明推協のほうで頑張ってお組みをしております。

特に期日前投票、今までは投票日当日広報車で町内を広報して歩いておりましたが、考えてみれば、当日、結局いないわけですので、用事があっていない方に対して広報しても、それは効果がないということで今回から公示日翌日から毎日期日前投票しましょうということで歩いておりました。そういったこともやっておりましたので、何らかの効果はあるのかなというふうには思っておりますが、横の連携も必要かなというふうには思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 障がい者支援のあり方についてお伺いいたします。

ご存じない方も多くおられるのではないかと思いますけれども、きのうまで障がい者週間でありました。だからといって特別なことがあるわけではございませんでしたが、そういう期間に限らずに障がい者への関心を深めていただきたいことから、以下お伺いいたします。

障がい者支援の第一歩は、まず障がい者に対しての理解から始まります。そのために障がい者へ興味を持ってもらうこと、そこから必要な支援をしていくこととなります。行政は、そのためにどうしてもみずからの力や家族などではできないことを支援していくものだと思います。そこをこまめに障がい者などから声を聞いて支援と結びつけていくことが必要であります。

これは障がい者だけではなく、何にでも言えることでございますけれども、福祉行政に

関しては、特に人々の声に耳を傾けることが必要であります。そして何よりその人の身になって行動できるかにあるのではないのでしょうか。なかなか難しいことではありますけれども、基本は困っている人を支援したいという気持ちになれるかだと思います。そのために本町としては何を目指して、どのような理念のもとで障がい者支援に当たっているのか、そのお考えをお伺いいたします。

また、その支援の基本を形成していくためには、教育が特に重要であることから、本町の障がい者支援のあり方についての教育委員会としての考えをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 障がい者支援のあり方についてのご質問にお答えいたします。

本町では、障がい者基本法及び国の障がい者福祉政策に準じ、障がい者自立支援法施行以来、矢巾町障がい者プラン及び障がい福祉計画を策定し、現在第3期計画に沿った障がい福祉サービスの環境整備に努めているところであります。本町としては、何を目指してどのような理念のもとに障がい者支援に当たっているのかについてですが、本町では現在第3期の計画の実績及び障がい福祉に関するアンケート結果を踏まえ、矢巾町自立支援協議会及び作業部会において、第4期計画について協議を進めており、平成25年9月策定の国の障がい者基本計画の基本理念である全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現及び基本原則である地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調を掲げ、障がいのある方の自立支援、社会参加に向けた施策を総合的に進めることとされております。本町といたしましては、国の基本理念、基本原則に基づき、第4期矢巾町障がい者プラン及び障がい福祉計画を策定し、町の障がい者福祉施策を推進してまいります。

また、アンケート結果において、今後利用したいサービスの一つとして相談支援の要望が高く、よりよい福祉サービス提供の基本は、相談支援と捉え、相談支援体制を充実させてまいります。具体的には、生きがい推進課の窓口のほか、町内2カ所に委託している障がい者相談支援事業所で相談体制を整え、生活全般の相談から福祉サービスに係る情報提供まで、町及び事業者との連絡体制を大切にしつつ、障がいの特性は多岐にわたり、それぞれの障がい者が求める支援の量、家族等の支援者が異なることから、どこの窓口を訪れても同じサービスが提供できるよう配慮してまいります。また、障がい者への理解は、議員の仰せのとおり、障がいというものを知っていただくことが大切であると認識いたしておりますことから、障がい者及び障がいへの理解促進を図るため、地域生活支援事業にお

いて、相談支援事業所しんせいと共催で来年1月に障がい者相談所及び障がい者の生活支援等についての研修会の開催を予定しており、広報やはば及び町のホームページにより、広く町民に参加を呼びかけるとともに、今後も障がい者への理解促進が図られるよう研修会等の開催を継続してまいります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、11番、昆秀一議員の障がい者支援のあり方についてのご質問にお答えいたします。

本町の障がい者支援のあり方についての教育委員会としての考え方についてですが、これまで学校教育の中で本町が目指す国の基本理念、基本原則に基づく障がい者福祉政策について、支援のあり方と障がい者に対する理解を深める学習に取り組んできております。具体的には、小学校では、矢巾町社会福祉協議会による車椅子、手話、白杖、アイマスクによるキャップハンディ体験学習や希望者によるジュニアボランティア体験隊への参加、さまざまな障がいについての調査や特別支援学校との交流を通しての車椅子や疑似歩行体験学習、障がい者に対する施設設備についての工夫等について学んでおります。中学校では、特別支援学校との交流や障がい者施設の職場体験、エコキャップ運動による難病支援、車椅子支援に取り組んでおります。

こうした体験を通して児童・生徒が障がい者の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、障がい者への理解を深めることは大切なことと考えるので、今後とも各学校において、町の障がい者福祉政策に基づいて教育課程の実施状況を勘案しながら障がい者の理解を促す学習や支援のあり方に取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 先日矢巾町障がい者プラン、障がい福祉計画のための障がい者自立支援協議会が開催され、その後プラン策定のための作業部会が開催されたと聞いております。私がそれを傍聴を求めたところお断りされました。これは行政としての態度としてはおかしいのだと私は感じました。まずは、アンケートを行ったら、分析と考察を行い、それらをみんなに公表することが必要なのではないでしょうか。その点の見解についてお聞かせ願いますでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、ただいま自立支援協議会におきまして、障がい者プラン、障がい福祉計画の策定作業に入っております。その協議会の下部組織といたしまして、基本的にそれぞれの内容を検討する作業部会というのを第1回目開いております、最終的には3回くらい開く予定をいたしておりますが、それぞれアンケートの調査結果、それは議員出席の第1回自立支援協議会におきまして、それぞれアンケート調査の中身についてはお示しをしているところでありますが、それらの内容を踏まえて、今後それぞれのサービス業といいますか、どういうふうなのが必要なのかというのを作業をするのが作業部会というような形になっております。

それで作業部会の内容、それは公開しないということではございませんが、いろんなそれぞれ事業所あるいはそれぞれの代表者の方々からいろんな意見を聞きまして、それをまとめるということになりますので、それぞれぎっくばらんな意見の場ということで、そういうふうな設定をしておりますので、あえて公開はしていないということになっております。その中で、やはりここの中で町長の答弁にもありますとおり、やはり町内には相談事業の事業所が少ないというふうな部分もありますので、そういうふうな部分を吸収をしながら順次公開をしていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 障がい者への芸術やスポーツへの支援の考えについてお伺いしたいのですが、2年後に岩手で行われる国体及び全国障がい者スポーツ大会への障がい者としての取り組みはどうなっているのかお伺いします。

本町で行われるラジオ体操に障がい者など参加してもらう予定などないのでしょうか、声かけはしていないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

本町で行われるデモンストラーションスポーツ、これは広く皆さんにご参加いただくというような趣旨の競技でございますので、そういった方々の、障がいのある方々の参加についても配慮したような形で開催をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 障がい者スポーツ大会についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 障がい者のスポーツ大会につきましては、まだ別な部署というか、部会のほうでの、組織のほうでの検討になっておりますので、そちらのほうにつきましては、矢巾町としてはまだ参画はしていないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それでは、障がい者スポーツ大会の部分につきまして、ちょっとお話を申し上げたいと思います。

現在障がい者のスポーツ大会というのは、ご存じのとおり岩手県の障がい者の団体協議会のほうがまだ主催をしております、そういうふうな県大会等々、紫波郡の交流会もあります、そういう部分につきましては、今のところ生きがい推進課の福祉部門と社会福祉協議会がまだ行っているというような形になっております。しかし、国のそれこそスポーツ審議会といいますか、そちらのほうでは、障がい者のスポーツも文科省のほうに移行するというようなことになっておりますので、まだ岩手県のほうでは、そこまでいっていないというのが実情ですので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 次に、障がい者の雇用の問題なのですが、障がい者優先調達推進法というのがあるのですが、町の取り組み、その効果については、障がい者の収入に結びついているのか、その点をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

行政といたしましても、障がい者施設より、それぞれ障がい者の方々のそれぞれ賃金に反映していただくために印刷物あるいはそれぞれの印刷物、あとは花とか、そういうものを購入して、年々町でも購入額といいますか、それは上がっておりますので、それぞれ微々たる数字なのかもしれませんが、少しずつにはその部分では反映をされていると思います。それぞれ障がい者のそれぞれ企業の採用にいたしましても、それぞれの企業の数値を見てみますと、採用者数が伸びているというような数値も出ておりますので、それぞれ

の企業の皆様もそれぞれの障がいのある方々を雇用して、雇用率を上げていただいているということになりますと、それぞれの障がい者の所得といいますか、賃金といいますか、そういうものも上がってきているものだと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で11番、昆秀一議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 以上で本日の日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日は休会、明後日は午後2時に会議を開きますので、本議場にご参集願います。
ご苦労さまでした。

午後 3時27分 散会

平成26年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第3号）

平成26年12月12日（金）午後 2時開議

議事日程（第3号）

第 1 請願・陳情の審査報告

26請願第 9号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に向けた、国への働きかけに関する請願

26請願第10号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める請願

26請願第12号 子どもの医療費助成制度拡充を求める請願

26請願第11号 米価安定対策等に関する請願

第 2 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第72号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第73号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第74号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第75号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

第 7 議案第76号 矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

第 8 議案第77号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

第 9 議案第78号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

第10 議案第79号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

第11 議案第80号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

- 第12 議案第81号 南昌グリーンハイツに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求め
ることについて
- 第13 議案第82号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求
めることについて
- 第14 議案第83号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求め
ることについて
- 第15 議案第84号 矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定期間の変更
に関し議会の議決を求めることについて
- 第16 議案第85号 矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求め
ることについて
- 第17 議案第86号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
- 第18 議案第87号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につい
て
- 第19 議案第88号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算
（第2号）について
- 第20 議案第89号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第90号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第22 発議案第15号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に関する意見書の
提出について
- 第23 発議案第16号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の
1復元をはかるための、平成27年度政府予算に係る意見書の提出
について
- 第24 発議案第17号 米価安定対策等を求める意見書の提出について
- 第25 発議案第18号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番 齊藤正範 議員

2番 藤原由巳 議員

3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
会計管理者 兼税務課長	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	村松康志	君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志	君
道路都市課長	藤原由徳	君	区画整理課長	細川賢一	君
商工観光課長	山本良司	君	上下水道課長	藤原道明	君
教育委員長	松尾光則	君	教育長	越秀敏	君
学務課長	吉田孝	君	社会教育課長	立花常喜	君
代表監査委員	立花純幸	君	農業委員会 会長	高橋義幸	君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美	君	係長	吉田徹	君
主事	根澤のぞみ	君			

午後 2時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 請願・陳情の審査報告

26請願第9号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に向けた、国への働きかけに関する請願
(教育民生常任委員長報告)

26請願第10号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める請願
(教育民生常任委員長報告)

26請願第12号 子どもの医療費助成制度拡充を求める請願
(教育民生常任委員長報告)

26請願第11号 米価安定対策等に関する請願
(産業建設常任委員長報告)

○議長（藤原義一議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました26請願第9号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に向けた、国への働きかけに関する請願、26請願第10号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める請願、26請願第12号 子どもの医療費助成制度拡充を求める請願について審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

村松輝夫教育民生常任委員長。

(教育民生常任委員長 村松輝夫議員 登壇)

○教育民生常任委員長(村松輝夫議員) 平成26年12月12日、矢巾町議会議長、藤原義一殿。
矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、村松輝夫。

請願審査報告書。本委員会が平成26年矢巾町議会定例会11月会議及び12月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。(1)26請願第9号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に向けた、国への働きかけに関する請願。請願者、盛岡市大通一丁目1-16、岩手県教職員組合盛岡紫波支部、支部長、三又恭次。紹介議員、山崎道夫。

(2)26請願第10号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める請願。請願者、盛岡市大通一丁目1-16、岩手県教職員組合盛岡紫波支部、支部長、三又恭次。紹介議員、山崎道夫。

(3)26請願第12号 子どもの医療費助成制度拡充を求める請願。請願者、子どもの医療費助成制度の拡充を求める矢巾の会、共同代表、伊東宗行(みちのく療育園施設長)、矢巾町大字煙山24-1、松浦みよ子(盛岡医療生活協同組合理事)、矢巾町大字南矢幅16-23-41、久慈正夫(新田1区自治会長)、矢巾町大字又兵エ新田4-48-11。紹介議員、谷上哲、齊藤正範、昆秀一、山崎道夫、川村よし子、小川文子。

2、委員会開催年月日。平成26年12月9日火曜日。平成26年12月10日水曜日。

3、出席委員。村松輝夫、藤原由巳、村松信一、川村農夫、藤原梅昭、高橋七郎。

4、審査経過。平成26年12月9日午後2時50分開会、委員長挨拶の後、26請願第9号及び26請願第10号について紹介議員より説明を受け、提出された請願資料に基づき慎重審議した。平成26年12月10日、午後3時35分開会、委員長挨拶の後、26請願第12号について、提出された請願資料に基づき慎重審議した。

5、審査結果。(1)26請願第9号、採択すべきものと決定した。(2)26請願第10号、採択すべきものと決定した。(3)26請願第12号、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。(1)26請願第9号について。東日本大震災から3年が経過した。震災で被災し、経済的理由により就学困難な子どもを対象に必要な支援ができるよう被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金が創設され、平成23年度から平成26年度まで国による就学支援等が行われている。自治体を実施している既存の就学支援事業等において、震災による対象者

や単価の増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国が負担、支援するものである。いまだ仮設住宅住まいを余儀なくされている被災家庭が多いことから、支援継続は今後も必要である。

(2) 26請願第10号について。義務教育標準法が改正されて一部35人以下学級の実現が図られてきたところである。しかしながら、新しい学習指導要領による授業時数や指導内容の増加、不登校、いじめ等の問題からも子どもたち一人一人にきめ細かに対応するためには、35人以下学級からさらに教職員の目が届く30人以下学級を導入し、個々に応じたゆとりある教育指導が望まれる。また、国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として定着し、現行教育制度の重要な根幹をなしている。機会均等に一定水準の教育を受けられるよう、国は義務教育国庫負担割合を2分の1に戻し、財源保障することで積極的に責任を果たさなければならない。

(3) 26請願第12号について。人口減少社会の到来は、少子化による世帯規模の縮小や地域社会の活力の衰退、生産年齢人口や労働力人口の減少を通じて経済成長にマイナスの影響を与え、さらに社会保障負担に対する現役世帯の負担の増大が懸念される。本町においても合計特殊出生率が低迷を続け、少子化傾向は極めて深刻さを増している。次代を担う子どもを安心して産み育てることができる環境を整備し、子どもが健やかに育つことができる社会の実現のためにあらゆる面から少子化対策に取り組まなければならない。

以上であります。

○議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。26請願第9号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に向けた、国への働きかけに関する請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りします。26請願第9号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に向けた、国への働きかけに関する請願に賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、26請願第9号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に向けた、国への働きかけに関する請願については、採択とすることに決定しました。

次に、26請願第10号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りします。26請願第10号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める請願に賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、26請願第10号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める請願については、採択することに決定しました。

次に、26請願第12号 子どもの医療費助成制度拡充を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りします。26請願第12号 子どもの医療費助成制度拡充を求める請願に賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、26請願第12号 子どもの医療費助成制度拡充を求める請願については、採択とすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員会に付託しておりました26請願第11号 米価安定対策等に関する請願について審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

芦生健勝産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 芦生健勝議員 登壇)

○産業建設常任委員長（芦生健勝議員） 平成26年12月12日、矢巾町議会議長、藤原義一殿。
矢巾町議会産業建設常任委員会委員長、芦生健勝。請願審査報告書。本委員会が平成26年矢巾町議会定例会12月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。26請願第11号米価安定対策等に関する請願。請願者、紫波郡紫波町桜町字上野沢38-1、岩手中央農業協同組合代表理事組合長、藤尾東泉。紹介議員、藤原由巳。

2、委員会開催年月日。平成26年12月9日火曜日。

3、出席委員。芦生健勝、廣田光男、谷上哲、秋篠忠夫、川村よし子、長谷川和男。

4、審査経過。平成26年12月9日午後2時50分開会。委員長挨拶の後、26請願第11号について、請願資料に基づき慎重審議した。

5、審査結果。26請願第11号、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。平成26年産米に係る概算金は予想をはるかに上回る大幅な下落となり、稲作農家は、かつてないほどの経営圧迫を受けている。この主たる要因として、政府の農業政策による制度上の課題も多くあることから、一日も早い支援策が必要である。したがって、本請願の趣旨は、まことに理にかなうものであることから採択すべきものである。

以上、報告します。

○議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

26請願第11号 米価安定対策等に関する請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りします。26請願第11号 米価安定対策等に関する請願に賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、26請願第11号 米価安定対策等に関する請願については、採択とすることに決定

しました。

日程第2 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第2、議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、それに基づき国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正したことを踏まえ、本町の一般職の職員の給与に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。国においては、官民格差に基づき、若年層を中心に俸給表を平均0.3%引き上げたこと、及び勤勉手当の支給月数を1.35月分から1.5月分と年間0.15月分引き上げたことに準じ、本町の一般職の職員の行政職給料表及び医療職給料表の改定並びに勤勉手当の支給月数の改定を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 1点だけ質問させていただきます。

1点目です。この給料の引き上げのどこの層というか、若手、私はこれ見て若手ではないかなと思ったのですけれども、どこの層で最高幾らで最低は幾らのどこの層なのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、若年層を中心にとということで今回給料表が改定されております。例えばでございますが、大学卒で新採用で採用された場合の給与でございますが、今回ほぼ2,000円ほど上がっております。それから、平均年齢、40歳ぐらいなのですが、その辺のところのレベルでは1,000円ぐらいのアップということになっております。それから、管理職級になりますと、場合によっては増がゼロというふうなところもあります。そういったことで若い人であれば2,000円ぐらいというふうなことで今回給料表の改定となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第72号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第3、議案第72号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第72号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正については、道路占用料の額は、民間における地価水準等を勘案し、算定することとされており、算定基礎となる固定資産税評価額や土地の価格に対する年額賃料の割合など、地価の社会的動向を適切に道路占用料に反映させるため、全国市町村ごとに所在地区分を設け、道路法施行令において、道路占用料の改正が行われたところであります。

本町の道路占用料につきましては、従来から政令に準拠しており、道路法施行令の改正に伴う所要の整備として条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 道路占用料が金額が下がるところもあるのですけれども、上がるところで広告塔がプラス910円上がっているのですけれども、矢巾町内のどの辺、地価によるということでしたけれども、どこの部分なのかお伺いします。

そしてこのプラスマイナスどうなるのかお伺いします。矢巾町の財政にどう反映するのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず広告塔に関しては、どこの部分ということではなく、これは全国的に1種、2種、3種と区分がされております。それで矢巾の場合は、第3級地ということでこれは人口20万人以上と関連するということで盛岡市と矢巾町が3級地に該当、それで4級地等になりますと、滝沢市、北上、奥州、残りの市町村が5級地という形になっておりまして、これは全国的にそういう形で広告塔から全部地価の変動でやっていると。ただ、広告塔関係については、こ

これは道路占用では余り今のところないのですけれども、広告塔の条例関係でやっておりますので、ここについては、一応全国平均を見て値上がりという形で通達が来ておるところでございます。

そして、プラス、マイナスですけれども、大体道路占用料につきましては、主に電柱関係でございます。これNTTと電力関係ございまして、合計しますと、年間で33万円ほど減額になるというような形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。
（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。
（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。
討論に入ります。
（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第72号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第72号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第73号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第4、議案第73号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。
（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第73号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正については、東京電力原子力事故により被災した子どもを初めとする住民等の生活を守り、支えるための被災者の生活支援等に関する法律に基づく被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針において、支援対象避難者につきましても、公営住宅の入居に関し、優先的に取り扱うこととする旨が位置づけられたことに伴い、その所要の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第73号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第73号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第74号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原義一議員) 日程第5、議案第74号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第74号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正については、矢巾町水路条例において徴収することとしている水路占用料について、電柱や地下埋設管など、道路敷地と連続して設置される場合が多いため、従来から道路占用料と同様に設定しているものであり、今般矢巾町道路占用料に関する条例の一部が改正されたことに伴い、その所要の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第74号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第74号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第75号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設
高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及
び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指

定等に関し議会の議決を求めることについて

日程第7 議案第76号 矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第6、議案第75号及び日程第7、議案第76号については、当職に関連する事案でありますので、議長席を副議長と交代し、当職は地方自治法第117条の規定により退席します。

長谷川副議長の議長席への着席を求めます。

（議長、副議長と交代、退場）

○副議長（長谷川和男議員） ふなれではありますが、議事進行についてご協力をお願いをいたします。

それでは、日程第6、議案第75号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○副議長（長谷川和男議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第75号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場の管理については、矢巾観光開発株式会社が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間の指定を受けておりますが、引き続き平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間管理を行わせるべく地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から3期9年間行ってきた矢巾観光開発株式会社による同施設の管理運営が良好であり、特にも温泉を活用した介護予防事業が定着しております。また、同会社所有の旧源泉や給湯設備等、町施設との一体的な管理運営が最も効率

的であり、経費の縮減に努めつつ、利用者に対するサービスの向上を図っているなどの実績を評価した上で今後においても施設の継続的で安定的、効率的、かつ効果的な管理運営が見込まれる矢巾町大字南矢幅第13地割123番地、矢巾観光開発株式会社代表取締役、川村光朗が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体として選定いたしましたところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導してまいり所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○副議長（長谷川和男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） ただいま公募によらないところだというご説明がございましたけれども、ほかの指定管理の中で、町内の指定管理で公募によらない選定の仕方をしているところがありましたらお知らせをください。

○副議長（長谷川和男議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

公募によらないですね、となりますと、この前全員協議会でも説明をいたしました、グリーンハイツと、それからキャンプ場、ここは公募でございますが、それ以外は非公募という状況になってございます。

以上、お答えといたします。

○副議長（長谷川和男議員） よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○副議長（長谷川和男議員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（長谷川和男議員） 質疑を終わりましたので、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（長谷川和男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第75号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(長谷川和男議員) 起立全員でございます。

よって、議案第75号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第76号 矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○副議長(長谷川和男議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第76号 矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館の管理については、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間指定を受けておりますが、引き続き平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間管理を行わせるべく地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から3期9年間行ってきた矢巾町社会福祉協議会による同施設の管理運営が良好であり、児童の健全育成、子育て家庭支援、地域交流活動を基本に児童の健康を増進し、情操教育に寄与していること、また児童館の機能を生かした子育て支援事業を実施していることが評価できるものであります。

今後においても、これまでの施設管理と運営の実績を生かし、適切な運営が見込まれることから、矢巾町大字南矢幅第14地割78番地、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会会長、谷村

雄二が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体として選定いたしたところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導してまいり所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○副議長（長谷川和男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 2点についてお伺いします。

まず第1点目は、矢巾町には児童館が4つありますけれども、この社会福祉協議会が管理している児童館、児童館は保護者の運動でつくられた歴史があると聞いております。それで今現在もおやつとか利用料を取らないで経過しているということですのでごくいいなと思ってきましたけれども、4月からどのようになるのか、どのように考えているのかお伺いします。

社会福祉協議会ですので、もうけをしたいとはしていないと思いますが、2点目になりますけれども、今後4月から子ども・子育て支援制度が始まったときにどのようにお母さんたち、父母に説明しているのか、今後するのかお伺いします。

○副議長（長谷川和男議員） 住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

4月からどのようにするかということですが、子ども・子育て、2点目とも絡みますけれども、子ども・子育て制度が4月1日から施行されます。それに伴いまして先般の条例でもご可決いただきましたけれども、小学校1年生から6年生までを対象として受け入れたいというふうに考えております。

また、利用料につきましては、現在のところ現状のまま無料ということで考えてございます。

また、子ども・子育て制度、2点目でございますけれども、これにつきましては、各家庭にチラシを配布しているほか、それから窓口においてそれぞれ相談に来た際に、詳しくご説明を申し上げているところでございます。

以上、お答えいたします。

○副議長（長谷川和男議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（長谷川和男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○副議長（長谷川和男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第76号 矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（長谷川和男議員） 起立全員でございます。

よって、議案第76号 矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで藤原議長の入場を許可いたします。

藤原議長と交代をいたします。

（議長入場、副議長、議長と交代）

日程第8 議案第77号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第8、議案第77号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第77号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し

議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町立矢巾東児童館の管理については、特定非営利活動法人矢巾ゆりかごが平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間指定を受けておりますが、引き続き平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間管理を行わせるべく地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から3期9年間行ってきた特定非営利活動法人矢巾ゆりかごによる同施設の管理運営が良好であり、地域児童の安心、安全な遊び場として気軽に利用できる児童館であることを目指し、四季折々の催事を取り入れた行事を開催しているほか、児童を取り巻く地域や保護者と一体となった自然体験活動を行い、児童の健全な育成に寄与していることが評価できるものであります。

今後においてもこれまでの施設管理と運営の実績を生かし、適切な運営が見込まれることから矢巾町大字西徳田第4地割1番地54、特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事長、半澤久枝が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体として選定いたしましたところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導してまいり所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点についてお伺いします。

第1点目は、この住所は、西徳田4地割の1番の54になっておりますが、丸三建設の一角を借りて児童館もありますけれども、その関連性はどうかお伺いします。

それから、2点目は、このゆりかごさんの労働条件というか、労働者の雇用状況、賃金も含めて社協とどう違うのか、同じなのかお伺いします。

それから、3点目ですけれども、先ほども社協の煙山児童館、不動児童館、徳田児童館のときも聞きましたけれども、父母にはどのように来年4月から子ども・子育て支援事業に

ついて説明しているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

丸三にあります矢巾東子どもの家でございますけれども、ここは矢巾東児童館の分室という取り扱いで現在……

（何事か声あり）

○住民課長（村松康志君） 法人の場所は、ここに書いてあるとおり西徳田4の1の54、こちらのほうになります。

2点目でございます。賃金につきましてですが、社協の職員の賃金と比べてどうなのかということでございますけれども、若干社協の職員の賃金よりは低い状況でございます。

それから、3点目でございますが、父母に対してどのようにお知らせしているかということにつきましては、保護者を通じてパンフレット等を配布し、そして先ほども申し上げましたけれども、窓口の面接等々を利用いたしましてご説明しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 労働条件のところなのですが、社協と賃金が低いというようなことなのですが、どのくらいなのか。それから、同じにはできないのかお伺いします。

それから、父母というか、保護者に対してのところでおやつ代とか、それから利用料のことについては、どのように話し合われているのかお伺いします。

私は、先ほどの社協のところの児童館と同じような無料にするべきだと考えていますが、どうですか。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の賃金の件でございますけれども、差につきましては、現在数字を持ち合わせておりませんので、これはちょっと後刻ご報告させていただきますけれども、同じお仕事をさせていただいておりますので、将来的にはやはり同様の賃金にすべきものなのかなというふうに考えておりますし、ゆりかごのほうからもそのような要望が出ている状況でございます。

それから、実費の件でございますけれども、やはりこれはその事業を行う上、事業と申しますか、行事を行う上で最低限のものをいただいているということでございますので、児童

館自体無料であるということも鑑みまして、これに関しましては、従来どおり必要最低限を
いただいてやっていきたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第77号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議
会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第77号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決
を求めることについては、原案のとおり可決されました。

○議長（藤原義一議員） ここで暫時休憩をいたします。

再開を3時20分といたします。

午後 3時09分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

答弁の保留について

○議長（藤原義一議員） 先ほど川村よし子議員に対する答弁を保留しておりましたので、村
松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 先ほど保留しておりました質問に対してお答えいたします。

社会福祉協議会の正職員につきましては、1人当たり大体年間400万円ちょっとの給与とな
っております。一方、矢巾ゆりかごにつきましては、300万円ちょっとというふうな数字とな
っております。

一方、パートにつきましては、社会福祉協議会につきましては、1時間当たり875円、矢巾ゆりかごにつきましては850円というふうになってございます。

以上でございます。

日程第9 議案第78号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第9、議案第78号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第78号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾斎苑の管理については、株式会社JAシンセラが平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間の指定を受けておりますが、引き続き平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間管理を行わせるべく地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成21年度から2期6年間行ってきた株式会社JAシンセラによる同施設の管理運営が良好であり、特に施設利用者の心情に配慮しつつ、住民サービスの向上に努め、管理運営に係る内容等を熟知しているため、効率的な運営を行うことが可能なことから今後においても施設の適切かつ効率的な管理運営が見込まれる盛岡市下飯岡21地割180番地、株式会社JAシンセラ、代表取締役、藤尾東泉が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導してまいり所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたし

ます。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第78号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第78号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第79号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の
指定等に関し議会の議決を求めることについて

- 議長（藤原義一議員） 日程第10、議案第79号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

- 町長（川村光朗君） 議案第79号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町農村環境改善センターの管理については、岩手中央農業協同組合が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間の指定を受けておりますが、引き続き平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間管理を行わせるべく地方自治法第244条の2、第6項の

規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から3期9年間行ってきた岩手中央農業協同組合による同施設の管理運営が良好であり、特に経費の縮減に努めつつ、利用者に対するサービスの向上を図っているなどの実績を評価した上で、今後においても施設の効果的、かつ効率的な管理運営が見込まれる紫波町桜町字上野沢38番地1、岩手中央農業協同組合、代表理事組合長、藤尾東泉が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体として選定いたしましたところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導してまいり所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第79号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第79号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第80号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第11、議案第80号については、5番、川村農夫議員に関連する事案でありますので、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

（5番 川村農夫議員 退場）

○議長（藤原義一議員） 日程第11、議案第80号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第80号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾地区農業構造改善センターの管理については、土橋自治会が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間の指定を受けておりますが、引き続き平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間管理を行わせるべく地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から3期9年間行ってきた土橋自治会による同施設の管理運営が良好であり、特に経費の縮減に努めつつ、利用者に対するサービスの向上を図っているなどの実績を評価した上で、今後においても施設の効果的かつ効率的な管理運営が見込まれる矢巾町大字高水寺第9地割53番地2、土橋自治会自治会長、星川憲康が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体として選定いたしましたところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導してまいり所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第80号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等
に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第80号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議
会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで5番、川村農夫議員の入場を許可します。

(5番 川村農夫議員 入場)

日程第12 議案第81号 南昌グリーンハイツに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長(藤原義一議員) 日程第12、議案第81号 南昌グリーンハイツに係る指定管理者の指
定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第81号 南昌グリーンハイツに係る指定管理者の指定等に関し議
会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

南昌グリーンハイツの管理については、グリーンハイツの会が平成24年4月1日から平成
27年3月31日までの3年間、指定管理を受けておりますが、平成27年4月1日から平成30年
3月31日までの3年間は、管理をドルフィンサポートやはばに行わせるべく地方自治法第
244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき平成26年10月16日から同年11月10日まで指定管理者の公募を行い、ドルフィンサポートやはばとエクゼキュート東北株式会社の2団体から申し込み申請を受け、矢巾町公の施設の指定管理者選定委員会による審査により、事業計画及び収支計画が適正かつ優位であり、特に経費の縮減に努めつつ、利用者に対する健康づくりの場を提供するとともに、各種イベント開催計画を評価した上で施設の効果的かつ効率的な管理運営が見込まれる矢巾町大字又兵衛新田第8地割156番地、ドルフィンサポートやはば代表、廣田利光が指定管理者として最適であると判断し、指定管理者の候補団体として選定いたしましたところであります。

なお、ドルフィンサポートやはばは、町内商工業者を中心とした任意団体でスタートし、町内雇用を確保した上、将来はNPO法人化を目指すこととしており、町といたしましては、効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、指定管理者に対し、積極的に指導してまいり所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 2点についてお伺いします。

このグリーンハイツは、建ててからもう30年以上たっていると思いますけれども、老朽化していると思いますけれども、今後の整備計画というのは、どのように立てられているのかお伺いします。

それから、2点目ですけれども、全員協議会でも小川文子議員が質問しておりますが、事故が起きる、小さい子どもさん、保育園児とか乳児とか行くと思いますけれども、そういう事故が起きた場合は、ドルフィンサポートやはばの責任もありますけれども、矢巾町としても責任があると思いますけれども、その事故が起きそうなところの点検とかはどのようなになっているのか。それでどのような機関で点検されているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 山本商工観光課長。

○商工観光課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、グリーンハイツの老朽化に伴う今後の整備計画の関係

でございますけれども、議員、ただいまお話ございました施設そのもの、昭和53年から施設稼働、利用をしている状況でございます。ただ、ここまで来る部分につきましては、それぞれ施設、外壁、内壁、プール、それぞれ整備してきているところでございまして、ここ四、五年、これにつきましても総合計画、こちらの中で順次整備をさせていただいてございます。なお、この老朽化等々に伴います耐震診断、建物の耐震診断につきましては、平成25年度、こちらの事業として実施いたしましたところでございまして、結果的には耐震構造には問題ないというような状況になってございます。

ご質問のありましたグリーンハイツそのものの今後の整備計画の考え方、進み方でございますけれども、今現在まだ第6次部分の進行中、あと1年あるわけですけれども、ここら辺、あとは第7次総合計画の部分、こちらの部分の中で施設、建物整備の部分、具体的にはまだこれから計画してございますけれども、第6次で実質的にあと1年分の中でやれるかどうか、まだ今後の予算協議の進め方にもよりますので、そこら辺もあわせて施設整備のほう取り組ませていただきたいというふうに考えてございます。

それから、2点目のご質問でございましたプール事故対策等の関係でございます。全協におきまして確かにご説明申し上げたわけでございますけれども、それぞれ監視体制の中で委託、指定管理者、それぞれ救助システムの確立、これを仕様書でうたってございますので、こちら確立しながら施設運営に当たっては、安全面に配慮した形の中で対応していただくというふうな考え方を持ってございます。さらに、町といたしましても、施設整備の部分、当然初めて指定管理者ということでやる部分もございますので、ここら辺の引き継ぎと申しますか、説明については、万全を期してやっていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、この保障、事故等の部分に関しまして指定管理者、もちろん町も当然入っているわけですけれども、指定管理者に対しましても保険、この付保につきましても協定書のほうでうたいながら安全には万全を期していきたいというふうに考えているところでございます。

施設の点検につきましては、それぞれ請け負いました指定管理者が専門業者への委託の部分もこれは当然出てまいりますし、町といたしましても管理と申しますか、報告を受けた中での点検、これを実施していきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第81号 南昌グリーンハイツに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第81号 南昌グリーンハイツに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第82号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第13、議案第82号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第82号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町営キャンプ場の管理については、グリーンハイツの会が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間、指定管理を受けておりますが、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間は、管理をやればキャンプ愛好会に行わせるべく地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、平成26年10月16日から同年11月10日まで指定管理者の公募を行い、やはばキャンプ愛好会とNPO法人岩手県バイコロジーをすすめる会の2団体から申し込み

申請を受け、矢巾町公の施設の指定管理者選定委員会の審査により、事業計画及び収支計画が適正かつ優位であり、特に経費の縮減に努めつつ、利用者に喜ばれるキャンプ場の運営に努めるとともに、野外活動イベントの開催及び利用促進のために積極的な情報発信の計画を評価した上で施設の効果的かつ効率的な管理運営が見込まれる矢巾町大字又兵エ新田第7地割227番地の7、やはばキャンプ愛好会、代表、川口洋八が指定管理者として最適であると判断し、指定管理者の候補団体として選定いたしましたところであります。

なお、やはばキャンプ愛好会は、キャンプ愛好家を中心とした任意団体でキャンプ場運営のノウハウを有しており、町といたしましては、効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、指定管理者に対し積極的に指導してまいり所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第82号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第82号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第83号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し
議会の議決を求めることについて

- 議長（藤原義一議員） 日程第14、議案第83号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第83号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町文化会館の管理については、東北共立・寿広グループが平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間の指定を受けておりますが、引き続き平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間管理を行わせるべく地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から3期9年間行ってきた東北共立・寿広グループによる同施設の管理運営が良好であり、特に町内の芸術文化団体への指導、助言、育成、支援も適切であり、自主事業においては、独自の企画力により、次世代が芸術文化に触れる機会を広げるなど、成果も上げており、県内外においても高い評価を得ております。また、経費の縮減に努めつつ、利用者に対するサービスの向上を図っているなどの実績を評価した上で今後においても施設の効率的かつ効果的な管理運営が見込まれることから仙台市太白区八本松2丁目10番11号、東北共立・寿広グループ、代表者、株式会社東北共立、代表取締役、岸浪行雄を指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体を選定いたしましたところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導してまいり所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番、齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 非公募による選定理由として、現在までの活動を高く評価してとい

うことでありますけれども、それにつきまして2点お聞きしたいと思います。

町内の芸術、文化団体を支援して県内での成果を上げているというお話ですけれども、具体的支援団体と成果内容がわかればお聞きしたいと思います。

もう一点は、独自企画による企画がすばらしい企画をしているという話でありますけれども、企画には多分収支がついていると思いますけれども、この収支差益が大きくなれば、指定管理料との関連は出てくるのかどうか、2点お聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の町内の支援団体でございますが、指定管理者のほうに町といたしまして支援の要請をしているものは、町民劇場、それから室内合奏団、そして混声合唱という3つの団体を一応町としての支援団体として仕様の中で支援していただくということでお願いをしております、これまで継続的に田園ホールできてから定期的な演奏会の開催等も行いながら団員の確保にも努めながら頑張っていたいただいているというようなことでありまして、そのほかの団体等につきましても適切な助言をしていただきながら舞台等の運営を行っているという状況でございます。

もう一つ、2点目の独自事業、自主事業での収支ということでございますが、確かに現在入場料を徴収して入っていただいている事業等については、満杯というような内容にはなっておりませんが、そこら辺のところは、これまでは指定管理者のほうの経営努力の中でやっていたいただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第83号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第83号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第84号 矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定期間の変更に関し議会の議決を求めることについて

日程第16 議案第85号 矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第15、議案第84号及び日程第16、議案第85号については、3番、村松信一議員、10番、芦生健勝議員の各位に関連する事案でありますので、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

（3番 村松信一議員 退場）

（10番 芦生健勝議員 退場）

○議長（藤原義一議員） 日程第15、議案第84号 矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定期間の変更に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第84号 矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定期間の変更に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾中学校屋外運動場照明施設の管理につきましては、矢巾町民総合体育館の管理とともに、特定非営利法人矢巾町体育協会が平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間指定管理業務を行うべく平成25年第4回矢巾町議会定例会において可決いただいていたところであります。しかしながら、平成26年矢巾町議会定例会9月会議において矢巾町屋外運動場照明施設及び管理に関する条例を廃止する条例が可決され、平成26年12月31日をもって廃止されることから、指定管理期間を平成26年12月31日までに変更するべく議会の議決を求めるものであります。

なお、矢巾中学校屋外運動場照明施設は、平成27年1月1日から施行される矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例により、旧矢巾中学校グラウンドと一体となった矢巾町屋外運動場として町民の体力、健康づくり、スポーツの振興、コミュニティーの醸成に資する新たな社会体育施設として活用していくこととしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第84号 矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定期間の変更に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第84号 矢巾中学校屋外運動場照明施設に係る指定管理者の指定期間の変更に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第85号 矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

- 町長（川村光朗君） 議案第85号 矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町屋外運動は、平成26年矢巾町議会定例会9月会議において、新たに矢巾町屋外運動

場設置及び管理に関する条例が制定されたことにより、平成27年1月1日から旧矢巾中学校グラウンドと矢巾中学校屋外運動場照明施設が一体となった新たな社会体育施設として設置されることになっております。平成27年1月1日から平成27年3月31日までの3カ月間は、教育委員会において直営で管理いたしますが、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間、これまで矢巾中学校屋外照明施設の管理の指定を受けておりました特定非営利活動法人矢巾町体育協会に管理を行わせるべく地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、矢巾町民総合体育館の管理を平成18年から2期9年間行ってきた特定非営利活動法人矢巾町体育協会とするもので、同施設の管理運営が良好であり、特にも本町との連携を図り、競技スポーツ及び生涯スポーツの推進と町民一人一人の心身の健康維持のため、各種事業を幅広く実施しております。

また、経費の縮減に努めつつ、利用者に対するサービスの向上を図っているなどの実績を評価した上で、矢巾町屋外運動場においても、施設の効果的かつ効率的な管理運営が見込まれることから、矢巾町大字南矢幅第13地割118番地、特定非営利活動法人矢巾町体育協会、会長、村松正夫を指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体を選定いたしましたところであります。

なお、指定管理者の指定に当たっては、効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導に当たっていくものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 運動場にトイレができたわけですが、トイレの管理も指定管理者で行うのか。

あと周りに舗装道路もあるのでありますが、それも一体として指定管理なさるのでしょいかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

トイレも含めての指定管理を考えておりますし、あと範囲につきましては、一応旧校舎が建っていたところとの間に通路があるわけですが、ここまでがグラウンドの地番としての一体の施設になっておりますので、そこまでの区間を指定管理ということでお願いをしたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

5番、川村農夫議員。

○5番（川村農夫議員） 9月会議で藤原梅昭議員から減免対象団体とか、そういった点についての質疑があったと記憶しております。そういった点についてのその後の方針といたしますか、それにどのように対処されたかについてご報告いただきたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

9月会議での答弁の中で体育協会のほうと協議させていただくというお答えをさせていただきましたが、その後に体育協会のほうと減免内容等につきまして、グラウンドという、今回の屋外運動場に限らず体育施設の減免の内容につきまして協議をさせていただきまして、ある程度学校、それから幼稚園等のそういった団体、それからあとは県民体での練習、あと町民総合スポーツの中での練習、そういった具体的な例も含めて協議させていただきまして、ある程度の方向性は出させていただいております。そこら辺については、今後周知を図っていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 今減免の話を検討したという話はお聞きしたわけですがけれども、前回決をとる際に、減免の内容が不備な状態で賛否をとったわけなのですからけれども、かなり強引にこのまま進めさせてほしいということで決になったわけですがけれども、この議案が提案される前に、その辺の内容、体育協会とどう協議して、どのような内容になったかというのは、きちっと我々のところに伝えてしかるべきものだと思うのですけれども、なぜ今回議案になる前に全協なり、あるいは何かの形で説明がなかったのか、その辺をちょっと伺いたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど体協さんとの協議の中では、屋外運動場に限らずということで広く協議をさせていただきましたけれども、9月会議の席では、まだ施設が設置条例がまだできておらない状況ですので、まだその減免内容については協議していなかったという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） いや、その時点ではなくても、その後、そういうことで協議しますと、検討しますということで話が出されていたわけですから、今回の議案が出る前にきちっと説明なり、どういう内容で減免されるかと、どこまでの範囲になるのか、その辺が全然見えないし、納得できていません。そういう意味で非常に不親切というか、説明不足だなと、そういうふうに感じていますので、それに対して教育長さん、何かご意見あれば。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

9月定例会におきましては、ご可決いただきましたこと、ありがたく思っております。その際に附帯等のことは私はなかったと思いますが、きちんと検討するようにというご要望がございましたので、それに従いまして早速元団体であります全ての団体を取り仕切る体育協会とお話し合いを持ったところでございます。

また、矢巾町の屋外運動場につきましては、1月1日から施行ということになっておりますので、大変おくれてはおりますけれども、施行前に議員の皆様、それからちょっとおくれるかもしれませんが、町民の皆様に周知を図ってまいりたいというふうに思っていますので、ご了承、お願いしたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 全員協議会のほうでもお話ししましたけれども、運動場が整備されたとはいえ、料金を払ってテニスコート、野球なりする方には、それなりの対応にはなっておりますが、ウォーキングをして休みたいと、そういうときにベンチなりあれば、ちょっとでも休憩ができるので、その点について、その計画はないかと質問したとき、その計画はありませんというふうに断言をされましたので、やっぱりこの議会の場を通じて、やはりウオ

ーキングをしている人がちょっと休む場所、これはぜひ検討していただきたい。それは指定管理者に要望することなのか、町に要望することなのか、私はちょっと今どちらなのかなどは思いますけれども、ぜひ指定管理者のほうにもその旨を伝えていただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 要望ですか。

○6番（小川文子議員） 要望です。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第85号 矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第85号 矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで3番、村松信一議員、10番、芦生健勝議員の入場を許可します。

（3番 村松信一議員 入場）

（10番 芦生健勝議員 入場）

○議長（藤原義一議員） ここで暫時休憩をいたします。

再開を4時半といたします。

午後 4時21分 休憩

午後 4時30分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

会議時間の延長

○議長（藤原義一議員） あらかじめ皆様方に申し上げますけれども、時間がもうじき5時に

なりますので、終わりそうにありませんので、会議規則第9条第1項の規定により会議時間は5時までとなっておりますけれども、同条第2項の規定により、延長することができるとなっておりますので、あらかじめ延長することを宣告しておきます。

日程第17 議案第86号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）
について

○議長（藤原義一議員） 日程第17、議案第86号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第86号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、13款国庫支出金にがんばる地域交付金を新設補正し、1款町税の個人町民税、法人町民税及び固定資産税、13款国庫支出金の障害者自立支援給付費負担金、障害児施設措置費負担金及び臨時福祉給付金給付事業費補助金、14款県支出金の障害者自立支援給付費負担金、15款財産収入の土地売却収入、20款町債の児童館建設事業債、臨時財政対策債を増額補正し、9款地方交付税の普通交付税、11款分担金及び負担金の農業体質強化基盤整備促進事業受益者分担金、13款国庫支出金の共通番号制度導入事業補助金、農業体質強化基盤整備促進事業補助金及び社会資本整備総合交付金、20款町債の公共事業等債を減額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、4款衛生費にし尿処理施設整備事業、6款農林水産業費に農業振興事業を新設補正し、2款総務費の財政調整基金積立事業、3款民生費の臨時福祉給付金給付事業、障害者自立支援事業、障害児福祉事業及び母子福祉医療費助成事業、8款土木費の道路橋梁総務事業、除雪事業及び住宅管理事業、10款教育費の教育振興総務事業を増額補正し、国家公務員給与に準じた職員給与の見直し及び新陳代謝等による人件費の総額、2款総務費の電子計算事業、6款農林水産業費の農業基盤整備事業、8款土木費の道路新設改良事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,097万7,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億7,803万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の命によりまして議案第86号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の詳細についてご説明を申し上げます。

6ページをお開き願います。地方債の補正でございます。限度額の変更でございます。起債の目的の児童福祉施設整備事業の補正前の限度額5,580万円を補正後9,270万円に、道路整備事業の限度額1億40万円を8,560万円に、臨時財政対策債の限度額4億4,600万円を4億6,658万7,000円とするものでございます。

13ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。なお、説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順で説明を申し上げます。

1款町税、1項町民税、1目個人9,163万3,000円、節に参りまして現年課税分同額で説明欄のとおりでございます。2目法人1億2,234万7,000円、節に参りまして現年課税分同額で説明欄のとおりでございます。2項固定資産税、1目固定資産税、補正額2,844万3,000円、節に参りまして現年課税分同額、説明欄のとおりでございます。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税△794万8,000円、節に参りまして地方交付税同額でございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金、3目農林水産業費負担金△540万6,000円、節に参りまして農業費負担金同額、説明欄のとおりでございます。4目土木費負担金、補正額△140万8,000円、節に参りまして道路橋梁費負担金同額、説明欄のとおりでございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料26万4,000円、節に参りまして総務使用料同額、説明欄のとおりでございます。8目教育使用料△141万6,000円、節に参りまして公民館使用料同額、説明欄のとおりでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2,450万6,000円、節に参りまして障害者自立支援給付費負担金1,877万6,000円、障害児施設措置費負担金573万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金△2,261万1,000円、節に参りまして共通番号制度導入事業補助同額でございます。説明欄記載のとおりでございます。2目民生費国庫補助金1,656万5,000円、節に参りまして社会福祉費補助金1,587万5,000円、児童福祉費補助金69万円で説明欄のとおりでございます。3目衛生費国庫

補助金△219万6,000円、節に参りまして保健衛生費補助金同額、説明欄のとおりでございます。4目農林水産業費国庫補助金△830万円、節に参りまして農業体質強化基盤整備促進事業補助金同額、説明欄のとおりでございます。5目土木費国庫補助金△2,231万8,000円、節に参りまして道路橋梁費補助金同額で説明欄のとおりでございます。7目総務費国庫補助金、補正額1,965万円で節に参りましてがんばる地域交付金同額、説明欄のとおりでございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金1,225万3,000円、節に参りまして障害者福祉事業費負担金938万8,000円、障害児施設措置費負担金286万5,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。2項県補助金、1目総務費県補助金△99万6,000円、節に参りまして地域経営推進費補助金同額、説明欄のとおりでございます。2目民生費県補助金215万1,000円、節に参りまして介護保険運営事業費補助金52万9,000円、母子福祉費補助金162万2,000円で説明欄のとおりでございます。農林水産業費県補助金232万5,000円、節に参りまして農業振興費補助金同額、説明欄のとおりでございます。3項委託金、1目総務費委託金△3万4,000円、節に参りまして統計調査費委託金同額、説明欄のとおりでございます。5目土木費委託金3万4,000円、節に参りまして住宅費委託金同額で説明欄のとおりでございます。

15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入3,831万9,000円、節に参りまして土地売払収入で同額で説明欄のとおりでございます。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金199万9,000円、節に参りまして一般寄附金同額、説明欄のとおりでございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、2目ふるさと基金繰入金△190万円、節に参りましてふるさと基金繰入金同額、説明欄のとおりでございます。

19款諸収入、4項雑入、1目雑入233万4,000円、節に参りまして雑入同額で、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

20款町債、1項町債、1目民生債3,690万円、節に参りまして児童福祉施設整備事業債同額、説明欄のとおりでございます。2目土木債△1,480万円、節に参りまして道路整備事業債同額で説明欄のとおりでございます。4目臨時財政対策債2,058万7,000円、節に参りまして臨時財政対策債同額で説明欄のとおりでございます。

21ページをお開き願います。歳出に参ります。1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額20万円、節に参りまして給料3万円、職員手当等16万3,000円、共済費7,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費31万円、節に参りまして給料△163万5,000円、

職員手当等186万6,000円、共済費7,000円、需用費7万2,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。2目文書広報費でございますが、補正額はゼロで財源更正となっております。5目財産管理費342万3,000円、節に参りまして賃金25万2,000円、需用費373万2,000円、使用料及び賃借料△25万9,000円、備品購入費△30万2,000円で説明欄記載のとおりでございますが、修繕料119万6,000円につきましては、役場庁舎屋上の外壁等の修理となっているものでございます。6目企画費34万2,000円、節に参りまして需用費12万円、役務費22万2,000円で説明欄記載のとおりでございます。8目財政調整基金費2億440万3,000円、節に参りまして積立金同額でございます、財政調整基金の積立金でございます。この額を積み立てますと、残高が18億4,259万5,000円となるものでございます。9目コミュニティ対策費△214万5,000円、節に参りまして報酬4万2,000円、旅費△34万5,000円、負担金、補助及び交付金△184万2,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。10目電子計算費△2,261万1,000円、節に参りまして委託料△2,205万2,000円、備品購入費154万円、負担金、補助及び交付金98万1,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

2項徴税費、1目税務総務費196万7,000円、節に参りまして給料21万8,000円、職員手当等174万9,000円で説明欄記載のとおりでございます。2目賦課徴収費△48万6,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄のとおりでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費△36万6,000円、節に参りまして給料△52万6,000円、職員手当等16万円で説明欄のとおりでございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費5万9,000円、節に参りまして給料9,000円、職員手当等5万円で説明欄記載のとおりでございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費6万5,000円、節に参りまして給料2万3,000円、職員手当等3万7,000円、共済費5,000円で説明欄のとおりでございます。2目指定統計費8万8,000円、節に参りまして報酬△3万4,000円、職員手当等12万2,000円、賃金1万8,000円、旅費△1,000円、需用費△1万8,000円、役務費1,000円、いずれも説明欄のとおりでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,742万4,000円、節に参りまして給料11万円、職員手当等151万円、共済費32万8,000円、賃金△7万6,000円、需用費△51万8,000円、役務費19万5,000円、負担金、補助及び交付金1,587万5,000円でございます、説明欄記載のとおりでございます。2目障害福祉費4,724万3,000円、節に参りまして委託料64万8,000円、扶助費4,659万5,000円で、いずれも説明欄記載のとおりとなっております。3目老人福祉費

4万8,000円、節に参りまして給料△27万2,000円、職員手当等24万5,000円、共済費35万3,000円、需用費67万6,000円、役務費1万1,000円、委託料△150万円、負担金、補助及び交付金23万6,000円、償還金、利子及び割引料29万9,000円で、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。4目保健福祉交流センター費△5万4,000円、節に参りまして需用費15万6,000円、委託料△21万円で説明欄のとおりでございます。5目保養センター費95万6,000円、節に参りまして需用費18万8,000円、役務費12万7,000円、工事請負費64万1,000円で説明欄記載のとおりでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費4,434万4,000円、節に参りまして給料△9万4,000円、職員手当等101万2,000円、賃金△1,000円、需用費△19万2,000円、役務費11万7,000円、委託料168万8,000円、工事請負費4,372万9,000円、公有財産購入費△60万6,000円、負担金、補助及び交付金69万円、補償、補填及び賠償金△199万9,000円で説明欄記載のとおりでございますが、児童館整備事業の増4,281万2,000円につきましては、煙山児童館の増築工事に係る増となっているものでございます。2目児童措置費、補正額はゼロで財源更正でございます。3目児童福祉施設費△1,074万2,000円、節に参りまして給料△701万9,000円、職員手当等△160万円、共済費△400万円、需用費82万円、委託料6万円、備品購入費99万7,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。4目母子福祉費509万9,000円、節に参りまして委託料7万円、扶助費502万9,000円で説明欄記載のとおりでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費△410万9,000円、節に参りまして給料△252万7,000円、職員手当等33万9,000円、賃金23万7,000円、役務費△52万円、委託料△214万2,000円、償還金、利子及び割引料50万4,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。2目予防費796万2,000円、節に参りまして委託料同額で説明欄記載のとおりでございます。高齢者の予防接種と小児インフルの予防接種、6カ月の者から中学校3年生までが対象になっているものであります。

2項環境衛生費、1目環境衛生総務費619万8,000円、節に参りまして給料2万6,000円、職員手当等10万2,000円、共済費7,000円、需用費7万7,000円、委託料8万8,000円、負担金、補助及び交付金589万8,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2目環境保全費66万円、節に参りまして役務費6万円、負担金、補助及び交付金60万円で説明欄記載のとおりでございます。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費6万2,000円、節に参りまして給料2万4,000円、職員手当等3万2,000円、共済費6,000円で説明欄のとおりでございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費△12万円、節に参りまして給料△30万5,000円、職員手当等18万5,000円で説明欄のとおりでございます。2 目農業総務費168万1,000円、節に参りまして給料2万6,000円、職員手当等53万円、負担金、補助及び交付金112万5,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございますが、新規就農総合支援事業補助112万5,000円につきましては、夫婦の新規の就農者2組に対する補助となっております。3 目農業振興費221万3,000円、節に参りまして賃金9万3,000円、需用費11万円、役務費1万円、負担金、補助及び交付金200万円で、いずれも説明欄記載のとおりであります。下段の法人化支援交付金につきましては、3 組織に対します支援交付金となっております。5 目農地費△599万円、節に参りまして委託料△40万6,000円、工事請負費△1,330万円、負担金、補助及び交付金771万6,000円で説明欄記載のとおりであります。かんがい整備事業費の増につきましては、鹿妻管内の昨年の8.9の災害の応急事業の負担金の増となっているものでございます。6 目農村総合整備事業費2万8,000円、需用費同額で説明欄記載のとおりでございます。8 目ダム管理費43万7,000円、節に参りまして給料1万8,000円、職員手当等19万円、共済費22万9,000円で説明欄記載のとおりでございます。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費12万6,000円、節に参りまして給料△14万1,000円、職員手当等26万7,000円で説明欄のとおりでございます。2 目商工振興費69万8,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額で説明欄のとおりでございます。3 目観光費45万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費△114万3,000円、節に参りまして給料△136万9,000円、職員手当等22万6,000円で説明欄のとおりであります。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費1,263万5,000円、節に参りまして需用費同額でございます。街路灯あるいは融雪装置に係る電気料の増となっております。2 目道路維持費6,805万1,000円、節に参りまして職員手当等200万円、賃金51万2,000円、需用費112万9,000円、委託料6,458万2,000円、備品購入費△17万2,000円で説明欄記載のとおりであります。除雪事業の増の除雪委託につきましては、業者に対する委託業務の予定しているものでございます。3 目道路新設改良費△7,470万1,000円、節に参りまして需用費7万4,000円、委託料△3,372万8,000円、工事請負費△680万7,000円、公有財産購入費△1,394万円、補償補てん及び賠償金△2,030万円で、いずれも説明欄のとおりでございます。4 目橋梁維持費△317万円、節に参りまして委託料2,443万円、工事請負費△2,760万円で説明欄記載のとおりでございます。

3項河川費、1目河川総務費77万8,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額で説明欄のとおりでございます。2目河川改良費につきましては、財源更正となっております。

4項都市計画費、1目都市計画総務費224万3,000円、節に参りまして給料7,000円、職員手当等43万7,000円、需用費179万9,000円で説明欄記載のとおりでございます。2目土地区画整理費57万2,000円、節に参りまして繰出金同額で説明欄のとおりであります。5目公園費98万円、節に参りまして需用費同額、説明欄のとおりでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費、節に参りまして給料2万4,000円、職員手当等3万6,000円、共済費5,000円、需用費437万1,000円、工事請負費183万4,000円で説明欄記載のとおりでございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費△112万5,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額で説明欄のとおりであります。2目非常備消防費△20万5,000円、節に参りまして給料3万1,000円、職員手当等16万8,000円、共済費7,000円、委託料△41万1,000円で、いずれも説明欄記載のとおりであります。4目水防費△118万円、節に参りまして委託料同額で説明欄のとおりでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費48万6,000円、節に参りまして給料6万円、職員手当等41万1,000円、共済費1万5,000円で説明欄のとおりでございます。3目教育振興費721万9,000円、節に参りまして賃金41万3,000円、報償費23万3,000円、需用費8,000円、役務費9,000円、負担金、補助及び交付金655万6,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

2項小学校費、1目学校管理費244万6,000円、節に参りまして給料7万9,000円、職員手当等18万8,000円、共済費2万7,000円、需用費215万2,000円で説明欄のとおりであります。2目教育振興費△4万5,000円、節に参りまして賃金56万5,000円、報償費1万円、旅費8,000円、需用費7万7,000円、役務費1,000円、使用料及び賃借料△9万6,000円、扶助費△61万円で、いずれも説明欄のとおりであります。

3項中学校費、1目学校管理費246万6,000円、節に参りまして給料3万8,000円、職員手当等8万8,000円、共済費7,000円、需用費233万3,000円で説明欄記載のとおりでございます。

2目教育振興費△95万円、節に参りまして扶助費同額で説明欄のとおりでございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費50万4,000円、節に参りまして給料13万9,000円、職員手当等27万1,000円、共済費9万4,000円で説明欄のとおりでございます。2目公民館費

129万円、節に参りまして給料2万3,000円、職員手当等19万9,000円、共済費39万8,000円、需用費66万8,000円、補償、補てん及び賠償金2,000円で説明欄記載のとおりでございます。3目文化会館費218万7,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄記載のとおりでございます。4目文化財保護費21万2,000円、節に参りまして需用費1万3,000円、使用料及び賃借料19万9,000円で説明欄のとおりでございます。5目史跡公園建設費△37万5,000円、節に参りまして委託料△55万7,000円、工事請負費18万2,000円で説明欄のとおりでございます。6目歴史民俗資料館費4万5,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄のとおりであります。

5項保健体育費、2目体育施設費112万円、節に参りまして需用費同額、説明欄のとおりであります。3目学校給食費488万円、節に参りまして給料11万9,000円、職員手当等46万5,000円、共済費5万2,000円、需用費206万5,000円、備品購入費217万9,000円で、説明欄記載のとおりであります。共同調理場の調理場備品につきましては、共同調理場の冷凍庫、それから徳田小学校の食器の消毒保管庫を更新するものでございます。

11款災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費、1目民生施設災害復旧費△63万2,000円、節に参りまして需用費2万4,000円、工事請負費△65万6,000円で説明欄記載のとおりでございます。

3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費212万4,000円、節に参りまして工事請負費150万円、償還金、利子及び割引料62万4,000円で説明欄記載のとおりでございます。

12款公債費、1項公債費、1目元金168万1,000円、節に参りまして償還金、利子及び割引料同額、説明欄のとおりでございます。2目利子△354万9,000円、節に参りまして償還金、利子及び割引料同額、説明欄記載のとおりであります。

以上をもちまして議案第86号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

16番、高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） 15ページの国庫補助金のがんばる地域交付金、これはどういう内容なのか、どこに使うのかというやつをお聞きしたいと思います。

あともう一点は、27ページの町立保育園事業の減、職員の給与の減になってはいますが、これはどういうやつで減になったのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 済みません、ゆっくりしゃべってもらわないとわからないようだから、もう一回。

○16番（高橋七郎議員） 15ページの国庫補助金のがんばる地域交付金の内容と用途、どこに使うのか、これと27ページ、町立保育園事業の減の給与の分の減になってはいますが、何でこうなったのか、その2点についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） がんばる地域交付金についてでございますが、これにつきましては、国の平成25年度の補正予算で創設された交付金でありまして、いわゆる行政改革、例えば給料を削減したとか、そういったまず自治体といいますか、市町村で財源の著しく低いようなところに対しまして重点的に配分といいますか、交付される交付金となつてございます。それで使い道といいますか、対象となりますのは、国の国庫補助の制度には該当しないまでも、建設といいますか、起債の対象になるような事業に使える交付金というような内容になってございます。

今回具体的には、財源の充当先といたしましては、道路改良の舗装事業のほうといいますか、河川事業に150万円、それから道路改良の舗装の関係、事業費で赤林地区の排水路のかさ上げ工事をする事になっておりますが、そちらのほうの財源に充当するのが315万円、それから駅周辺の土地区画整理事業の特別会計のほうの繰出金として1,500万円を予定しているものでございます。

以上、お答えといたします。私のほうからは以上です。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 2点目の点についてお答えをいたします。

27ページの3目の児童福祉施設費の一般職員給与費の減ということでございますが、この1,200万円につきましては、その左に書いてありますが、2節から4節の給料、職員手当、共済費、この合計ということになります。今回、ここに限らずでございますが、給与に関しましては、当初予算を組むときは、前年度の2月ごろの職員の状態で予算を組みます。その後、当然3月31日でおやめになる方、4月1日採用というふうなことで人事異動があるわけでござ

ございます。そういったことを調整をいたしまして、今回この補正予算に上げたものでございまして……

(何事か声あり)

○総務課長(星川範男君) 済みません、訂正をいたします。1月1日現在の職員の状況で予算を組んでおります。それを今回調整をするということでございまして、昨年この、これは煙山保育園の関係でございしますが、職員が3名おやめになりましたので、やめましたので、退職しましたので、補充をいたしました。ということで給料の高い方が退職されたということで、その差ということでこのような状況であらわれているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番(川村よし子議員) 数点質問します。

まず1点目は、ページ数で16ページの財産収入の土地売却収入は、どこの土地をどのくらい売ったのかお伺いします。

それから、2点目は、ページ数で25ページ、障害福祉費の扶助費のところですが、中身でちょっと、ここは扶助費はプラスになっているのですけれども、その中で療養介護医療給付費が700万円マイナスになっているのですけれども、ほかのところの訓練とか、特別給付費のところはプラスになっていて、どういうふうに、どうしてこの介護医療給付費がマイナスになったのかお伺いします。

それから、3点目ですけれども、歳出の全体的に電気料というか光熱費が増になっているのですけれども、体育館とか文化ホールとか、なっているのですけれども、どういう理由で増になっているのかお伺いします。

○議長(藤原義一議員) 星川総務課長。

○総務課長(星川範男君) ただいまの質問にお答えをいたします。

1点目の歳入の不動産売却収入の件でございしますが、これにつきましては、駅西の場所が1カ所、1,900万円ほどでございます。それから、駅前の関係で3カ所でございますが、これが1,500万円ほど、それからそのほかの通常の払い下げということで460万円ほどというふうなことでおおよそこの金額ということになってございます。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

療養介護給付費だけがマイナス700万円ということで、どのような理由かということでございますが、基本的に障害福祉のこの予算につきましては、ある程度の予想のもとに、これぐらい使われるであろうなという、すべてそういうふうな形になっておりますが、そういう部分でつくっておりますが、700万円につきましては、特別理由があるというよりも、ほかのほうのサービスを使って、ここのサービスが使われなかったということで、ほかのほうのサービスが当然増になっているというような形になっておりますので、この部分だけを使わないというのではなくて、よそのサービスを使うためによそのほうがふえてここが減っているというようなご理解をしていただければなど、このように思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 各款等の光熱水費の関係でございますが、まずほとんど施設を持っているところでありますが、これはほとんど電気料金のアップによりまして増額になっているものでございます。使っている量はそんなにアップはしていないのですが、料金のほうがどうしても上がっておりまして、そちらのほうの対応でほぼの施設で増額となっているものであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） もう一点お伺いします。

煙山保育園のことなのですけれども、煙山保育園、完成が来年1月と聞くのですけれども、今後どのような日程でいろいろ子どもたちとか保護者とか、それから町民にアピールとか、新築しますという、そういうのをするのですかお聞きします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 児童館ではなく保育園でよろしいですね。

（「はい」の声あり）

○住民課長（村松康志君） 煙山保育園につきましては、年内に園舎は完成予定でございます。

そして年末年始にかけて引越しをいたしまして、1月5日から供用開始という予定と

なっております。その後、外構のほうの工事に入りまして、2月27日を期限に全て完成をしたいというふうに思っておりますし、まだ決めてはおりませんが、時期を見計らいまして保護者の皆さんや、あるいは町民の皆さんにご紹介していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） まず2ページの寄附金、若干減っているわけなのですが、ふえているのか、これのふるさと納税の以前お話しして、よそでは2億円とか3億円とか、かなり納税していただいているということでかなり活発に動いているようなのですが、その辺の動きぐあいを当町の対応、それをひとつ教えていただきたいと。

それから、30ページの農地費、この中で農業体質強化基盤整備促進事業の減と、1,300万円ほどになっているのですが、これ多分暗渠関係かなというふうに勝手に思っているのですが、これはここで減になって繰り越しになる予算なのかなと、その確認です。

それから、3つ目は、33ページ、ここにスマートインターの事業、マイナスということで載っていますけれども、これは特別事業がおくれているというか、そういうような理由で減になっているわけではないのでしょうか。その辺の内容を教えてください。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 寄附金のふるさと納税の関係でございますが、まず平成25年度では3人ありまして、107万円の寄附がございました。それで平成26年度、今年度、今現在におきましては、4名の方から寄附がございまして、116万円の状況となっております。いろいろ医師会とか、そういった方たちにPRをしていただいたりしております関係で、今現在では前年度から比べると1名の増ですが、そういったこともありまして、若干伸びてきているのかなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 2点目のご質問にお答えいたします。

まずこの部分につきましては、暗渠整備の関係の部分でございまして、それで当初予算では、暗渠の自主施工の部分の補助部分と、あとは町で直接直営のやる部分のフォアスの部分、地下かんがい排水の関係の部分のその2つの部分を予定しておりましたけれども、それで実際に申請状況なり、その方向性をもって自主施工の部分、そちらのほうに全てになりまして、

フォアスの関係がありませんでしたので、それでその部分につきまして減額するものでございます。それとあわせて調査費の部分、委託料の部分につきましてもあわせてこれも減額する部分になっておりました。これ一体のものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 3点目の質問でございます。スマートインターチェンジにつきましては、過速度はそのまま30年供用開始という形でやっておりますけれども、町道堤川目線、安庭線より上のほうの測量関係を翌年度にということでこれ補助事業の関係でその分減ということで翌年度測量調査を継続するという形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。ふるさと納税、少しねじ巻いてやったほうがいいのではないかと考えているのですけれども、せっかく地元で納税をしてあげたいと、こう思っている人たちがいっぱいいるのに、なかなかこちらのほうでは、そのPRというか、それにつながる成果なようですので、少し他の市町村を見習ながら負けないように頑張りたいなと思うのですけれども、その辺、来期に向かってひとつもう少し事業計画の中で吟味していただきたいなというのが1つと。

それから、暗渠のほうは、そうすると繰り越しになる予算ではないということですか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） そのようにまず努めてまいりたいと思っております。まず議員各位にもひとつPRのほう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

繰り越しするものではございません。精査の結果でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

3番、村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 34ページの公園費、都市計画費の公園費の光熱水費が増になっておりますけれども、これは森山パストラルパークも対象になっておりますでしょうか。私、ここ

で夜、真冬の夜にあそこに夏からずっと夜に電気がかんかんとついておりますけれども、真冬には電気をつけるのかつけないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたしますけれども、都市公園として森山パストラルパークは入っておりません。それで水道光熱費というのは、都市公園、流通センターの広宮沢とか、そういう大きい公園、都市公園のほうの、先ほど企画財政課長が言いましたけれども、電気料の高騰という形でございます。

以上、私のほうからお答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 村松信一議員。

○3番（村松信一議員） これと関連して森山パストラルパークのことを補正では関係ないのですが、お聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（藤原義一議員） はい、どうぞ。

○3番（村松信一議員） あそこに電気がついていますが、ずっと真冬の夜もつけていただきたいということをご要望申し上げます。普通公園というのは夜使わないわけですので、夜というか、真冬の夜は使わないはずなのですけれども、実は、今冬になりますと、自転車通学はしないで歩いてくるわけなのですけれども、除雪をした道路を通ってくればいいのですけれども、なぜか生徒さんたちは、あの山を越えて来るのです。雪が幾ら降っても、かなりの人数であそこを朝越えてきまして、夜真っ暗になっても、あそこをまっすぐ上って、階段を上って公園を通って帰路につくということで、ぜひともあそこに真冬で本当は使わないはずなのですけれども、公園に電気をつけていただきたいということをご要望申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

4番、山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 27ページの煙山児童館の工事請負費がありますが、当初の請負費と比較して、どの程度の差があるのか。これには駐車場等の関係は入っているのかどうか、その2点と、それから35ページのハザードマップの作成委託料ですが、減額にはなっていますが、たしか来年の2月ころの配布というような話も前に聞いたことがあるのですが、その今後の配布までの見通しはどうなっているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えします。

煙山児童館につきましては、当初予算では五千数百万円の工事請負費を計上させていただきましたけれども、議員ご承知のとおり南のほうに増築することが頓挫いたしまして、そして既存の児童館の東側の職員の駐車場になっている部分に2階建てで建設をすることを選択いたしました。その際に、土壌を調査したところ、20メートルほどのボーリングを掘って調査いたしましたところ、非常に軟弱な土である、地盤であるということで、まずその補強をしなければならないということが発覚したこと、それと昨年当初予算計上したときに比べて、東京オリンピックもありますし、沿岸のほうの復旧もあります。かなり資材なり、人件費が高騰しているということ。それから、増築した場合に、既存の建物をつなげることによって現行の建築基準法を適用しなければならないということを当初見過ごしてございまして、既存の建物に防火壁を設置しなければならないというようなことが生じました。

以上のことから当初に比べてかなりの建築費の増嵩につながったものでございます。また、駐車場用地につきましては、説明欄のところの土地購入費がございましてけれども、最初南側のほうに土地を購入する予定でございましたけれども、その予算を使わせていただきまして、現在の児童館の30メートルほど南のところに面積にして325平米ほどの駐車場を購入いたしましたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 2点目のハザードマップの関係でございまして、完成につきましては、2月末ごろを予定しております。3月に若干入るかもしれませんが、当初予定どおりその辺の完成を目標にただいま作業をしております。このマイナス計上になってございまして、これは入札減ということで特に部数を減らしたりとか、そういったことではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 16ページ、雑入の広告掲載料の増、これの詳細についてお知らせください。

あともう一点、28ページ、予防費の予防接種事業の増、これインフルエンザということで

すけれども、ことし流行早いという話ですけれども、予防接種の状況と罹患状況を教えてください。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それでは、2点目のインフルエンザの罹患状況あるいは接種状況というお話ですが、矢巾町でインフルエンザ、矢巾中学校がもう学級閉鎖に、多分県内でいち早く学級閉鎖してしまったわけですが、そのような状況でインフルエンザ、かなり矢巾町の場合、進行が早いというように見ております。その反面、各医療機関から来る請求内容を見ますと、例年よりもインフルエンザの接種者といえますかが多いなというふうに見込んでおります。では、全体的にどれくらいかというのは、そこまでちょっとうちのほうでまだ把握しかねておりますが、例年よりは今話をしたとおりインフルエンザの接種量が多いかなというふうに見込んでおります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） インフルエンザの学校の状況をお知らせいたします。学校のほうですが、今ありましたが、矢巾中学校が一番早くなりまして4クラスで学級閉鎖になっておりますが、今現在は閉鎖しているクラスはございません。それから、小学校のほうですが、東小学校が1クラスありましたが、こちらのほうも今は出てきております。今現在なっているところは徳田小学校の5年生と不動小学校の5年生が学年、あそこ1クラスですので、学年閉鎖ということになっております。これからまだちょっと状況を聞きましたならば、来週あたりも危ないのではないかなというように話を聞かれておりますが、その辺心配しているところでございます。今現在の状況はそういう状況になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 広告料の60万3,000円についてでございますけれども、広報やはばに掲載していただいております広報の収入が52万7,000円ほど、それからホームページのほうにウェブやはばに掲載されているものが8万6,400円の計上となっているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第86号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第86号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第87号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第18、議案第87号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第87号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回は、現計予算の総額の補正はございません。歳出の1款総務費、1項総務管理費、3項介護認定審査会費及び2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2項介護予防サービス等諸費の組み替えによる補正でございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして、議案第87号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細について説明をさせていただきます。なお、説明に当たりましては、前例どおりとさせていただきます。

9ページをお開きを願います。歳出1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額10万円、節に参りまして需用費2万5,000円、委託料7万5,000円。3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費△10万円、節に参りまして報酬同額、説明欄記載のとおりでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、7目居宅介護福祉用具費106万6,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。

ページを返していただきまして、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正額△106万6,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございますが、それぞれサービス費が当初予定しておりましたものよりも増になるもの、減になるものということで補正をさせていただいているものでございます。

以上をもちまして議案第87号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 1点だけ質問します。ページ数で9ページの一般管理費委託料、弁護士委託料ですけれども、これは専門家ですので、どういういきさつでこうなったのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） これにつきましては、前にも議会のほうに説明をしておりますが、第三者行為によりまして交通事故が発生して介護状態になっている方がいらっしゃいますが、まだその訴訟状態ということで介護保険料、矢巾町で自己負担分1割をもらっておりますが、9割分負担をいたしております。その9割分の補償が決まるまで矢巾町も訴訟に参加するということで議員さん方の承認を得ております。それがまだ継続をしているということで委託をしております弁護士さんがまだ東京に行くことがあるということで今回増額をお願いしたものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第87号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第87号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につい
ては原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第88号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業
特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第19、議案第88号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理
事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第88号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計
補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、3款財産収入の財産売払収入、4款繰入金の一般会計繰入金
を増額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、1款総務費の総務事業、3款基金積立金の矢幅駅西地
区土地区画整理事業基金積立事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

4,722万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,301万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 町長の命により議案第88号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明申し上げます。なお、説明は、前例同様とさせていただきます。

9ページをお開き願います。歳入、3款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入4,664万8,000円、節に参りまして土地地区画整理事業保留地売却収入同額でございます。2画地846平方メートル売却してございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金57万2,000円、節に参りまして一般会計繰入金同額、説明欄記載のとおりでございます。

13ページ、お開き願います。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費57万2,000円、節に参りまして給料3万4,000円、職員手当等29万円、共済費24万5,000円、負担金、補助及び交付金3,000円、説明欄記載のとおりでございます。

3款基金積立金、1項基金積立金、1目土地地区画整理基金積立金4,664万8,000円、節に参りまして積立金同額でございます。積み立て前が2万円しかありませんでしたので、総額4,666万8,000円の残高となります。

以上をもちまして議案第88号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ちょっと勉強不足で申しわけないのですが、1つだけ教えてください

い。こちらで売却している土地と一般会計で売却している土地というのは、その区画整理の範疇に入っているか、入っていないかという差だけですか、そこだけ確認です。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 一般会計のほうは、区画整理事業地内の町有地もありますし、以外の町有地もあります。それが一般会計のほうで計上しているもので、特別会計のほうは、駅西の保留地の売却分でございます。その違いでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第88号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第88号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第89号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第20、議案第89号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第89号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の1款水道事業費用を増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の1款資本的支出を減額するものであります。これによりまして収益的収入及び支出のうち支出の1款水道事業費用を130万3,000円増額して、総額を5億4,126万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の1款資本的支出を154万8,000円減額して、総額を5億7,112万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして議案第89号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）の詳細について説明いたします。

なお、説明に当たりましては、6ページの明細書によって行いますので、6ページをお開き願います。平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第2号）を款、項、目、補正予定額の順に説明いたします。

それでは、収益的収入及び支出の支出、1款水道事業費用130万3,000円、1項営業費用同額、1目原水及び浄水費887万3,000円、節に参りまして給料1万7,000円、手当4万9,000円、賃金4万2,000円、法定福利費1万3,000円、動力費875万2,000円。2目配水及び給水費△257万2,000円、節に参りまして給料△107万4,000円、手当△87万8,000円、法定福利費△62万円。4目総係費△499万8,000円、節に参りまして給料△235万2,000円、手当△134万円、法定福利費△94万6,000円、厚生費△2万3,000円、賞与引当金繰入額△33万7,000円。

次に、資本的収入及び支出の支出、1款資本的支出△154万8,000円、1項建設改良費、3目第3次拡張事業費、いずれも同額です。節に参りまして給料△83万3,000円、手当△27万9,000円、法定福利費△43万6,000円。

今回の補正のうち主なものは、人事院勧告によりまして給料、手当、法定福利費、厚生費といった人件費に係るもの、及びそれらと連動します賞与引当金繰入額、そして電力料金の値上げの影響によりまして不足が予想されました動力費の増額となっております。

以上で議案第89号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わ

ります。よろしくお願いいたします。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を一括して質疑を行いたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第89号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第89号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第90号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

- 議長（藤原義一議員） 日程第21、議案第90号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第90号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、支出の1款公共下水道事業費用並びに2款農業集落排水事業費用をそれぞれ増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道資本的支出を減額するものであります。これによりまして収益的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道事業費用を6万円増額して、総額を6億2,992万5,000円とし、2款農業集落排水事業費用を166万5,000円増額して、総額を4億2,733万5,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道資本的支出を311万3,000円減額して、総額を8億1,515万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして議案第90号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）の詳細について説明いたします。なお、説明に当たりましては、水道事業会計と同様とさせていただきます。

6ページをお開き願います。平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第2号）を説明いたします。

収益的収入及び支出の支出、1款公共下水道事業費用6万円、1項営業費用、3目総係費、節に参りまして報償費、いずれも同額でございます。

2款農業集落排水事業費用166万5,000円、1項営業費用同額、1目処理場費85万円、節に参りまして動力費同額。2目管渠費81万5,000円、節に参りまして動力費同額でございます。

次に、資本的収入及び支出の支出、1款公共下水道資本的支出△311万3,000円、2項建設改良費、1目管渠建設改良費、いずれも同額です。節に参りまして給料△128万4,000円、手当△112万8,000円、法定福利費△69万4,000円、厚生費△7,000円。

今回の補正のうち主なものは、人事院勧告による人件費に係るもの、そして電力料金に係る値上げの関係がございまして、動力費の増額となっているものでございます。

以上で議案第90号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入り

ます。

お諮りします。収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を一括して質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

1番、齊藤正範議員。

○1番(齊藤正範議員) この中身を見ますと、電力料がふえまして、その部分を人件費の人の入れかえの部分が減っているという補正なのですけれども、その人の部分については、企業努力ということで幾らかでも水道費用を少なくするためなのか、たまたま人事のめぐり合わせなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(藤原義一議員) 藤原上下水道課長。

○上下水道課長(藤原道明君) ただいまのご質問ですが、人件費に関しましては、先ほど一般会計の中でもありましたけれども、前年度予算は1月1日時点での職員でもって予算を見積もるわけですけれども、今回はあくまで人事異動の結果としての人件費の補正という内容になってございます。

以上、お答えいたします。

○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第90号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第90号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

川村町長ほか参与の方々には退席されて結構であります。

午後 6時08分 休憩

午後 6時13分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

次は、発議案4件でございますけれども、きょうの冒頭で請願で可決されたものでございますので、中身、皆さんわかっておられると思いますので、朗読を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） それでは、そのようにいたします。

日程第22 発議案第15号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に関する意見書の提出について

○議長（藤原義一議員） 日程第22、発議案第15号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に関する意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

12番、村松輝夫議員。

（12番 村松輝夫議員 登壇）

○12番（村松輝夫議員） 前段請願、審査意見で述べた内容のとおりでございます。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第15号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に関する意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、発議案第15号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第23 発議案第16号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費
国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平
成27年度政府予算に係る意見書の提出につい
て

○議長(藤原義一議員) 日程第23、発議案第16号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成27年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

12番、村松輝夫議員。

(12番 村松輝夫議員 登壇)

○12番(村松輝夫議員) これも15号と同じく前段請願、審査意見で述べたとおりの内容でございますので、議員各位のご賛同をいただきますようお願いをいたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第16号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成27年度政府予算に係る意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第16号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成27年度政府予算に係る意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第24 発議案第17号 米価安定対策等を求める意見書の提出について

○議長（藤原義一議員） 日程第24、発議案第17号 米価安定対策等を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

10番、芦生健勝議員。

（10番 芦生健勝議員 登壇）

○10番（芦生健勝議員） 前段で説明したとおりであります。議員諸氏の賛同をお願いして提案理由の説明とします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第17号 米価安定対策等を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第17号 米価安定対策等を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第25 発議案第18号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について

○議長（藤原義一議員） 日程第25、発議案第18号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

12番、村松輝夫議員。

（12番 村松輝夫議員 登壇）

○12番（村松輝夫議員） それでは、提案理由を申し上げます。審査意見の内容のとおりでありますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第18号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第18号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

○議長（藤原義一議員） 以上をもって12月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

これをもって平成26年矢巾町議会定例会12月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後 6時20分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

署名議員